



熊本県大津町

夢と希望がかなう 元気大津



第6次 大津町振興総合計画

基本構想（2018～2025）・前期基本計画（2018～2021）

は じ め に

昭和31年の合併により現在の大津町が誕生して以降、町がもつ豊かな自然や、古くからの歴史・文化、そして交通の要衝としての地理的特性を生かして、産業・文化・自然の調和した魅力あるまちづくりに努めてまいりました。平成18年3月には「第5次大津町振興総合計画」を策定し、企業誘致による産業集積や子育て支援などを中心とした様々な施策に取り組んできました。その結果、若い世代を中心とした人の流入・定住が進み、人口が34,000人を突破した現在以降も、この勢いは暫く継続する見込みです。



しかしながら、全国的には人口減少や少子高齢化が進み、また国による地方分権推進の影響により、地方自治は転換期を迎えています。さらには平成28年熊本地震という未曾有の災害を経験し、その復旧・復興を優先的に進めながらも、新たな施策にも取り組む必要があるなど、大津町の行政も直面している課題に対応していかなければなりません。

このような中、「第5次振興総合計画」が平成29年度で期間満了となるため、この度、平成30年度から8年間の「第6次大津町振興総合計画」を策定しました。第6次計画では、前計画を引き継ぎながらも、新たに「夢と希望がかなう 元気大津」を町の将来ビジョンとして掲げ、その達成に向かって各分野の施策を展開していきます。

町の限られた財源の中で、多種多様な施策を進行し目標を達成していくためには、行政・町民・企業など皆がそれぞれの役割を自覚し、協力していくことが必要不可欠です。この計画は、本町のまちづくりの最上位計画として各分野における施策の方針を定め、町民の皆様には今後の町政の方向性を示したものであり、本計画を町民の皆様とのコミュニケーションツールの一つとして活用できたら幸いです。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました町民の皆様をはじめ、振興総合計画策定審議会委員、町議会議員、そしてご協力いただいた関係者の皆様には心から感謝を申し上げますとともに、将来ビジョンの達成に向けて、引き続き町政に対するご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年3月
大津町長 家入 勲

INDEX

I 基本構想

【序章】総合計画の策定にあたって

- 1. 計画策定の背景 2
- 2. 計画の位置づけ 2
- 3. 計画の構成と特徴 3

【第1章】総合計画策定の前提

- 1. 大津町の現況と課題（将来展望における論点整理） 4

【第2章】基本構想

- 1. まちづくりの基本理念 10
- 2. 大津町の将来ビジョンと取り組み姿勢 11
- 3. まちの将来フレーム 14

【第3章】施策の大綱（政策分野別方針）

- 1. 施策の大綱の体系 16
- 2. 政策分野別基本方針 17

II 前期基本計画

【第1章】基本計画について

- 1. 基本計画の概要 22
- 2. 施策の体系 24

1. 産業 ひと・もの・情報が行き交う 農工商併進のまち 29

1-1 農業の振興 / 1-2 林業の振興 / 1-3 工業の振興 / 1-4 商業の振興 / 1-5 観光の振興

2. 福祉・保健 笑顔でつなぐ 元気で健やかなまち 41

2-1 地域福祉・障がい福祉の推進 / 2-2 子ども・子育て支援 / 2-3 高齢者福祉の充実

2-4 健康・医療の充実

3.教育・文化 ふるさとを愛し、未来に夢が膨らむまち 51

3-1 家庭教育への支援 / 3-2 学校教育の充実 / 3-3 生涯学習の推進

4.生活環境基盤 町の活力(にぎわい)を支える 機能性の高いまち 63

4-1 土地利用政策の推進 / 4-2 都市基盤づくり / 4-3 下水道・工業用水道の整備

4-4 交通環境の充実 / 4-5 環境にやさしいまちづくり / 4-6 生活安全性の向上

5.町政運営 “つながり”と“安心”の持てるまち 79

5-1 参加の場づくり / 5-2 行政運営 / 5-3 防災力の向上

5-4 人権を尊重する地域社会の形成

6.復旧・復興 住民生活の再建・再生と災害に強いまち 91

6-1 住民生活・暮らしの再建(大津町復旧・復興計画と連動)

6-2 社会基盤の復旧・経済の再生(大津町復旧・復興計画と連動)

6-3 命を守る・災害に強いまちづくり(大津町復旧・復興計画と連動)

【第2章】計画の推進

1.計画の進行管理について..... 100

2.評価体制について 100

Ⅲ 参考資料

1.答申文 参-1

2.策定体制と経緯 参-4

3.大津町財政計画(平成30年～平成33年) 参-8

4.その他参考資料 参-9

和暦・西暦の
記載について

※法律の施行・各種計画の策定日 和暦のみ

※図表 元号のアルファベット1文字および西暦(昭和:S、平成:H)

※その他本文 和暦、西暦を並列 [例:平成29年(2017年)]

I

基本構想

序 章 総合計画の策定にあたって

第1章 総合計画策定の前提

第2章 基本構想

第3章 施策の大綱（政策分野別方針）

1. 計画策定の背景

■ 大津町振興総合計画とは？

大津町振興総合計画とは、大津町をどのような「まち」にしていくのか、そのためにどんな事をしていくのかを総合的・体系的にまとめた町の最上位計画です。福祉、都市計画、環境といったすべての計画の羅針盤となる役割を持った計画となります。（まちづくりを進めるみちしるべ）

■ 第6次大津町振興総合計画の策定の趣旨

平成18年3月に策定した「第5次大津町振興総合計画」の計画期間が平成29年度で終了することから、次期計画として平成30年度を初年度とする「第6次大津町振興総合計画（以下「本計画」という。）」の策定を進めます。

策定にあたっては、少子・高齢化社会に向けた総合的な取り組みや、効率的・効果的な行政運営、熊本地震からの復旧・復興が求められる社会動向等を踏まえながら、大津町の発展と、将来を担（にな）う子どもたちを育（はぐく）み、未来に向けて次世代へ継承していくため、今後目指すべきまちづくりの方向性を示します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、大津町まちづくり基本条例第14条 総合計画を策定根拠とし、町政運営の総合的な指針と位置付けられる本町のまちづくりの最上位計画であり、各政策分野の個別計画は、本計画が示す政策・施策等の考え方を的確に反映する必要があります。

本計画では、同条例で定めるまちづくりの基本原則にのっとり、行政として果たすべき役割の遂行と町民の権利を守る制度やより良いまちを作っていくための仕組みの二つのアプローチから政策・施策を推進していきます。

【参考】大津町まちづくり基本条例(抜粋)

(総合計画)

第14条 まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための総合計画は、この条例の理念に従い策定されるとともに、新たなニーズに対応できるよう不断の検討を加え、必要な見直しを行わなければならない。

2 町の執行機関は、総合計画の策定に当たっては、町民の意見が反映できるように、広く町民の参画を得て策定しなければならない。

3. 計画の構成と特徴

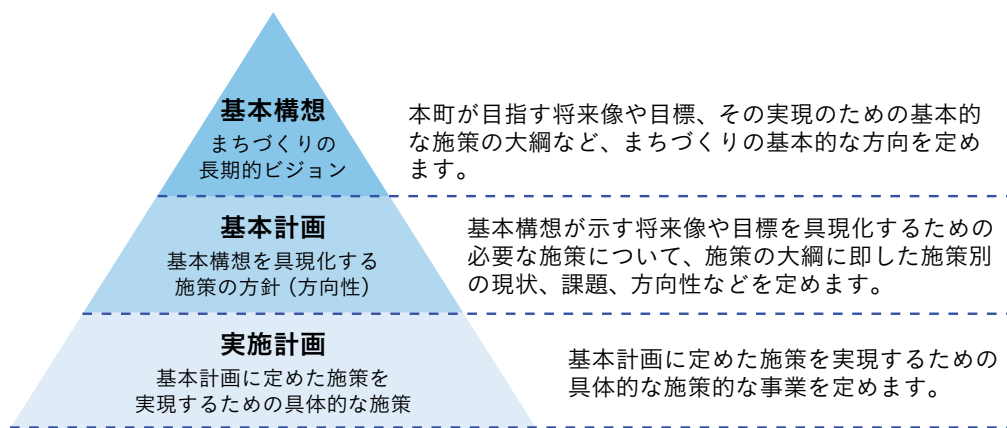
■ 計画の基本構成

本計画は、『基本構想』『基本計画』『実施計画』をもって構成します。

『基本構想』は、まちづくりの長期的なビジョンを示すものとして、本町が目指す将来像や目標、その実現のための基本的な施策の大綱など、まちづくりの基本的な方向を定めます。

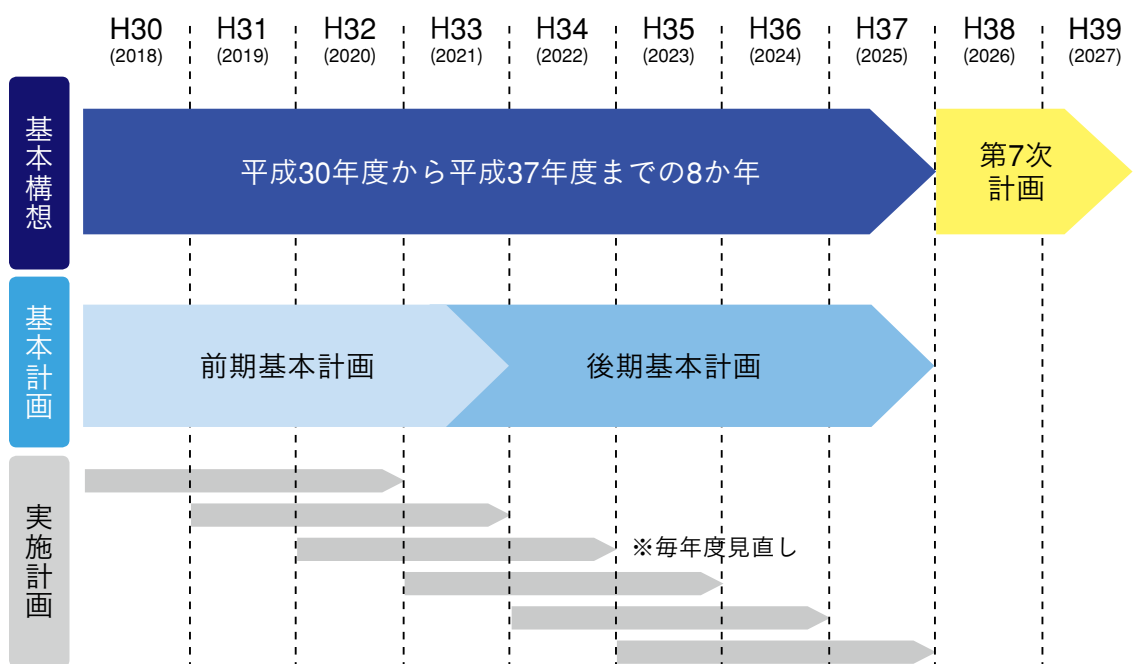
『基本計画』では、基本構想を具現化する施策の方針として、基本構想が示す将来像や目標を具現化するための必要な施策について、施策の大綱に即した施策別の現状、課題、方向性などを定めます。

『実施計画』では、基本計画に定めた施策を実現するための具体的な施策的な事業を定めます。



■ 計画期間と見直し

新総合計画における、基本構想の計画は平成30年度（2018年度）から平成37年度（2025年度）までの8年間とします。また、基本計画は全体計画期間の前期4年間と後期4年間に分けます。実施計画は平成30年度（2018年度）を初年度として3年間とし、毎年度ローリング方式により見直しを行います。



1. 大津町の現況と課題（将来展望における論点整理）

■ 将来訪れる、少子高齢・人口減少社会（総論）

/// 現 況 ///

- 大津町の人口は、昭和50年（1975年）以降増加傾向で、人口問題研究所（平成25年推計）による人口推計においても平成57年（2045年）まで増加することが予想されます。
- しかし、国、県においては、急激な少子高齢・人口減少社会に突入しており、地方創生の取り組みをはじめ、様々な対策が進められています。
- 大津町においても、平成57年（2045年）をピークに減少することが予想されており、地方都市を取り巻く人口減少における社会的影響は、将来起こる事象として、改善策、対応策を検討することが求められます。

/// 課 題 ///

- 将来、大津町においても人口減少による生活サービスの縮小、税収減等による行政サービスの低下、空き家・空き店舗・空き工場・耕作放棄地の増加、地域コミュニティの衰退が、生活利便性の低下や地域の魅力低下をもたらし、更なる人口減少を招くことが想定されます。このため、総合的な観点から人口減少・少子高齢対策に向けた取り組みが求められます。

■ 少子高齢・人口減少社会への対応 【人口構造、地域構造の変化】

①人口構造の変化に向けた対応

現 況

- 大津町では、これまでの産業集積の取り組みにより、就業のタイミングで大津町へ移動する人が多く、若い人の流入・定住が進んだ結果、子育て世代や子どもの数が増加するなど、着実に人口増加が進んできました。しかし、我が国全体の人口構造は大きく変化しており、若い世代の人口が大きく減少しています。
- 若い人の流入に加え、子ども医療費の助成、民間と連携した待機児童対策等により、国や県に比べ高い出生率（H20～H24）となるなど、一定の効果が出ているといえます。しかし、アンケート調査結果（人口ビジョン）における「理想子ども数」や独身者の「結婚希望率」は、県のそれに比べて低いことや、保育園や幼稚園の環境の満足度を高めていくには、更なる改善も求められます。

課 題

- 大津町の活力を維持するためには、人口を維持・増加させることが必要です。それには、働く場の確保とともに、若い人が住みたい住み続けたいと感じる取り組みが重要となります。このため、各種産業と連携し就業機会の維持・創出等による「社会増加（流入人口の増加）」の取り組みに加え、出生率を高める（将来を担う子どもの数を増やす、子育て世代を増やす）ような「自然増加」の取り組みが求められます。

②地域格差の進行

現 況

- 大津町の地域別の人口動向をみると、町中心地域では急激に人口が増加している一方で、南部、北部地域では人口減少が顕著な地域もあり、二極化が進んでいます。
- 人口減少が顕著な地域では、高齢化率も高く、高齢者だけの世帯も増加するなど、農業をはじめとした地域産業の維持や、祭りや地域コミュニティ等の維持ができなくなることも想定されます。
- 一方、市街地では若者の流入により、単身世帯や核家族世帯が増加し、地域サービス（待機児童対策等）が不足するなど、新たな地域コミュニティの形成における課題が生じています。

課 題

- 人口減少、高齢化が進む中で、地域活動をはじめ安全・安心な地域環境を支えるコミュニティを維持していくため、地域力の向上、地域の人材育成に向けた取り組みが求められます。
- また、地域間で課題解決に向けた情報を共有し、連携して取り組むなど、これまでの行政区単位での活動に加え、地域連携による活動が重要となります。
- 都市・地域活動を支えるまちの形成の観点においても、医療、福祉、商業等の生活サービスを確保し、高齢者をはじめ、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めて行くことが求められます。

■ 少子高齢・人口減少社会への対応 【町の構造（基盤）の変化】

①高齢化社会への対応

現 況

- 大津町の高齢化率は、20.7%（平成27年（2015年））で、熊本県、全国平均に比べると低い状況です。しかし、将来的には、国の動向と同じく増加傾向にあり、地域によっては2人に1人が高齢者という社会が到来することが予測されます。
- また、高齢化が進むにつれ、医療給付費・介護給付費などの社会保障費の増加や、自立した生活が難しい認知症などの要介護高齢者・独居高齢者の数が増加しており、今後も増えることが想定されます。

課 題

- 健康寿命を延ばし、高齢者の生きがいづくりや社会参加できる取り組みをはじめ、将来も元気に過ごせる社会環境を整えていくことが求められます。
- また、介護が必要になったり、独居になった場合でも安心して暮らし続けるために、地域での支え合いが必要となります。

②財政運営の見直し

現 況

- 過去10年における歳入の推移をみると、総額は増加傾向にありますが、地方税の割合は減少した一方で、地方交付税、国庫支出金の割合は増加しており、国への財源依存度が高くなっています。
- また、歳出の推移をみると、総額は増加傾向にあり、扶助費、維持補修費、投資的経費が大きく増加しています。更に今後、熊本地震の復旧・復興に向けた費用も継続的に必要となります。
- 高度経済成長期から整備が進められた公共施設等について、今後は大規模改修、修繕、建て替えが発生するなど、大きな転換期を迎えています。このような中で、我が国の財政状況は危機的状況にあり、今後少子高齢化に伴う社会保障費の増加、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少等により、将来の財政状況はさらに厳しくなることが予測されます。

課 題

- 限られた財源の中で、町民ニーズに対応した行政サービスを提供するため、行政の役割や施策効果を見極め、施設の統廃合・複合化やニーズの低い事業の縮小などの見直しが必要となります。
- 大津町の持続発展に必要な戦略的投資については重点的に行うなど、事業の選択と集中が必要となります。

産業構造の変化

①産業の活性化

現 況

- 一定規模の人口を維持していくためには、町民の働く場を増やすなど、産業の活性化を確保することが求められます。
- しかし、農業・林業の高齢化率は高く（高齢者が占める割合が6割）、将来、農業の生産性や農業を維持することが困難となることが予想されます。
- これまで工業団地整備をはじめ、様々な企業の集積を進めたことで、大津町の人口が増加し、活力が維持されてきました。一方で、社会情勢の変化や周辺の自治体との競争も激しくなる中で、企業が撤退することも想定されます。このため、これら企業の持続的な活動や工業団地（土地）を活用していくことが求められます。
- 我が国の観光動向においては、「明日の日本を支える観光ビジョン」等において、観光資源の魅力を高めた地方創生の取り組みを推進し、訪日外国人旅行者数も平成32年（2020年）で4000万人の目標達成に向けた取り組みがなされています。しかし、大津町においては、拠点となる観光資源の整備が進んでおらず、これまでにない（総合力としての）取り組みが重要となります。

課 題

- 既存の産業集積特性を活かしつつ、現在の産業機能の維持、関連産業の集積を推進するとともに、引き続き農工商併進の取り組みを展開し、特色ある地域資源や産業を磨き上げ、それらを効果的に結びつけて、地域で循環する経済の促進が求められます。
- また、産業の活性化に向けては、県や周辺市町村と連携しながら取り組んでいくことも重要です。
- 観光においては、肥後大津駅は「阿蘇くまもと空港駅」の愛称が付与され、空港ライナーが本格運用となりました。交通の要衝としての特性を活かし、阿蘇、熊本の観光資源と連携しながら、農業を活かしたコト消費（※）や食の発信をはじめ、大津町の魅力を発信し、観光交流の促進や外需を創出していくことが求められます。
- また、スポーツコンベンションの推進として、大津町運動公園（スポーツの森大津）の新たに整備した人工芝コート（多目的広場）や熊本地震から復旧した総合体育館を積極的に活用し、大会やスポーツキャンプの誘致を行い、大津に滞在することによる経済効果を高めることが求められます。

※「コト消費」とは、商品やサービスを購入したことで得られる体験に価値を見出す消費傾向をいう。観光においては、日本及び各地域ならではの文化や自然等を体験・体感する消費をいう。他方、商品の所有や商品が持つ機能に価値を見出す消費傾向を「モノ消費」という。

①安全・安心なまちづくり:熊本地震からの復旧・復興(防災の強化)

現 況

- 近年、九州北部豪雨災害や熊本地震等により、大津町でも町民の生活、暮らし、住家、ライフライン等において多くの被害が発生しています。こうした集中豪雨による土砂災害や河川の氾濫、地震による被害等の発生を契機に、人々の防災に対する意識は急速に高まっています。
- 大津町でも、熊本地震の発生を踏まえ、平成29年(2017年)3月、熊本地震からの復旧・復興に関する方針を定めるとともに、震災で得た教訓を今後の『大津のまちづくり』に活かしていくための方向性を示す計画として、「大津町復旧・復興計画」を策定しました。そこでは、「住民生活・くらしの再建」「社会基盤の復旧・経済の再生」「命を守る・災害に強いまちづくり」を復興に向けた重点施策として定め、様々な施策を展開することとしています。

課 題

- ソフト・ハードの総合的な取り組みにより、災害に強く、安全・安心に生活できるまちづくりを進める必要があります。
- 家庭や地域、町、広域連携に基づく、まちの防災力を高めることが必要です。

②環境にやさしいまちづくり

現 況

- 化石燃料の大量消費等により、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量は近年増加傾向にあるなか、地球温暖化の影響は年々顕在化し、洪水や干ばつ等の異常気象が生じるなど、地球環境への負荷低減が世界共通の課題として掲げられています。
- 大津町においては、近年の発展に比例して増え続ける廃棄物への対応として、ごみの分別を推進しリサイクル・減量化に力をいれてきました。また、各家庭の太陽光発電設置を推進するなど、自然環境への負荷低減に向けた取り組みを進めてきたところです。
- 町では「環境の森」や「広葉樹の森」に植樹を進め、二酸化炭素の削減や地下水涵養にも取り組んできました。しかしながら、農林業の衰退や、開発地域の拡大等による自然環境の循環能力の低下が心配されています。

課 題

- 大津町は、豊かな自然に恵まれ、自然との共生によるまちづくりを大切にしてきました。この豊かな自然を次の世代に引き継いでいくとともに、環境にやさしいまちづくりのため、自然環境の保全や循環型社会の形成を進めて行くことが必要です。

1. まちづくりの基本理念

大津町総合計画の策定に当たっては、以下の基本理念に基づき定めて行きます。

①大津町まちづくり基本条例に基づく理念の実現

- 大津町まちづくり基本条例に定める理念を踏まえ、町民と町が一体となって共に考え、役割を分担し、責任を持ってまちづくりを進めることにより、人と自然と産業が調和した「誰もが住みよく誇りの持てる町 おおづ」の実現を目指します。

②継続的なまちづくりの展開（第5次振興総合計画他）

- 大津町は、豊かな自然、人の英知、恵まれた交通の要所、長い歴史や文化など、数々の「宝の山」を育んできました。
- この「宝の山」をまちづくりの貴重な資源として活用し、将来にわたって大津町を発展させ、将来を担（にな）う子どもたちを育（はぐく）み、未来に向けて次世代へ継承していきます。
- また、町政の基調として進めてきた「農工商併進の活力あるまちづくり」を継続的に展開し、企業を維持・誘致し、産業を興し、豊かで活力あるまちづくりを進めて行きます。

③熊本地震からの復旧・復興

- 大津町復旧・復興計画と連携し、「住民生活・くらしの再建」、「社会基盤の復旧・経済の再生」「命を守る・災害に強いまちづくり」を柱として、熊本地震からの復旧・復興に向けた取り組みを進めて行きます。

2. 大津町の将来ビジョンと取り組み姿勢

■ 大津町の将来ビジョン

全国的に少子高齢化が進行し人口減少局面へ移行する中、地域活力の維持や効率的な行財政運営を進めるなど、将来に向けて持続可能な発展を遂げていくためには、今後のまちづくりにおいて、量的拡大志向から質的充実志向への転換を一層本格的なものとしていかななくてはなりません。

このような中で、経済再生と財政健全化を同時に実現していくとして、経済の好循環の拡大、潜在的な成長力の強化に向けて、地域の再生・振興に向けた取り組みが進められています。

大津町においても、先人たちの努力と英知により発展を続け、育まれてきた多くの伝統と文化を活かし、美しい自然と水とまちが共存する、真に豊かさを実感できるまちを創造するため、次の将来ビジョンを掲げます。

大津町の将来ビジョン

夢と希望がかなう 元気大津



～夢と希望がかなう～

大津町では政策的な企業誘致や住宅開発の結果、現在も人口は年々増加を続けており、県内においても、勢いがある元気な町として注目されています。特に、若い世代や子どもの人口も増加を続けており、将来を担う子どもたちの活躍が期待されます。そこで、私たちはこれからも、この素晴らしい大津町を発展させていくため、将来を担う子どもたちの夢と希望がかなうまちづくりを目指します。

本町では、これまで企業誘致による製造業や、豊かな水と大地より支えられた農業を中心とした雇用の確保が形成されてきました。これからも、従来の産業特性を生かすとともに、新たな産業の誘致や既存産業との連携による利益の発揮、また観光や文化をはじめ様々な分野との連携を進め、地域が持つ資源や特性を活かし新たな雇用の創出を目指すなど、若者をはじめ働く人の夢や希望がかなうまちづくりを進めます。

～元気大津～

大津町を支えるのは、そこに住み・働く人々、そして町民が暮らす地域です。この「地域」は、暮らしている身近なコミュニティや一定の生活圏、そして町全域と多様な階層で構成されるものであり、「人」が輝き、「地域」が輝くことによって、大津町全体の元気が創られていくと考えます。

元気大津を実現していくためには、この「人」と「地域」の間における良好な関係性が重要となります。町民が互いを尊重し、支え合うことにより「人と人との絆」が築かれ、このまちで安心して暮らせる基盤が整います。また、町民が地域に関わりを持ち「人と地域の関係性」を築いていくことは、より良い地域の形成につながるだけでなく、地域への誇りと愛着を育み、地域の再生・振興につながっていくものと考えます。

さらに、大津町には豊かな自然環境や宿場町としての歴史的資源があります。また、空港からの最寄り駅で「阿蘇くまもと空港駅」の愛称がついた肥後大津駅や、新たに人工芝コートを整備した大津町運動公園（スポーツの森）など、新たな魅力も存在しています。これらの連携が築かれることで、それぞれの独自性を生かしつつ、全体として魅力の高いまちとして発展する元気大津が実現すると考えます。



■ 取り組み姿勢（テーマ）

大津町の将来ビジョンの達成に向けて、どのようなテーマ（姿勢）で各分野の施策に取り組んでいくのか、その方向性を示す取り組み姿勢（テーマ）を以下の通り設定します。

“ 守ろう ” “ 磨こう ” “ 創ろう ” 未来へつなぐ大津の宝

「守ろう」大津の宝

大津町民の生命・財産や、先人たちが残してくれた文化・環境など
「今ある大津の宝」を守り、未来へつなぎます。

「磨こう」大津の宝

町が持つ交通の利便性や農工商の特色、あるいは大津の将来を担う子供たちなど、
「発展・成長の可能性を秘めている大津の宝」をさらに磨いて輝かせます。

「創ろう」大津の宝

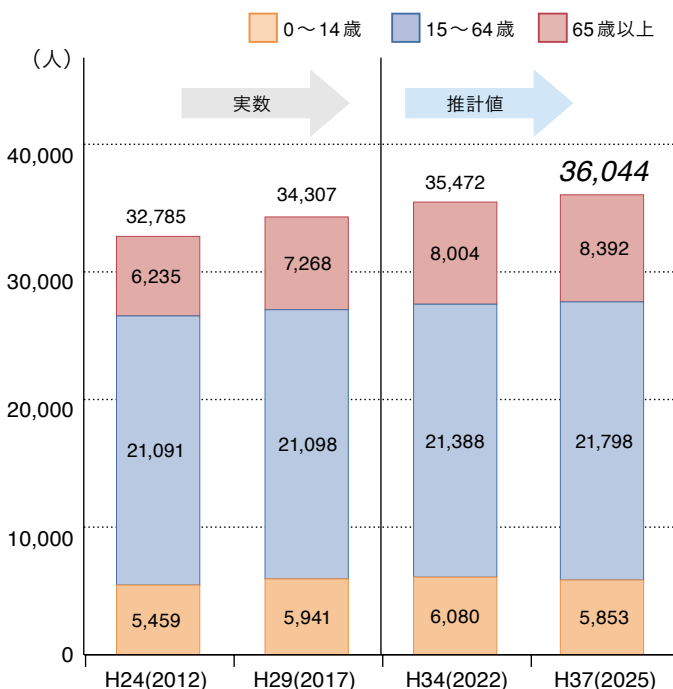
大津に埋もれている魅力、気づかれていない魅力を掘り起し、
またはゼロから創っていくことで、「今はまだない大津の宝」を創造していきます。

3. まちの将来フレーム

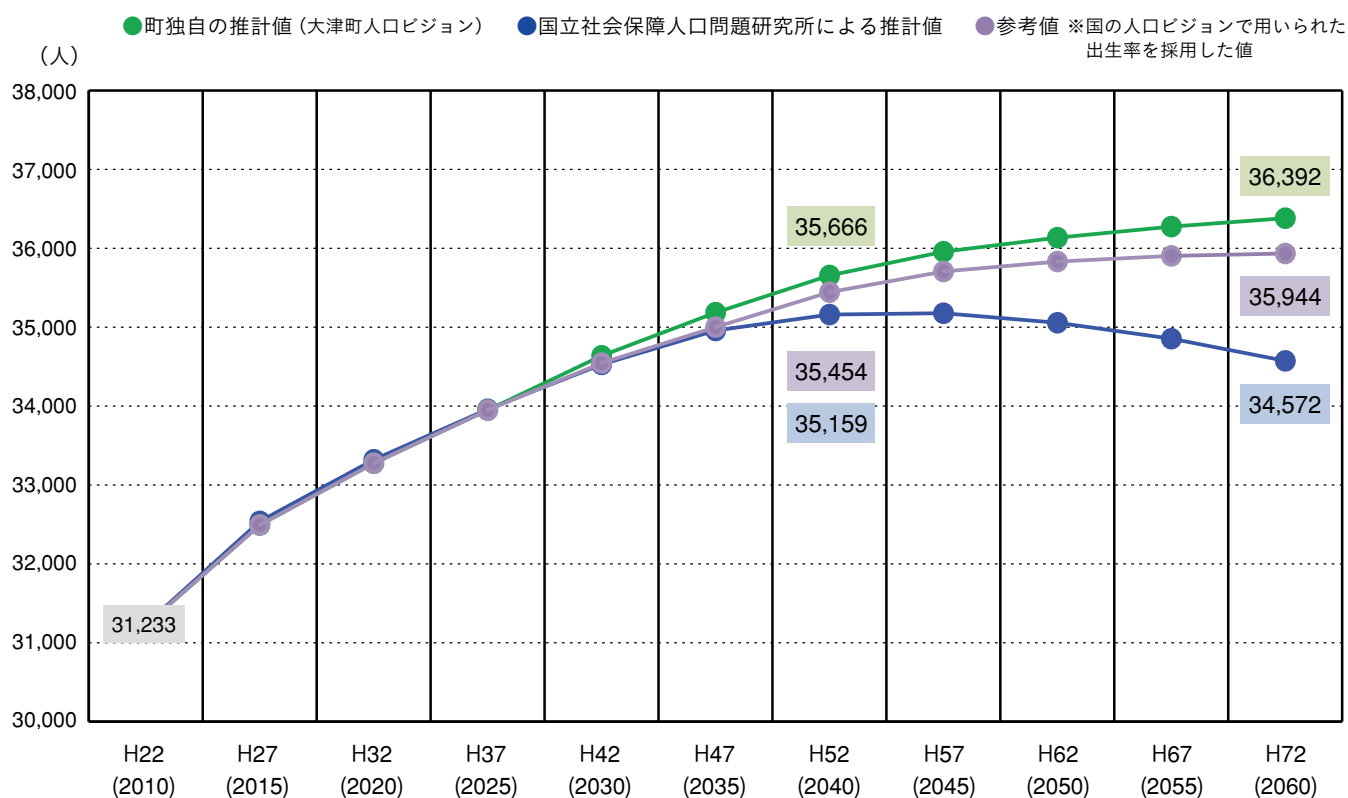
平成29年（2017年）現在の本町の人口は、約34,300人となり、昭和50年（1975年）以降増加傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口（平成25年3月公表）においても、平成57年（2045年）までは増加傾向にあり、そこをピークに減少することが予想されています。

本計画は、平成37年（2025年）を目指した計画であり、計画期間内は、これまでの企業誘致や住宅開発による若者の定住が進んだことで、増加傾向が続くと考えます。そこで、一般的に用いられるコーホート法に基づき推計を行い、目標年次の将来人口は、約36,000人と設定します。

大津町 将来人口推計

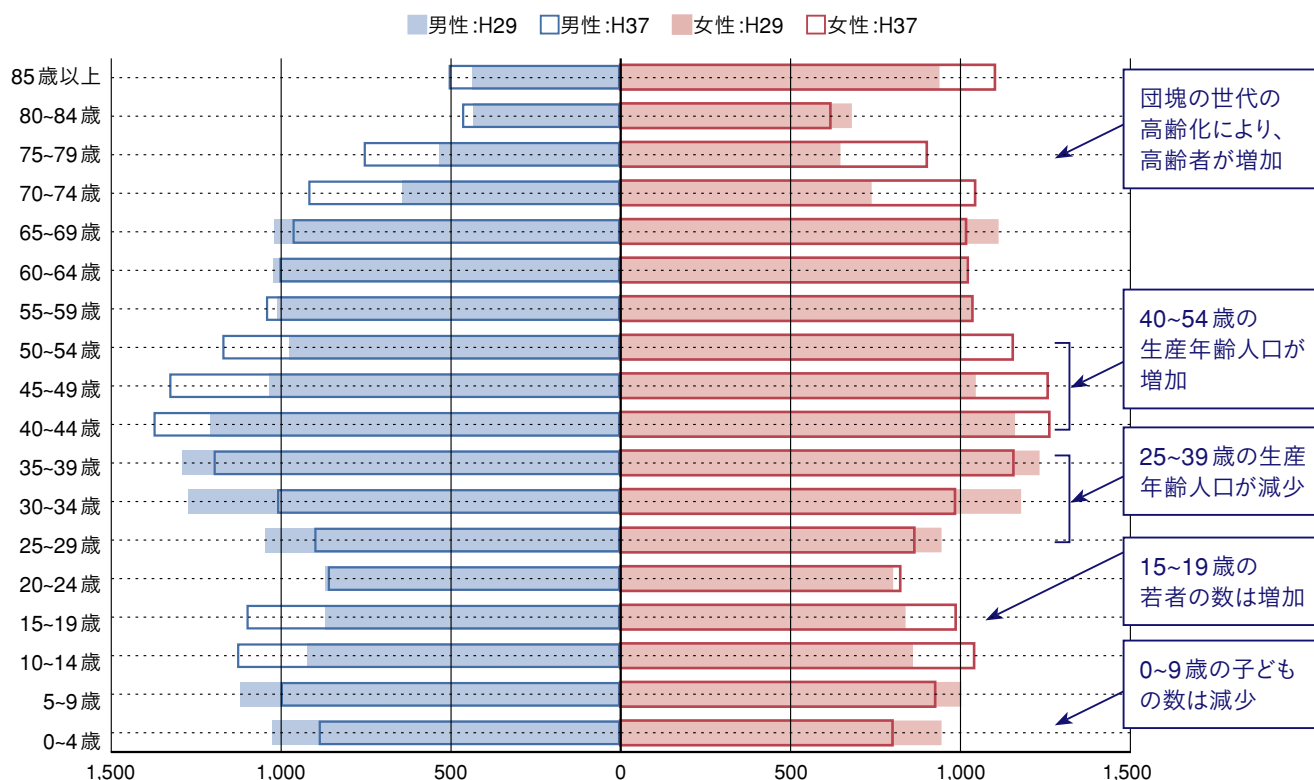


参考：「大津町人口ビジョン（平成28年3月策定）」における推計人口
※ 2060年の長期展望の中における将来人口の推移



なお、大津町人口ビジョンは、平成22年（2010年）の国勢調査を基準とした人口推計であり、その推計結果と現在の町の人口に大きな離れがあったため、本計画では、最新の住民基本台帳の人口を踏まえ、推計を実施しています。

人口ピラミッド（H29とH37の5歳階級別の人口構成の比較）



- 平成29年（2017年）の人口構成をみると、男女ともに30歳～44歳、0歳～9歳の人口が多くなっています。これは、本町がこれまで進めてきた企業誘致施策等により、子育て世代となる若い人の流入・定住が進み、子どもの数も増加したことが考えられます。
- 推計の結果、平成37年（2025年）の人口構成をみると、25歳～39歳の人口が減少することが予想されています。本町の活力を維持していくためには、更なる企業誘致や観光産業の推進により雇用を促進し、また、子育て支援等を充実させることで、若い世代を取り入れることが重要です。
- 全国的な流れと同様に、団塊の世代の高齢化が進むことから、行財政の健全化を図るためにも、高齢者福祉の充実だけでなく、高齢者をはじめ町民の健康づくりや地域で支える社会づくりが求められます。
- 地域で支える社会づくりのためにも、地域の人材を育て、地域力を育む取り組みが一層重要となります。

参考：大津町将来人口推計について

推計方法	コーホート法（コーホート変化率法） ・各コーホート（同年または同期間）の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。 ・5歳階級別で実施
基準人口	・住民基本台帳「平成24年」「平成29年」の5歳階級別人口（10月1日現在）
生残率	・平成22年市区町村別生命表
純移動率	・平成24年から平成29年の純移動数から算出
婦人子ども比	・平成24年と平成29年の婦人子ども比の平均値
出生者の男女比	・平成24年と平成29年の0～4歳人口の男女比の平均値

1. 施策の大綱の体系

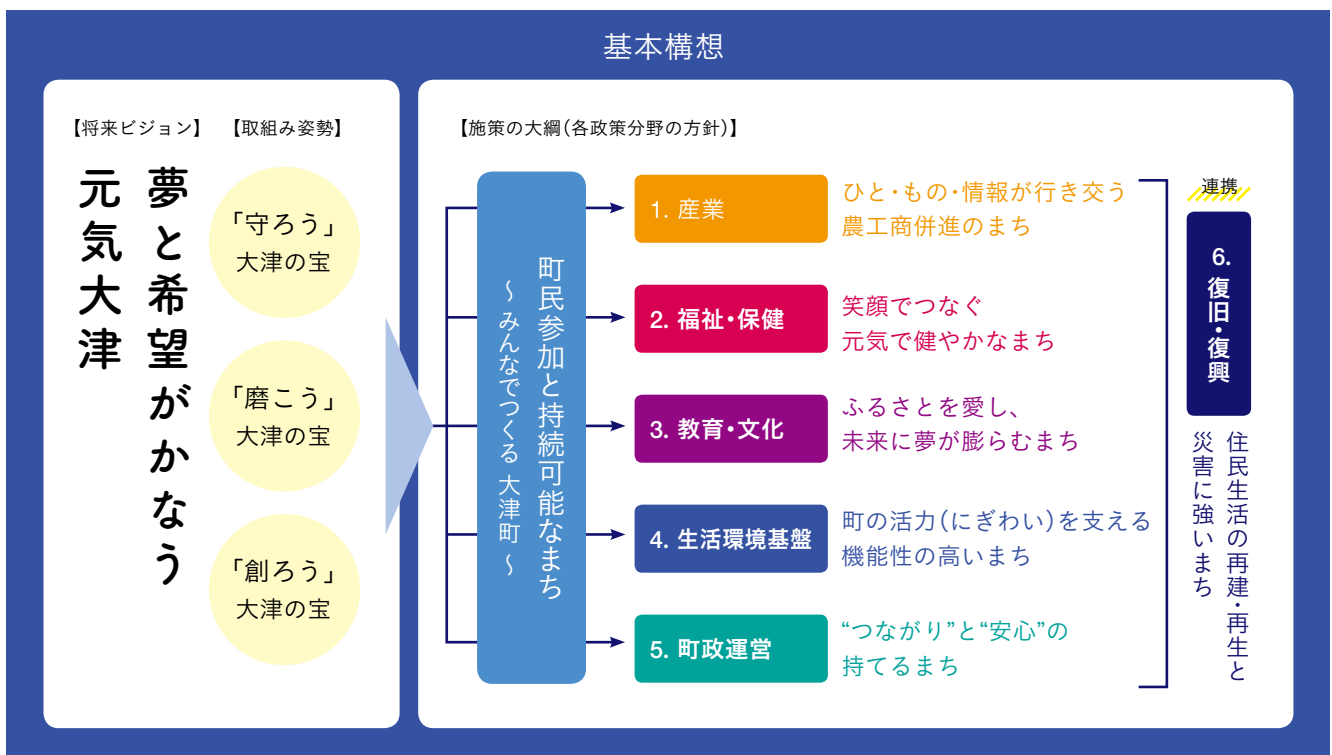
本章では、大津町の将来ビジョンの実現に向けた各政策分野の基本方針を、施策の大綱として示します。

本計画の施策の大綱は、すべての分野に横断的に関わる『町民参加と持続可能なまち』に係る方針と、『産業』『福祉・保健』『教育・文化』『生活環境基盤』『町政運営』の政策分野及び前期基本計画において各分野が連携し早期解決事項として取り組む『復旧・復興』分野に大別し整理します。

なお、基本計画では、5つの政策分野と復旧・復興分野について、展開する施策の方針を整理します。『町民参加と持続可能なまち』については、すべての分野に係ることから、本章において基本的な方針の整理にとどめます。

【補足】大津町の組織構成を踏まえ、施策大綱を整理します。このため、基本的には、第5次計画を踏襲するとともに、熊本地震からの復旧・復興の施策を加えた構成として整理します。

〈施策の大綱〉



2. 政策分野別基本方針

■ すべての分野に横断的に関わる『町民参加持続可能なまち』の基本方針

『町民参加と持続可能なまち』

～ みんなでつくる 大津町 ～

「大津町まちづくり基本条例」により、町民と町が一体となつてともに考え、役割を分担し、責任をもってまちづくりを進めることを基本として、町民参画や、地域団体、NPO、事業者などとの協働を通して、町民主体のまちづくりを展開します。

多様な地域団体の連携により、「自助」・「共助」・「公助」に加え「近助」の取り組みが、地域を支え、地域を創る推進力となるような地域社会を構築します。

限られた地域資源を有効に使い、「住民と共に支えあう地域社会の実現」を目指し、住民の視点で行財政改革を進めます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革が進む中、効率的で質の高い住民サービスの提供、将来を見据えた健全な財政運営、町域を越えた広域的な連携などを通して、創意と工夫に満ちた自主的・自立的なまちづくりを進めます。



『産業』

ひと・もの・情報が行き交う 農工商併進のまち

農林業の振興と持続的な営農・営林に取り組むことを通して、雇用を維持し、地域経済を活性化します。

既存の工業基盤の整備と企業誘致の実績を活かし、県及び九州圏を支える産業の拠点として、これからも産学官の連携や農工商併進による地域資源を生かした産業の創出を推進します。また、社会経済環境の変化や地域ニーズに対応した企業誘致と雇用の促進を進めます。

「阿蘇くまもと空港駅」の愛称が付与された肥後大津駅や、新たに人工芝コートを整備した大津町運動公園などの機能、そして町が本来もつ豊かな自然環境や宿場町としての歴史的資源といった地域特性を活かし、国の内外から多くの人々が訪れるまちを目指して商業や観光の振興を図ります。



『福祉・保健』

笑顔でつなぐ 元気で健やかなまち

町民がいつまでも“健康”“楽しく”“安心”して暮らせる社会としていくため、地域福祉推進・地域包括ケアの理念に基づき、誰もが役割や生きがいを持ちながら、健やかに暮らせる環境と、人と人がお互いに支え合いながら、温もりと笑顔に満ちた地域社会の実現を目指した福祉のまちづくりに取り組みます。

障がい福祉においては障がいのある人が地域社会の中で活躍できるよう支援の充実を図ります。

子育て支援では親が安心して出産・子育てができるよう環境整備や子育て支援の充実を進めます。

高齢者が生きがいをもって、健康で安心して暮らすために福祉サービスの充実や地域で支え合う環境を整備します。

健康づくりや病気の予防、医療機関との連携拡充などにより、保健・医療を充実します。



『教育・文化』

ふるさとを愛し、未来に夢が膨らむまち

「夢を持ち、夢を育(はぐく)み、夢を叶(かな)える」教育実践のもと、「生きる力を身につけ、よき社会の形成者として未来を拓(ひら)く子どもの育成」を目指して、地域や家庭と学校・園が連携・協力して、子どもたちの夢の実現を支援します。

家庭教育を基盤とし、学校・園などととともに、子どもたちの基本的な生活習慣や態度、身の回りの人や出来事への興味・関心、豊かな感性などを育み、夢の芽生えを促します。

学校教育を通じて、子どもたちの個性を伸ばし、「豊かな心」・「確かな学力」・「健康・体力」などの基本的な資質や能力を育み、夢を育てます。

生涯を通じた学習やスポーツ活動を行うことのできる環境の整備、歴史や文化芸術を楽しむ機会の充実を図ることにより、生きがいと心の豊かさ、地域に対する愛着と誇りを持った人材づくりを推進します。



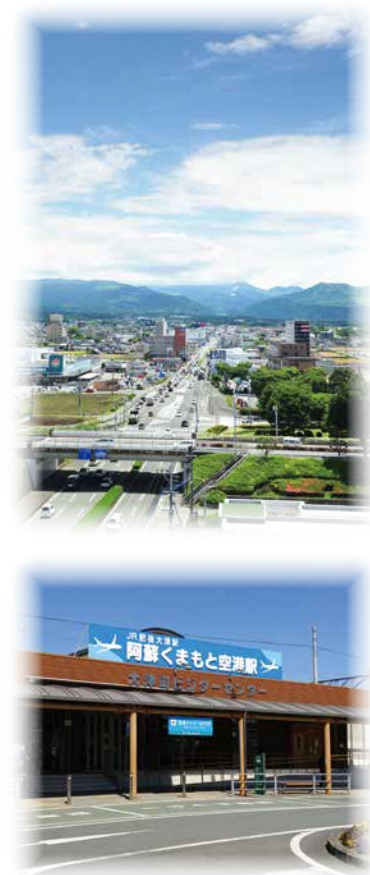
『生活環境基盤』

町の活力（にぎわい）を支える 機能性の高いまち

社会経済状況の変化に対応し、町民の暮らしやまちの持続的な発展を支えるため、機能的・安定的な都市基盤整備や土地の有効的利活用を推進します。このため、長寿命化等に配慮した計画的なインフラの整備・維持や総合的な公共交通体系の構築の他、新たな産業の誘致や拠点整備を検討し、地域特性を生かした有効的な土地利用を推進します。

豊かな自然と多様な都市機能の集積が調和した、自然と共生したコンパクトな都市の実現に向けて、本町の豊かな水や緑の自然環境を守り環境にやさしいまちづくりを目指し、また都市拠点の整備や町民の暮らしを支える公共交通体系の充実を図ることで、高質で機能的な都市空間を形成します。

上下水道や生活道路など住民の日常生活を支える都市基盤や本町の産業を支える都市基盤について、これまで整備してきた社会資本の有効活用や戦略的かつ効果的な整備を推進し、快適な生活を支える都市基盤を創出します。



『町政運営』

“つながり”と“安心”の持てるまち

「大津町まちづくり基本条例」における“町民と町が一体となって共に考え、役割を分担し、責任をもってまちづくりを進めること”を基本に町民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら、協働・連携していくまちづくりを進めます。

町民が行政運営に参加できる場づくりや町民主体の活動を支援するなど、人が育ち・地域が活性化する環境づくりを進めます。

町の持続性を高めていくため、人口増加や少子高齢化から生じる社会保障費の増大など、財政への影響を見据え、持続可能な町政運営を進めます。

自然災害の危険から町民の生命と財産を守るため、危機管理体制や消防・救急体制の強化、地域防災力の向上の取り組みを進め、安心なまちを目指します。

人権意識の高揚や男女共同参画を推進することにより、一人一人の人権が尊重される社会を築きます。



■ 各分野が連携し早期解決事項として取り組む『復旧・復興』分野の基本方針

『復旧・復興』

住民生活の再建・再生と災害に強いまち

「個人と地域のつながりを創り、育て、活かす」という本町の復旧・復興のテーマを基本に、“住民生活・くらしの再建”“社会基盤の復旧・経済の再生”“命を守る・災害に強いまちづくり”を3つの柱とした施策を展開し、創造的復興を進めます。

熊本地震により使用不能となった役場庁舎を早急に新設し、完成後は町の災害対応の拠点となるよう整備を行います。



Ⅱ

前期基本計画

第1章 基本計画について

【施策の体系】

- 1.産業 2.福祉・保健 3.教育・文化
- 4.生活環境基盤 5.町政運営
- 6.復旧・復興

第2章 計画の推進

1. 基本計画の概要

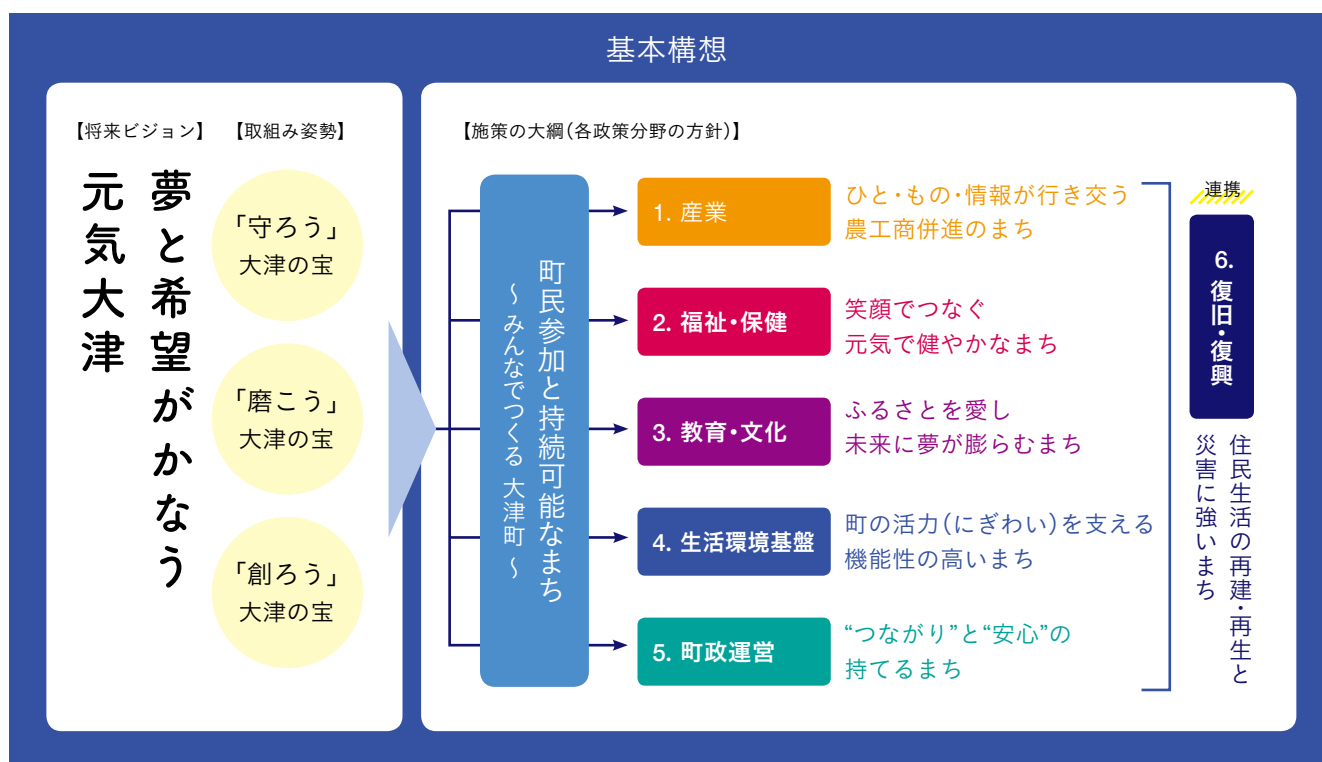
■ はじめに

大津町振興総合計画とは、大津町をどのような「まち」にしていくのか、そのためにどんな事をしていくのかを総合的・体系的にまとめた町の最上位計画です。福祉、都市計画、環境といったすべての計画の基本となる羅針盤となる役割を持った計画となります。

『基本計画』は、基本構想が示す将来像や目標を具現化するため必要な施策について、施策の大綱に即した施策別の現状、課題、方向性などを定めます。

具体的には、『基本構想』で定めた5つの政策分野について、政策分野毎の基本的方向と施策の体系を明らかにします。

〈施策の大綱〉



『町民参加と持続可能なまち ～みんなで作る大津町～』の実現に向けて

前述の通り基本計画では、基本構想で定めた5つの政策分野について、政策分野毎の基本的方向と施策の体系を明らかにしますが、これに加え、政策分野の基本的方向の達成に向けて、「町民・NPO等」また「事業者」が実施する内容として『みんなの役割』を位置づけています。

この『みんなの役割』とは、基本構想で定めた施策の大綱の中で、すべての分野に横断的に関わる『町民参加持続可能なまち』を展開するものであり、基本条例に定める協働のまちづくりを推進する取り組み内容となります。

特に、将来ビジョン達成に向けた取り組み姿勢として掲げる「“守ろう”“磨こう”“創ろう”未来へつなぐ大津の宝」を進めるにあたっては、行政のみならず、町民、事業者などあらゆる主体が、適切な役割分担の下で参画し、協働していくことが求められています。

加えて、地域社会の担い手不足や行政だけでは地域を維持することが非常に困難となる中であって、地域の維持や再生においては、そこに住み・働く人々の創意・工夫や、地域や人を牽引する人財確保が重要となります。そこで、基本計画に掲げる施策の方針において、『みんなの役割』を位置づけ、町民の皆様との協働のもと、“～夢と希望がかなう 元気大津～”の実現を目指しています。



フューチャーセッション（大津町の創造的復興を考える）

2. 施策の体系

【将来ビジョン】

夢と希望がかなう 元気大津

各分野
共通

町民参加と持続可能なまち

基本構想（8年間）

施策の大綱

1. 産業

ひと・もの・情報が行き交う
農工商併進のまち

2. 福祉・保健

笑顔でつなぐ
元気で健やかなまち

3. 教育・文化

ふるさとを愛し、
未来に夢が膨らむまち

基本施策／施策の体系

1. 農業の振興

持続的な営農体制の構築と
農業を活かした地域づくり

1. 農業生産基盤の整備
2. 農業の発展と魅力ある農業を創造する多様なひと・仕組みづくり
3. 地域に適した生産の振興と流通の促進
4. 農地の保全と有効活用

2. 林業の振興

森林の多面的機能の活用と
適切な維持管理

1. 林業基盤の整備と適正な維持管理

3. 工業の振興

地域に根差す企業の振興

1. 企業誘致の推進
2. 工業基盤の整備
3. 雇用の促進

4. 商業の振興

まちの賑わいと活力の創出

1. 中心市街地の活性化と商業・業務機能の集積

5. 観光の振興

地域特性（自然・宿場町）を
活かした観光・交流の促進

1. 観光資源の創出
2. 滞在型・体験型観光の振興
3. スポーツコンベンションの推進

1. 地域福祉・障がい福祉の推進

みんなが笑顔の福祉のまちづくり

1. 地域福祉の充実
2. 障がい福祉の推進

2. 子ども・子育て支援

安心して出産・子育てができる
環境づくり

1. 保育環境の充実
2. 子育て支援の充実
3. 子どもを安心して生み育てられる地域づくり

3. 高齢者福祉の充実

高齢者が生きがいをもって、
健康で安心して暮らせる環境づくり

1. 高齢者が活躍する場の充実
2. 高齢者福祉サービスの充実と地域包括ケアシステムの構築
3. 介護保険制度の円滑な運営

4. 健康・医療の充実

町民の健康づくりと地域医療との
連携拡充

1. 町民の健康づくり（予防・健康管理の充実）
2. 町民の健康づくり（健康づくりの推進）
3. 地域医療との連携拡充
4. 健康保険制度の円滑な運営

1. 家庭教育への支援

教育の基盤となる生活環境の実現

1. 基本的生活習慣の形成・確立
2. 親力・家庭教育力の向上
3. 貧困の連鎖を断ち切るための教育機会の保障
4. 熊本地震からの創造的復旧・復興

2. 学校教育の充実

生きる力を育み信頼される
学校・園づくり

1. 幼児教育（就学前教育）の充実と学校教育との連携強化
2. 確かな学力の育成
3. 豊かな心・人間性の育成
4. 体育・健康教育・食育の推進
5. 社会を生きる力の育成
6. 教育環境の整備・充実
7. 熊本地震からの創造的復旧・復興

3. 生涯学習の推進

学びを通じた人づくり、
地域づくりの推進

1. 生涯学習の充実
2. 生涯学習環境の整備
3. 文化の保全・振興
4. 文化財の保護
5. スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツの推進
6. スポーツ環境となる基盤の整備
7. 熊本地震からの創造的復旧・復興

基本計画（前期4年間）

重点戦略

将来ビジョンの実現に向けて重点化を図る施策

1. 人材育成と人材確保

2. 企業誘致と雇用の促進

【取組み姿勢】

「守ろう」大津の宝

「磨こう」大津の宝

「創ろう」大津の宝

～ みんなでつくる 大津町 ～

4. 生活環境基盤

町の活力(にぎわい)を支える
機能性の高いまち

5. 町政運営

“つながり”と“安心”の
持てるまち

各分野
連携

6. 復旧・復興

住民生活の再建・再生と
災害に強いまち

1. 土地利用政策の推進

機能性の高い都市空間の形成

1. 計画的な土地利用の推進
2. 中心市街地(新庁舎周辺)の活性化
3. 南部・北部まちづくり計画の推進
4. 新たな活力拠点の創出

2. 都市基盤づくり

快適な生活を支える都市基盤づくり

1. 効率的・効果的な都市基盤の維持・整備
2. 身近な公園・緑地の整備
3. 良質な住環境の確保
4. 熊本地震からの創造的復旧・復興

3. 下水道・工業用水道の整備

快適な生活を支える都市基盤づくり

1. 下水道の整備
2. 工業用水道の安定供給

4. 交通環境の充実

まちのにぎわいを支える交通環境の充実

1. 総合的な道路網の形成
2. 安全・安心な生活道路の形成
3. 効率的・効果的な都市基盤の維持・整備(再掲)
4. 公共交通体系の整備

5. 環境にやさしいまちづくり

持続可能な社会の構築

1. 潤い豊かな水と緑の保全
2. 循環型社会の形成
3. 生活環境の向上(公害の防止と環境保全の促進)
4. 温暖化対策の推進

6. 生活安全性の向上

安全・安心な地域づくり

1. 地域防犯対策の強化
2. 交通安全対策の推進
3. 消費生活の安全強化

1. 参加の場づくり

人がつながる 人が見えるまち

1. 町民と行政の情報共有化
2. 地域コミュニティの活性化

2. 行政運営

健全な町政運営と持続可能なまち

1. 効率的で健全な行財政の運営
2. 人材育成の推進
3. 情報化の推進・情報基盤の強化
4. 多角的な連携・交流の推進
5. 熊本地震からの創造的復旧・復興

3. 防災力の向上

総合的な防災力と地域防災力の向上

1. 危機管理体制の充実
2. 災害への対応力強化
3. 災害に強い都市構造
4. 消防・救急の推進
5. 地域防災力の向上

4. 人権を尊重する地域社会の形成

一人一人の個性と能力を発揮できる
社会の形成

1. 人権が尊重される地域づくり
2. 男女共同参画の促進

1. 住民生活・暮らしの再建

(大津町復旧・復興計画と連動)

1. 住宅の確保
2. 地域コミュニティの維持・再生

2. 社会基盤の復旧・経済の再生

(大津町復旧・復興計画と連動)

1. 社会生活基盤の復旧
2. 保健・医療・福祉・教育の復旧・充実
3. 産業基盤の再生
4. 交流・地域拠点の形成

3. 命を守る・災害に強いまちづくり

(大津町復旧・復興計画と連動)

1. 災害対応の基盤づくり
2. 教訓を活かした発災時の対応づくり

3. 観光産業の推進

4. 子育て支援と介護の
充実・健康推進

5. 自己活動を助け、地域力を育み、
協働の力を促進

見本

各政策分野において展開する「基本施策」

「基本施策」毎の現状と課題

現状と課題を踏まえた「基本施策」における方針

【1-1】農業の振興 ～持続的な営農体制の構築と農業を活かした地域づくり～

- 圃場や農道が狭いところでは農作業の効率が上がらないため、今後の地域営農体系等を検討しながら、農業者に将来性のある圃場整備が必要です。
- 農業用施設の老朽化が進むとともに、熊本地震により施設や農地の被災も発生しており、その対策が必要です。
- 本町ではネットワーク大津(株)、(農)大津白川など、地域営農組織の全国的なモデル地区となっています。今後も生産性の向上や農地の保全等に向けた体制を構築することが求められます。
- 農業従事者の高齢化や後継者が不足し、耕作放棄地、未相続農地が増加するなど、優良農地の維持や農業後継者の育成が大きな課題となっています。
- 農業経営は、気象や全国の生産高の影響による価格変動が大きいことや、農畜産物の輸入自由化による外国産との競合により、安定した所得を確保できない現状があります。地域ブランド力の創出や流通体系の構築により、農業の安定的な経営を支える仕組みづくりが必要です。
- 農地法・農業委員会法が改正され、国としても担い手への農地の集積・集約、耕作放棄地の防止・解消への取り組みが強化されています。

1.農業生産基盤の整備

- 効率的な農作業による農業生産性の向上を図るため、農地の基盤整備を推進します。
- 農業用施設の長寿命化を図るため、合理的で安定した営農と老朽化した農業用施設の機能の管理に向けて、地域と連携しながら農業用施設の維持・長寿命化の支援を進めます。
- 被災した農地・農業用施設については、早急に復旧する必要があるため、国庫補助災害復旧事業等を用いて復旧を進めます。

2.農業の発展と魅力ある農業を創造する多様なひと・仕組みづくり

- 後継者不足を補い持続的な農業を構築するため、新規就農者の確保と育成を図るとともに、地域で農業を支える集落営農組織等の設立や機能強化を支援し営農体制の確立を推進します。
- 農業の安定的な経営を支える仕組みづくりの構築を図ります。

3.地域に適した生産の振興と流通の促進

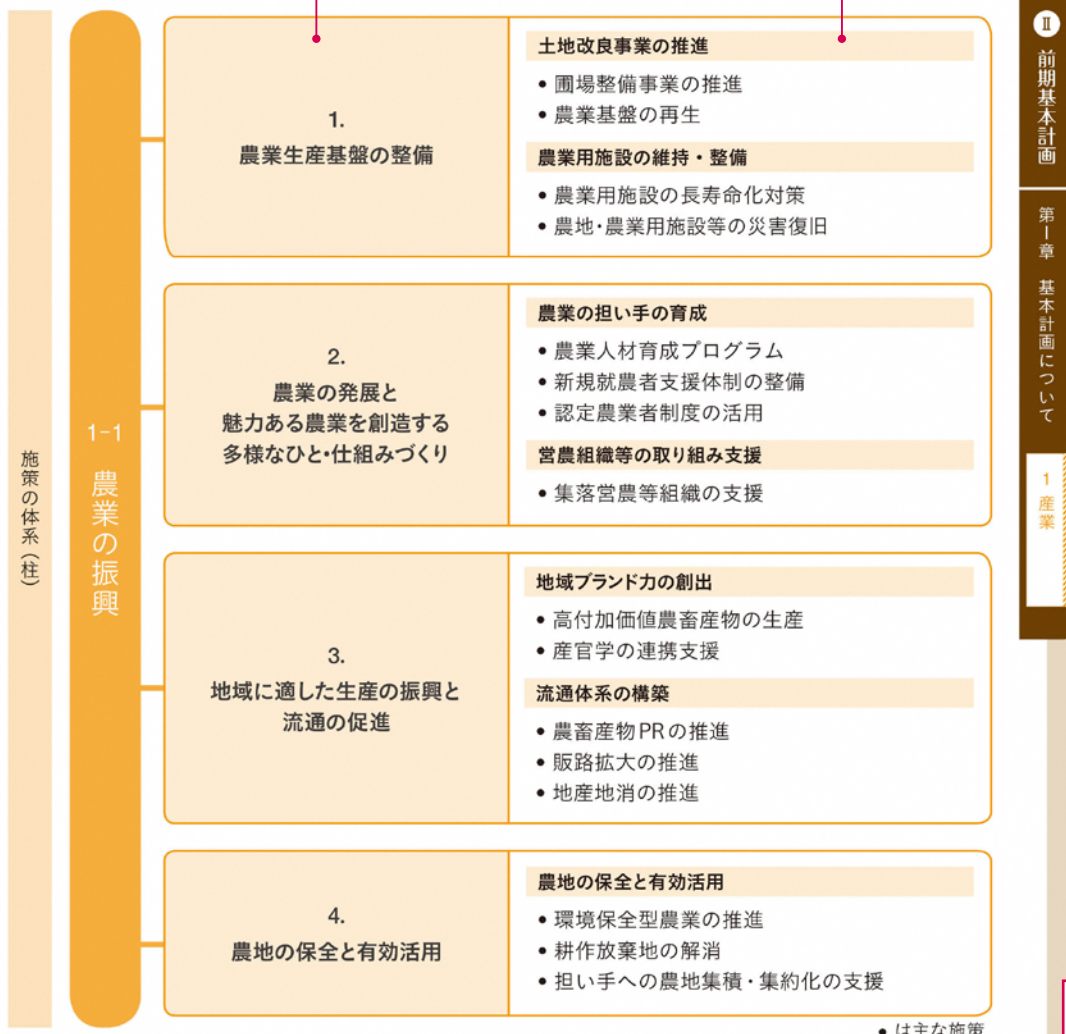
- 農業は地域を支え、地域は農業を守るとの認識を共有し、地域に根差した農業を推進します。
- 農業の魅力や所得を向上していくことが重要であることから、効率的かつ地域に適した農畜産物の生産や流通対策の推進を図ります。
- 観光やその他産業との連携による農業の振興や販売促進に向けて、地域農産物ブランドPRを図ります。

4.農地の保全と有効活用

- 都市計画マスタープランにおける将来都市構造、土地利用方針等との整合を図りながら、農業振興地域整備計画等に基づく優良農地を保全するための環境保全型農業の推進、農業経営の取り組みに合わせた農地の集積・集約、耕作放棄地の解消など、農地の保全や有効活用を進めます。

「基本施策」の実現に向けて
推進する「施策の体系」
(施策の柱となる)

具体的な施策内容



Ⅱ 前期基本計画

第1章 基本計画について

1 産業

『営農を支える人、生産性向上を示す指標として設定』

指標		従前値	目標値
農業の中心となる経営体数	経営体	164	170
農地集積面積	ha	670	700

「基本施策」によって
目指すまちの姿
※各種事業の実施により
達成する目標指標

みんなの役割

町民・NPO等	- 地元農畜産物の地産地消に努めます。 - 農地の保全に対する理解を深めます。
事業者	消費者が求める安全・安心な農畜産物の提供と、安定した生産に努めます。

基本条例に定める協働のまちづくりの展開に向けた、町民等の役割を記載

1 産業

ひと・もの・情報が行き交う 農工商併進のまち

[1-1] 農業の振興

～持続的な営農体制の構築と農業を活かした地域づくり～

[1-2] 林業の振興

～森林の多面的機能の活用と適切な維持管理～

[1-3] 工業の振興

～地域に根差す企業の振興～

[1-4] 商業の振興

～まちの賑わいと活力の創出～

[1-5] 観光の振興

～地域特性（自然・宿場町）を活かした観光・交流の促進～

[1-1] 農業の振興 ～持続的な営農体制の構築と農業を活かした地域づくり～

現状と課題

- ・圃場や農道が狭いところでは農作業の効率が上がらないため、今後の地域営農体系等を検討しながら、農業者に将来性のある圃場整備が必要です。
- ・農業用施設の老朽化が進むとともに、熊本地震により施設や農地の被災も発生しており、その対策が必要です。
- ・本町ではネットワーク大津(株)、(農)大津白川など、地域営農組織の全国的なモデル地区となっています。今後も生産性の向上や農地の保全等に向けた体制を構築することが求められます。
- ・農業従事者の高齢化や後継者が不足し、耕作放棄地、未相続農地が増加するなど、優良農地の維持や農業後継者の育成が大きな課題となっています。
- ・農業経営は、気象や全国の生産高の影響による価格変動が大きいことや、農畜産物の輸入自由化による外国産との競合により、安定した所得を確保できない現状があります。地域ブランド力の創出や流通体系の構築により、農業の安定的な経営を支える仕組みづくりが必要です。
- ・農地法・農業委員会法が改正され、国としても担い手への農地の集積・集約、耕作放棄地の防止・解消への取り組みが強化されています。

1. 農業生産基盤の整備

- ・効率的な農作業による農業生産性の向上を図るため、農地の基盤整備を推進します。
- ・農業用施設の長寿命化を図るため、合理的で安定した営農と老朽化した農業用施設の機能の管理に向けて、地域と連携しながら農業用施設の維持・長寿命化の支援を進めます。
- ・被災した農地・農業用施設については、早急に復旧する必要があるため、国庫補助災害復旧事業等を用いて復旧を進めます。

2. 農業の発展と魅力ある農業を創造する多様なひと・仕組みづくり

- ・後継者不足を補い持続的な農業を構築するため、新規就農者の確保と育成を図るとともに、地域で農業を支える集落営農組織等の設立や機能強化を支援し営農体制の確立を推進します。
- ・農業の安定的な経営を支える仕組みづくりの構築を図ります。

3. 地域に適した生産の振興と流通の促進

- ・農業は地域を支え、地域は農業を守るとの認識を共有し、地域に根差した農業を推進します。
- ・農業の魅力や所得を向上していくことが重要であることから、効率的かつ地域に適した農畜産物の生産や流通対策の推進を図ります。
- ・観光やその他産業との連携による農業の振興や販売促進に向けて、地域農産物ブランドPRを図ります。

4. 農地の保全と有効活用

- ・都市計画マスタープランにおける将来都市構造、土地利用方針等との整合を図りながら、農業振興地域整備計画等に基づく優良農地を保全するための環境保全型農業の推進、農業経営の取り組みに合わせた農地の集積・集約、耕作放棄地の解消など、農地の保全や有効活用を進めます。

施策の方針

1-1 農業の振興

1. 農業生産基盤の整備	土地改良事業の推進 - 圃場整備事業の推進 - 農業基盤の再生 農業用施設の維持・整備 - 農業用施設の長寿命化対策 - 農地・農業用施設等の災害復旧
	農業の担い手の育成 - 農業人材育成プログラム - 新規就農者支援体制の整備 - 認定農業者制度の活用 営農組織等の取り組み支援 - 集落営農等組織の支援
	地域ブランド力の創出 - 高付加価値農畜産物の生産 - 産官学の連携支援 流通体系の構築 - 農畜産物PRの推進 - 販路拡大の推進 - 地産地消の推進
	農地の保全と有効活用 - 環境保全型農業の推進 - 耕作放棄地の解消 - 担い手への農地集積・集約化の支援

● は主な施策

『営農を支える人、生産性向上を示す指標として設定』

指標		従前値	目標値
農業の中心となる経営体数	経営体	164	170
農地集積面積	ha	670	700

みんなの役割	町民・NPO等	- 地元農畜産物の地産地消に努めます。 - 農地の保全に対する理解を深めます。
	事業者	消費者が求める安全・安心な農畜産物の提供と、安定した生産に努めます。



現在の矢護川水田



麦ふみフェスティバル



からいもの苗植え



こびとの家(からいも貯蔵庫)
大津町次世代チャレンジプロジェクトより



大津町の森林



高尾野森林公園

[1-2] 林業の振興 ～森林の多面的機能の活用と適切な維持管理～

現状と課題

- 国産木材価格の下落から、林業経営者の経営意欲の減退や後継者不足が深刻化している状況にあり、産業として維持していくためには、国や県の施策と連携し、経営の安定化を図っていく必要があります。
- 熊本地震で被災した林道・作業道の維持管理や森林の保存とともに、森林公園の維持管理が重要です。

施策の方針

1. 林業基盤の整備と適正な維持管理

- 森林経営計画に基づき、計画的な整備や維持管理と森林が持つ多面的機能の活用を進めます。
- 林業の持続的な経営体制を構築するため、国、県などと連携しながら、木材需要の拡大支援等を図ります。
- 森林資源を持続的かつ有効に利用するため、間伐材の有効活用を図り、森林整備を積極的に推進します。
- 水源涵養、温暖化防止など多様な機能を持つ森林の保全と自然と語らい憩える場として、森林整備や林内道路などの生産基盤の整備を進めるとともに、森林の保全（森づくり）に対する町民の意識の醸成を図ります。

施策の体系（柱）

1-2 林業の振興

1.
林業基盤の整備と
適正な維持管理

私有林・町有林の
適正な維持管理と活用

- 森林経営計画作成
- 林業基盤整備
- 森林公園の適正管理
- 森林学習・体験学習の実施

• は主な施策

目標指標

『林業の活性化を示す指標として設定』

指標		従前値	目標値
町有林市場出荷量	m ³ /年	792	900
私有林市場出荷量	m ³ /年	572	700

みんなの役割

町民・NPO等	• 県産材の地産地消に努めます。 • 環境学習等へ参加する等、環境保存意識の向上に努めます。
事業者	• 森林の保全活動、県産材の地産地消、また森林体験学習等を積極的に実施します。

〔1-3〕工業の振興 ～地域に根差す企業の振興～

- 本町には、本田技研工業（株）熊本製作所をはじめ、室工業団地・熊本中核工業団地・南部工業団地等において企業が進出し、熊本県の産業拠点形成しています。また、これら進出企業の関連企業及び地場産業として、多くの中小企業が立地し、本町の経済を支える大きな役割を果たしてきました。
- しかし、工業団地はすべて完売し、企業誘致を行える土地が限定されていることから、本町への企業進出を積極的に進めて行くためには、開発可能な土地や道路、下水道などの基盤整備を進めるとともに、補助金等の優遇措置を継続することも重要です。
- 全国的な働く人員の不足に加え、熊本地震等の影響により県内および町内企業では労働者の人員確保が難しい状況にあります。人材を確保していくために地域社会と連携した取り組みが求められています。

1. 企業誘致の推進

- 地域経済の活性化、地場産業の発展に向けて、新たな雇用の創出と雇用の拡大に向けて、さらなる企業誘致を進めます。
- 企業誘致にあたっては、これまでの自動車・半導体関連企業の誘致に加え、新規産業の集積による活力創出に向けて、医療・食品等の誘致も進めます。このため、地域未来投資促進法等を活用しながら、交通の利便性や企業集積など大津町の特性に応じた新たな成長分野の企業の進出を目指します。
- 熊本県や企業連絡協議会など関係機関と密接に情報交換を行います。

2. 工業基盤の整備

- 地域未来投資促進法や農工法の改正等を踏まえ、新たな産業の企業誘致を進めるとともに、その検討・実施にあたっては、県など関係機関との調整のもと、必要に応じて用途地域の指定、基盤整備の実施を進めます。
- 工業用水利用の増加により、工業用水道の整備を検討します。

3. 雇用の促進

- 本町で働く人材を確保していくため、ハローワーク・無料職業紹介事業や高校大学などと連携し、企業と人を結ぶ取り組みを支援します。



航空写真（本田技研工業）

1.
企業誘致の推進

企業立地支援

- 企業訪問活動
- 各種補助・支援措置
- 町内企業への支援

2.
工業基盤の整備

工業基盤の整備

- 道路・下水道整備
- 用途地域等の見直し

工業用水の安定供給

- 工業用水道施設の整備
- 水資源の確保

3.
雇用の促進

地域社会との連携

- 産官学の連携支援

人材の確保

- 若者の地元定着の推進
- 地元企業・産業の情報発信

• は主な施策

『本町の雇用維持・拡大を示す指標として設定』

指標		従前値	目標値
製造業の従業員数	人	6,722	7,000
立地協定の締結件数	件 / 年	2	2

町民・NPO等	• 町民は働く意欲を持ちます。
事業者	• 大津町、地元団体、大学等と連携し、事業革新や新事業に取り組むとともに、働きやすい職場作りに努めます。 • 地元の就労支援、定住促進に努めます。



企業と学校との情報交換会

〔1-4〕 商業の振興 ～まちの賑わいと活力の創出～

- 町内外での大型店舗の進出、消費者の価値観・ライフスタイルの多様化、情報通信技術社会の進展などにより、商業・サービス業は大きな転換期を迎えているため、地域の特性やニーズに対応した魅力ある商品・サービスの提供を図っていくとともに、経営基盤の強化や人材の育成を図る必要があります。
- 阿蘇くまもと空港駅（肥後大津駅）南口に新たな商店街組織ができるなど中心市街地において活性化が見られており、今後も中心市街地の活性化のため、継続的な取り組みを支援することが必要です。
- 熊本県の玄関口、阿蘇への入り口として、本町の交通の要衝としての機能を活かすとともに、生活利便性を高める必要があります。

1. 中心市街地の活性化と商業・業務機能の集積

- 阿蘇くまもと空港駅（肥後大津駅）を中心としたコンパクトなまちづくりを推進し、生活の利便性を高め快適で楽しく過ごせるまちなか（中心市街地）の魅力とにぎわいを高めるため、中心市街地へ商業・サービス業の機能充実を図ります。
- 中心市街地の活性化に向けては、新庁舎建設に伴う交流拠点の整備、宿場町としての都市の魅力の創出など観光の取り組みを図ります。



「阿蘇くまもと空港駅」（JR肥後大津駅）愛称化記念イベント

1.
中心市街地の活性化と
商業・業務機能の集積

商業・業務機能の集積

- 新庁舎の建設
- 土地利用計画(用途地域等)変更
- 阿蘇くまもと空港駅(肥後大津駅)を核とした賑わいの創出

商業基盤の整備

- 商業基盤整備事業

活性化支援

- 頑張る商店街への助成・支援
- 起業家等に対する助成・支援

● は主な施策

『商業の賑わいを示す指標として設定』

指標		従前値	目標値
年間商品販売額	百万円	81,765	85,000

町民・NPO 等	• 地元の商店街やサービスを利用するように努めます。
事業者	• 社会経済環境の変化や住民ニーズに応じた商品・サービスの提供に努めます。(個性的な商店街づくり)



大津町交流会館(まちづくり交流センター)



上井手沿いの水車

[1-5] 観光の振興 ～地域特性（自然・宿場町）を活かした観光・交流の促進～

- 肥後おおづ観光協会の設立、明日の観光大津を創る会の取り組みにより、町内外のPR活動を行っており観光振興に寄与しています。
- 阿蘇くまもと空港から肥後大津駅までを結ぶ無料の空港ライナーが本格運行に移行し、肥後大津駅に「阿蘇くまもと空港駅」の愛称が付与されました。
- 県内の観光地と比較し、本町の観光資源は埋もれているものも多く、新たな資源の掘りおこしや観光の魅力を磨き上げることが必要です。特に近年、消費型観光から、体験型観光へ移行するなどし、大津の農業等を活かした展開も見込めます。
- 加えて、自然の中で「ゆとり」「やすらぎ」「いやし」を求めるグリーン・ツーリズムが注目されてきています。このようなニーズに対応するため、大津版ツーリズムの創出（地域滞在型観光の振興）を図る必要があります。
- また、観光振興においては、周辺自治体と連携した広域の取り組みも求められます。
- 町運動公園の多目的広場の人工芝化等により様々なスポーツ大会が開催されています。今後はスポーツを通じた観光振興を図る必要があります。

1. 観光資源の創出

- 大津町が持つ文化や自然、スポーツの振興など、地域の個性を生かした特色ある滞在型観光の展開に向けて、各種団体の連携や観光振興に向けた体制を構築します。
- 肥後大津駅は「阿蘇くまもと空港駅」の愛称化により空港の玄関口に位置づけられました。県外、海外から観光客が訪れる熊本の顔ともいえる駅です。これまで以上に交流人口が増えるように特産品や町のPR強化を図ります。
- 大津町の3大祭りの継続的な実施をはじめ、地域の新たな資源の掘りおこしに向けて、地域との連携による地域イベントの強化を進めます。
- 熊本～台湾高雄便就航による大津町と台湾高雄市との国際交流や、熊本～香港定期チャーター便就航を通じて、海外からの誘客を図ります。

2. 滞在型・体験型観光の振興

- 大津へ訪れる人（交流人口）の拡大を図るため、農業体験など大津の農業や自然と触れ合える体験型観光をはじめ、地域特性を活かした観光振興を展開します。
- 阿蘇を望むまち、豊かな森林や水、美しい田園環境を活かし、サイクリングやフットパスなど、新たな観光の創出やヘルスツーリズムの展開など、大津の魅力を高めます。

3. スポーツコンベンションの推進

- 全国大会の誘致やトップレベルチームのスポーツキャンプ等スポーツ施設を活かしたスポーツコンベンションの推進を図ることで経済効果を高めます。

1.
観光資源の創出

観光資源の創出

- 観光ルートの開発
- 3大祭りの実施
- 阿蘇くまもと空港駅（肥後大津駅）を核とした賑わいの創出（再掲）

観光支援体制の構築

- 町のPR強化
- 観光協会活動の促進
- 海外交流・インバウンドの促進

2.
滞在型・体験型観光の振興

滞在型・体験型観光の振興

- インバウンドの促進
- フットパスの振興

人材育成・関係団体との連携

- 滞在型・体験型観光推進に向けた体制の構築

3.
スポーツコンベンションの推進

スポーツコンベンションの推進

- スポーツ大会、スポーツキャンプ等の誘致による地域経済の活性化

• は主な施策

『新たな観光振興の高まりを示す指標として設定』

指標		従前値	目標値
観光入込客数	人/年	1,606,739	1,671,000
宿泊客数	人/年	276,452	287,000
外国人宿泊者数	人/年	10,487	10,900

町民・NPO等	• 地域の歴史・文化資源を守り、磨き上げ、関係者と連携し、新たな魅力創出に取り組みます。
事業者	• 安全安心な食の提供など、大津の魅力を高める取り組みを行い、大津への誘客拡大に努めます。



さくら祭り



からいもの苗植え体験

2 福祉・保健

笑顔でつなぐ 元気で健やかなまち

- [2-1] 地域福祉・障がい福祉の推進
～みんなが笑顔の福祉のまちづくり～
- [2-2] 子ども・子育て支援
～安心して出産・子育てができる環境づくり～
- [2-3] 高齢者福祉の充実
～高齢者が生きがいをもって、健康で安心して暮らせる環境づくり～
- [2-4] 健康・医療の充実
～町民の健康づくりと地域医療との連携拡充～

[2-1] 地域福祉・障がい福祉の推進 ～みんなが笑顔の福祉のまちづくり～

- 子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が地域で生きがいを持ちながら、人と人がつながり支え合う地域社会にしていくことが重要となっており、これまで以上に、関係機関と連携した体制が必要になります。
- 生活困窮や障がい、子育て、高齢化など、生活の中での課題が複雑に絡み合い、総合的に支援が必要な世帯が増えているため、専門的な支援や地域での見守りを総合的に行う体制づくりが求められます。
- 本町では、障がいのある人が安心して暮らしていけるよう様々な支援を行っていますが、これからも大津町で安心して自分らしく暮らしていけるよう、引き続き障がいのある人の状態に応じた様々な支援や就労、社会参画に向けた整備が必要とされています。
- 熊本地震や九州北部豪雨災害などを教訓とした災害時における要支援者に対する避難支援体制の整備も重要です。

1. 地域福祉の充実

- 高齢者や生活困窮者、ひとり親や子育て支援の対策をはじめ、地域福祉推進・地域包括ケアの理念に基づき、障がい福祉、高齢者福祉、子育て支援等が連携しながら、地域生活課題の解決のため、包括的支援体制の構築を進めます。
- 福祉分野の横断的なサービスの展開に加え、その他教育分野との連携のほか、各種団体、地域住民との連携により、地域を基盤とする包括的支援の強化を進めます。
- 新庁舎建設に併せて、福祉関連の総合的な相談窓口整備を行います。また、専門人材の強化・活用など、サービスの充実を図ります。
- きめ細やかな地域福祉の充実を進めるため、自助・共助・近助・公助の考えに基づき福祉についての情報共有や地域ネットワークの推進により、町民の福祉意識の向上と地域福祉活動の活性化を進めます。
- 災害時における避難行動要支援者を地域で支える仕組みの充実を進めます。

2. 障がい福祉の推進

- 障がいのある人がそれぞれの地域で生活することができる社会を構築するため、啓発活動や住民同士がふれあう場・機会づくりなど、地域社会が障がいのある人への理解を深める取り組みを推進します。
- 障害者総合支援法に基づくサービス提供基盤の充実とともに、障がいのある人のライフステージに応じた支援が切れ目なく行えるよう、保健・医療等も含めた情報提供や相談支援の充実を図ります。
- 子どもの障がいは早期発見が重要であり、本町でも人口が増加していることから、子育て支援など福祉、医療分野と連携しながら、地域に合わせた療育体制の整備を進めます。
- 障がいのある人が活躍できる社会を実現するため、関係機関と連携し多様な雇用や就労環境整備の支援を推進します。
- 障がいのある人がスポーツ、レクリエーション、文化・学習活動等に参加できるよう、参加の場の確保と機会の充実に取り組みます。

2-1 地域福祉・障がい福祉の推進

1. 地域福祉の充実

包括的支援体制の構築

- 行政・専門機関の一元化した支援体制（ネットワークの形成）

地域福祉推進体制の強化

- 地域福祉活動の充実

地域福祉に関する意識の向上

- 住民活動情報の共有化
- コミュニティ活動の推進
- 災害時避難行動要支援者支援計画の推進

2. 障がい福祉の推進

障がい者福祉の充実

- 障害福祉サービス
- 地域生活支援事業

障がい児福祉の充実

- 障害児通所支援事業
- 巡回支援専門員整備事業

就労支援の充実

- 障がい者の就労支援

生活支援・社会参加等の促進

- 相談支援事業
- 社会参加促進事業

• は主な施策

『地域福祉の充実及び障がい福祉の推進を示す指標として設定』

目標指標

指標		従前値	目標値
小地域福祉活動推進地区数	力所	14	27
災害時避難行動要支援者個別支援計画策定数	人	1,810	2,200
障がい者の一般就労移行者数	人/年	3	5

みんなの役割

町民・NPO等	• 地域福祉の担い手として、福祉活動やボランティアへ積極的に参加します。 • 社会福祉協議会、教育機関、住民等と連携しながら地域の福祉活動やボランティア活動を推進します。 • 地域社会の一員である障がいのある人やその障がいについて理解を深めます。
事業者	• 地域福祉が実施する福祉活動やボランティアへ積極的に参加します。 • 障がい者等の雇用促進に取り組みます。

[2-2] 子ども・子育て支援 ～安心して出産・子育てができる環境づくり～

- 平成27年度及び平成29年度に新設保育所を開所しましたが、待機児童は解消されていません。また、住宅開発が進み若い世代が増えている本町においては、今後も児童が増える見込みです。
- 待機児童対策においては、保育士の不足や就労環境も課題となっており、計画的に対策を進める必要があります。
- 妊娠・出産・子育ての段階に応じた切れ目のない支援により、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが求められています。
- 核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育て世帯が孤立し、子育て世帯の不安感や負担感が増しているほか、子どもにとっても多世代の交流機会が減少しています。

1. 保育環境の充実

- 保育所等の充実、保育士不足を解消するための施策や就労環境の改善等に取り組み、待機児童ゼロの実現に向けた早期環境整備を行います。
- 保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応するため、延長保育や一時預かり、障がい児保育、病後児保育など多様な保育サービスを提供します。また、病児保育については、サービス提供の実現に向けた取組みを行います。

2. 子育て支援の充実

- 子育てしやすい環境をつくるため、子どもや妊産婦に係る各種医療費助成や保育料の軽減などを行います。
- 子育て家庭に対する経済的支援や、ひとり親家庭の自立に向けた日常生活支援、就業支援及び経済的支援の充実を図り、子育て家庭の福祉の向上を図ります。

3. 子どもを安心して生み育てられる地域づくり

- 母親が安心して出産できるよう、妊娠初期からの健康管理や家族、職場、地域の理解やサポートを得られる体制を構築します。
- 育児中の家庭の孤立、親の育児に対する不安・負担を解消するため、悩みに応じた相談の場、相談員等の充実や親子の遊び場や保護者同士の交流の場となる施設の運営を図ります。
- 児童虐待の発生予防や早期発見、早期対応を行うため、関係機関と連携しながら、迅速かつ適切な対応に努めます。
- 家庭、幼稚園・保育所等・小中学校、事業者、地域等が連携しながら、子どもが健やかに育つ環境を整えます。



陣内幼稚園(栗ひろいの様子)



大津町子育て・健診センター



大津幼稚園

1. 保育環境の充実	保育所等の充実 - 待機児童解消対策 - 保育士確保の対策 保育サービスの充実 - 保育サービスの充実
2. 子育て支援の充実	出産、育児サポート - 入院・助産の支援 - 妊娠・出産・子育ての負担軽減 ひとり親家庭等への支援 - ひとり親家庭への経済的支援
3. 子どもを安心して生み育てられる地域づくり	仕事と子育て等の両立支援 - 病児・病後児保育事業 - 女性のための就業講座 地域における子育て支援 - 地域子育て支援拠点事業 - 企業内保育設置支援 子育てに関する相談体制の充実 - 関係機関との連携強化 - 要保護児童対策事業 地域・学校・園との連携 - 放課後児童健全育成事業

● は主な施策

『子育てしやすい地域環境を示す指標として設定』

目標指標	指標		従前値	目標値
	保育所待機児童数	人	61	0
	放課後児童クラブ待機児童数	人	20	0

みんなの役割	町民・NPO 等	- 父親・母親も、共に協力し子育てに取り組みます。 - 地域で子どもと子育て家庭を見守ります。 - 子どもと触れ合う機会をたくさん創出します。
	事業者	女性、子育て世帯等が働きやすい環境づくりに努めます。

〔2-3〕高齢者福祉の充実 ～高齢者が生きがいをもって、健康で安心して暮らせる環境づくり～

- 高齢者人口の増加に伴い、介護の費用は年々増加しています。今後は、要介護状態や病気に極力ならないように、地域の中で生きがいを持って元気であることができるよう効果的な介護予防事業を実施し、介護の費用抑制につなげていく必要があります。
- 独居高齢者や認知症高齢者が増加するなか、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、高齢者に必要な福祉サービスの充実や地域で支え合う環境づくりを進める必要があります。
- 介護職員の求人を出してもなかなか応募がない状況のため、今後増加を見込む介護需要に対する人材確保が益々困難になる恐れがあります。今後は、介護人材の確保に向けて取組む必要があります。

1. 高齢者が活躍する場の充実（生きがいづくり）

- 高齢者がこれまで培ってきた能力や経験を活かし、地域の助け合い活動の主体になるなど、地域社会の担い手の一員として、生き生きと輝いて暮らすことができるよう、高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進します。

2. 高齢者福祉サービスの充実と地域包括ケアシステムの構築

- 高齢者が要支援・要介護状態とならないよう介護予防を推進するとともに、在宅で生活する高齢者や介護者である家族を支援する生活支援等のサービスの充実を推進します。
- 認知症高齢者の早期発見や早期治療及びケアを提供できる体制の整備とともに、認知症高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、周囲の理解を求め、認知症高齢者を支える家族も含めた「認知症に優しい地域社会」を目指します。
- 地域包括支援センターや老人福祉センターを中心として、専門職の充実を図り、高齢者等の相談窓口として介護や福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支援します。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、関係団体と連携を図り、地域の課題に対応した様々なサービスや施設等を含む住まいを提供しながら、町民が共に支え合える「地域包括ケアシステムの構築」を推進します。
- 「地域福祉計画」を基本に、関係団体等と連携を図り、地域が抱える高齢者を取り巻く課題について地域と共に考えながら、地域の皆さんで助け合い、支え合える地域づくりを推進します。

3. 介護保険制度の円滑な運営

- 介護給付の適正化等を実施することにより、利用者に対する適切な介護サービスの確保・自立支援や不適切な給付の削減につなげ、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な制度となるような円滑な運営を図ります。
- 介護研修の周知や介護の仕事の魅力等を広報するとともに、元気な高齢者等がサービスの提供にあたる生活支援サービスを充実させることで介護専門職の人材確保に努めます。

2-3 高齢者福祉の充実

1. 高齢者が活躍する場の 充実(生きがいづくり)	生きがいづくり - 老人クラブ補助の支援 - 敬老事業 - 生涯学習活動の充実 高齢者の社会参加 - シルバー人材センターの育成
2. 高齢者福祉サービスの充実と 地域包括ケアシステムの構築	介護予防・生活支援サービスの充実 - 住民主体の通いの場づくり - 介護予防の推進 - 多様な主体による生活支援サービスの充実 認知症高齢者ケアの充実 - 認知症サポーター養成と活動の活性化 - 認知症の早期発見・早期ケアの推進 - 成年後見制度の利用促進 - 高齢者虐待防止の体制整備 地域包括ケアシステムの推進 - 地域包括支援センターを核とした相談支援・地域連携づくり - 医療と介護の連携推進 高齢者福祉施設（交流施設）の充実 - 老人福祉センター運営事業 在宅で生活する高齢者の支援 - 住宅改造によるバリアフリー化の推進 - 外出支援サービスの充実 - 見守り体制の充実 施設等で生活する高齢者の支援 - 介護相談員の派遣 - 養護老人ホームへの入所サポート
3. 介護保険制度の円滑な運営	介護保険事業の適正実施 - 介護給付費等適正化事業 - 介護サービス事業所等に対する指導・監査 - 介護人材の確保に向けた取り組み

● は主な施策

『高齢者が生き生きと地域で暮らす環境を示す指標として設定』

指標		従前値	目標値
要介護認定率(要介護認定者数/高齢者数)	%	17.9	18.3
「通いの場」の実施数	カ所	3	36
認知症サポーター養成講座受講者の総人口に占める割合 (講座受講者数/町の人口)	%	15.6	20.0

町民・NPO等	- 認知症サポーター養成講座を受講するなど、認知症への正しい理解を深めるとともに、地域の高齢者に対する見守りや声掛けを行います。 - 地域の行事やスポーツ活動、通いの場、老人クラブ等へ積極的に参加し、高齢者自らの健康づくりなどに努めます。 - 元気な高齢者は、シルバー人材センターやボランティア団体等に参加し、地域の担い手として、経験や能力を活かした活動に取り組みます。
事業者	- バリアフリー対策など、高齢者に優しいまちづくりを進めます。 - 高齢者を積極的に雇用します。

[2-4] 健康・医療の充実 ～町民の健康づくりと地域医療との連携拡充～

- がんや、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病に対し、町民一人ひとりが健康づくりや食生活などの健康的な生活習慣に留意するとともに、がん検診や生活習慣病予防のための、健康支援、こころの病へのサポートが必要となっています。
- 健康寿命を延ばすことも重要と考えられており、生涯を通じた健康づくりの推進が重要です。
- 医療機関受診時の利便性を確保していくため、緊急医療や地域医療の情報を提供することが求められます。
- 平成30年度より、国民健康保険制度の安定化を図るため、都道府県が市町村と共に、国民健康保険の運営を担うことになります。
- 安心して医療を受けることができることも医療の助成は、子育て支援の中で最も重要な施策の一つであり、継続が求められます。

1. 町民の健康づくり（予防・健康管理の充実）

- 心臓・腎臓・脳血管に大きな影響を与える生活習慣病の重症化予防、また健診受診の促進をより強化します。
- 町民自身が自分の体についての理解を深め、積極的に予防活動や健康づくりに取り組めるよう町民一人ひとりへの支援を行います。
- 町民の健康増進に寄与するため、各種システムやレセプト等を活用してデータ分析を行い、町の現状に合わせた事業展開を図り、医療費の伸びを抑えます。
- 特定健診受診者へ対する保健・栄養指導の充実、重症化予防に着目した住民への訪問、健診結果説明等を実施します。

2. 町民の健康づくり（健康づくりの推進）

- 高齢者をはじめ町民が生活習慣病により、要介護状態となることを予防するため、健康づくり、環境づくりを推進します。
- 町民が歳を重ねても健康で生き生きと暮らせるよう、社会教育との連携を通じて、子どもの時から体を動かす機会の充実を図ります。
- 健康・医療対策については、スポーツや食育指導と連携した「食と運動で健康づくり事業」を実施し、生活改善指導による、生活習慣病等の予防を行います。
- 継続した生活習慣病予防のアプローチ、生涯を通じた健康づくりに関する意識啓発を実施します。

3. 地域医療との連携拡充

- 県の医療計画に基づき、医療機関等と連携し、救急医療機関の適正利用の推進、救急医療に関する情報の提供を図ります。
- 医療と介護が連携した在宅医療体制により、住み慣れた地域で安心して暮らせる医療体制の推進を図ります。

4. 健康保険制度の円滑な運営

- 国民健康保険については、新たに財政運営主体となる熊本県と連携し、さらなる財政基盤の強化、負担の公平化、医療費適正化の推進等を図り、持続可能な国民健康保険制度の構築を目指します。
- 後期高齢者医療保険については、運営主体である熊本県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療保険の財政運営の安定化を図ります。
- 安心して医療を受けることができることも医療の助成は、子育て支援の中で最も重要な施策の一つであり、適切な受診をしていただくよう窓口や検診等の機会をとらえた周知等に努めます。

2-4 健康・医療の充実

1. 町民の健康づくり (予防・健康管理の充実)	保健予防の充実 - 健診受診の促進 - 健康管理への支援・指導 - 予防接種事業の推進
2. 町民の健康づくり (健康づくりの推進)	健康増進の推進 - 各種計画に基づく健康づくり活動 - ライフステージに応じた健康づくり啓発活動 食育の推進 - 食育の推進
3. 地域医療との連携拡充	救急医療・地域医療との連携拡充 - 地域救急医療対策事業 - 救急医療の適正な利用に向けた情報提供
4. 健康保険制度の 円滑な運営	国民健康保険制度の円滑な運営 - 医療費の適正化 - 保険税の適正賦課・徴収 後期高齢者医療保険制度の円滑な運営 - 熊本県後期高齢者医療広域連合との連携 こども医療助成の円滑な運営 - こども医療費助成事業

● は主な施策

『町民の健康づくりを示す指標として設定』

指標		従前値	目標値
特定健診受診率 (特定健診受診者数 / 国保被保険者数(40歳以上))	%	37.4	55.0
各種がん検診受診率 (各がん検診受診者数 / 各がん検診対象者数)	%	43.0	各 50.0

町民・NPO等	- 自分にあった健康づくり、食育に取り組むとともに、継続した健康診断の受診や生活習慣の見直しに努めます。 - 重複、頻回受診を避けたり、救急医療に対する知識を習得するなど医療機関の適正利用に努めます。 - 地域と連携し、健康づくりやこころの健康に努めます。
事業者	従業員の健康づくりや過重労働の防止など、ワークライフバランスに配慮した職場づくりに努めます。

3 教育・文化

ふるさとを愛し、 未来に夢が膨らむまち

- [3-1] 家庭教育への支援
～教育の基盤となる生活環境の実現～
- [3-2] 学校教育の充実
～生きる力を育み信頼される学校・園づくり～
- [3-3] 生涯学習の推進
～学びを通じた人づくり、地域づくりの推進～

〔3-1〕家庭教育への支援 ～教育の基盤となる生活環境の実現～

- 大津町教育基本構想に基づき、「夢を持ち、夢を育み、夢を叶える」教育実践のもと、「生きる力を身につけ、よき社会の形成者として未来を拓(ひら)く子どもの育成」を目指して、地域や家庭と連携した学校教育の実践が求められています。
- 幼児期は、人間形成の基礎を培う重要な時期となります。このため、子どもたちが健康で知性と感性に富み、人間性豊かに育つように、家庭教育を基盤として、学校・園などとともに、子どもたちの基本的な生活習慣の確立、豊かな感性の育成、夢の芽生えを促す取り組みが求められます。
- 家族形態の多様化や家庭生活の不安定化など様々な要因から、学校や家庭からの相談件数が増加傾向にあります。そこで、それぞれの関係機関が、情報の共有や個々のケースに対応できるタイムリーな連携をとることが望まれています。
- 熊本地震によりケアが必要な子どもたちが増加傾向にあり、その対策が求められます。

1. 基本的な生活習慣の形成・確立

- 各家庭における基本的な生活習慣の形成・確立を目指し、「三つの約束（「あいさつをする」「時間を守る」「人の話を聞く）」の形成や「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進します。

2. 親力・家庭教育力の向上

- 発達段階に応じた育ちの姿である「育ちのステップ」を子どもの育みに関わるすべてのおとなの共通目標として活用し、関係機関と連携して「家庭教育力」の向上に努めます。
- 親として、子どもの育ちを応援するための親同士の交流の促進や、乳幼児期から学齢期につながる切れ目のない支援など、親の学びや子どもの育ちの支援を進めます。
- 未来を担う子どもたちが、良識と社会性を身につけ、自らの未来を切り開くことができるよう、学校・家庭・地域が連携し、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

3. 貧困の連鎖を断ち切るための教育機会の保障

- すべての子どもたちが安心して学ぶことができる環境を整えるため、ひとり親家庭の支援をはじめ、保護者の経済的負担軽減等に向けた取り組みを進めます。

4. 熊本地震からの創造的復旧・復興

- 積極的な親子のふれあい（コミュニケーション）と関係機関との連携の中で、熊本地震による子どものストレスサインの早期発見と対応を進めます。

3-1 家庭教育への支援

1. 基本的生活習慣の形成・確立	基本的生活習慣の形成・確立 • 大津町「3つの約束」の定着 • 「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進 • 親子による「携帯・スマホのルールづくり」の推進
2. 親力・家庭教育力の向上	親力・家庭教育力の向上 • 「育ちのステップ」の活用 • 保護者研修の充実 家庭教育支援体制の充実 • ノーテレビ・ノーゲームデーの推進 • 家庭教育学級の充実 • 子育て相談窓口の充実 • 教育支援センターでの相談事業 家庭読書の推進 • ブックスタート事業
3. 貧困の連鎖を断ち切るための教育機会の保障	貧困の連鎖を断ち切るための教育機会の保障 • 要保護・準要保護世帯児童生徒への就学援助制度の活用 • 各種奨学金制度の周知
4. 熊本地震からの創造的復旧・復興	熊本地震の影響に対する心のケア対策 • 子どものストレスサインの早期発見

● は主な施策

『教育の基盤となる家庭教育の充実を示す指標として設定』

指標		従前値	目標値
「育ちのステップ」の周知度 (知っていると回答した人数/アンケート回答数)	%	13.5	50.0
携帯電話やスマートフォンの使い方について、家の人と約束したことをきちんと守っている中学3年生の割合 (きちんと守っていると回答した生徒数/中学3年生の生徒数)	%	13.5	20.0

町民・NPO等	• 各家庭において、わが子の生活や健康など基本的生活習慣の確立と能動的な学習習慣づくりに努めます。 • 地域では、身近な子ども達に愛情を持ち、ふれあいを通して教育に関心を持ち、地域の教育活動に積極的に参画します。 • 子どもの安全確保、健全育成など、子どもの成長を見守る環境づくりに努めます。
事業者	• 従業員が子育て、家庭教育に関わりやすい職場環境づくりに努めます。

〔3-2〕学校教育の充実 ～生きる力を育み信頼される学校・園づくり～

- 子どもの育ちに関しては、学習意欲の低下や思考力等の不十分さ、コミュニケーション力の不足、規範意識の低下、体力・運動能力の低下など問題が指摘されています。
- 特別支援教育の充実を求める要望が高まる現状と、幼児教育から学校教育へ上がる段階で、「集団行動がとれない」「授業中に座ってられない」「人の話をきかない」など、小1プロブレム等の課題も発生しています。
- 知識・情報・技術の急速な進歩やグローバル化など変化の激しい社会にあって「生きる力」の育成が求められる中、教育の各段階で、確かな学力の定着が望まれています。
- 次期学習指導要領の中で「道徳」は教科化されており、多くの児童生徒に「豊かな心」の育成と具体的な実践面での取り組みが期待されます。
- 生活環境の急激な変化に伴い、運動する子とそうでない子の二極化や、食を含む生活習慣の乱れが指摘されています。
- 次期学習指導要領の中では、国際社会を生き抜くコミュニケーション力豊かな、故郷を愛する心を持つグローバル人材の育成が求められています。このため、英語教育や道徳教育において先取りした取り組みが必要です。
- 部活動等の時間外勤務、また子どもを取り巻く課題の複雑化・多様化による相談の増加など、教職員の長時間労働が課題となっており、負担軽減への対策が必要となっています。
- 学校運営においては、複雑化・多様化している学校現場の課題等を解決し、子どもたちの教育環境を充実させるため、地域住民等の協力を得て、地域ぐるみで教育の充実を図っていくことが求められています。
- 熊本地震によりケアが必要な子どもたちが増加傾向にあり、その対策が求められます。（再掲）

1. 幼児教育（就学前教育）の充実と学校教育との連携強化

- 幼児期は、人間形成の基礎を培う重要な時期となります。このため、子どもたちが健康で、知性と感性に富み、人間性豊かに育つことを願い、福祉部門と連携し、幼児教育の充実を図ります。
- 発達段階に応じた育ちの姿である「育ちのステップ」を子どもの育みに関わるすべてのおとなの共通目標として活用し、幼稚園・保育所等と小学校、家庭、地域及び関係機関との連携による取り組みを進めます。
- 基礎学力の向上、子どもたちの個性の伸長、育児や不登校などの相談体制の充実など、各教育機関での情報共有を図ります。

2. 確かな学力の育成

- 幼稚園等から小中学校への円滑な移行や連携を図り、生きる力の育成に向けて、子どもの個性や能力を生かす、教育機会の充実を図ります。
- 基礎的な知識・技能の定着と、学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力等まで含めた「確かな学力」の育成を図るため、言語活動を通じた思考力、判断力、表現力の育成の推進やICT活用等による「主体的・対話的で深い学び」への授業の工夫・改善を図ります。
- 学習面や行動面で学校生活になじめない児童生徒については、学習支援指導員や特別支援補助員、学校生活支援補助員の適正な配置を行い、安心して授業が受けられるように努めます。

3.豊かな心・人間性の育成

- 道徳教育や人権教育の充実により道徳的実践力や人権感覚を培うとともに、いじめの問題や不登校への対応など教育相談活動等を推進します。
- 児童生徒への適切な指導を行うため、校内組織や関係機関との報告・連絡・相談を徹底します。
- 不登校やいじめ等の相談窓口として多様な相談に対応できる体制を整えるとともに、ソーシャルワーカーや、臨床心理士による専門的な支援、および教育支援センターを活用した児童・生徒・家庭・学校のサポートに努めます。
- 体験活動の充実、地域における学びの機会の充実や副読本「私たちの大津町」を活用するなど、子どもたちがふるさとの歴史と文化に誇りが持てる教育を進めます。

4.体育・健康教育・食育の推進

- 平成31年4月からの小学校運動部活動社会体育移行を円滑に進めるとともに、将来にわたって健康でいられる体力づくりの推進など、体力向上に向けた体育学習の充実や社会体育と連携したスポーツ環境の創造を図ります。
- 栄養教諭等を活用した食育を推進し、自ら健康管理や安全管理ができる子どもの育成や、地産地消の推進による食と地域を結ぶ意識の醸成を図ります。
- 安全安心な魅力ある給食を提供するため、施設の改善・維持管理の他、学校給食衛生管理の基準を遵守し、食中毒事故等の防止に努めます。

5.社会を生きる力の育成

- ふるさを愛し、伝統と文化を尊重する地域学習を行い、郷土への誇りや愛着を育みます。
- グローバル人材を育成するためには、英語力の向上が不可欠であるため、教職員のスキルアップと外国語指導への支援、英語力の向上と定着に向けた取り組みを充実させます。また、台湾高雄市との教育交流を推進します。
- 子どもたちが社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく力を身に付けるために、キャリア教育の充実に取り組みます。

6.教育環境の整備・充実

- 安全で快適な学校教育環境を整えるため、地域と情報を共有するとともに、施設の経年劣化や園児・児童・生徒数の変化等に対応した計画的な施設の整備・改善を進めます。
- 教職員の業務負担を軽減し、教職員が児童・生徒に向き合う時間を確保するとともに、教職員の健康を保持するため、校務支援ICT化の推進、学校における業務の見直しと勤務時間の適正な管理を進めます。
- 児童生徒数の増加と施設の老朽化に対応するため、学童保育施設の整備を行います。
- 複雑化・多様化している学校現場の課題等を解決するため、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくため、コミュニティ・スクールを推進します。

7.熊本地震からの創造的復旧・復興

- 積極的な親子のふれあい（コミュニケーション）と関係機関との連携の中で、熊本地震による子どものストレスサインの早期発見と対応を進めます。（再掲）
- 熊本地震の教訓を生かした防災教育を進めるなど、学校における災害対応の機能向上に向けた取り組みを進めます。

3-2 学校教育の充実

1. 幼児教育（就学前教育）の 充実と学校教育との連携強化	幼児教育（就学前教育）の充実 • 育ちのステップの活用 • 幼児教育連絡会の設置と幼保小中連携推進協議会の活用 学校教育との連携 • 就学前に身に付けるべき力の共有化
2. 確かな学力の育成	確かな学力の育成 • ICTの活用、授業内容の充実 • 放課後学習支援事業の実施 • 英語力の向上のための施策 • 集中学習会の開催 特別支援教育の充実 • 個別の教育支援計画・指導計画に基づく指導
3. 豊かな心・人間性の育成	豊かな心を育む教育の充実 • 道徳・人権教育の充実 • 学校人権教育研究会の充実 • 就学前部会の充実 • 学校図書館の充実 いじめ・不登校防止対策 • いじめ問題対策連絡協議会の活用 • 不登校防止対策の実施 郷土愛の育成 • 伝統や文化を尊重する地域学習の推進
4. 体育・健康教育・食育の推進	体育教育の充実 • 小学校運動部活動の社会体育移行への円滑な推進 • 体力向上対策 健康教育の充実 • 「食」に関する指導 • 虫歯対策（フッ化物洗口） 安全な学校給食の確保 • 施設や調理器具の計画的整備 • 安全・衛生面の徹底

• は主な施策

3-2 学校教育の充実

5. 社会を生きる力の育成	国際社会に向けたグローバル人材の育成 - 新学習指導要領先行実施による小学校外国語活動・英語科への授業支援 - 英語検定受験料の補助 - 台湾高雄市との教育交流 キャリア教育の推進 - 職場体験 - 教育講話 - 子ども(中高生)議会
6. 教育環境の整備・充実	施設の整備・改善 - 学校施設整備計画の策定と推進 - 学童保育施設の整備 教職員の業務負担軽減対策 - 校務支援ICT化の推進 - 各種指導員・補助員の配置 学校運営の充実 - コミュニティ・スクールの推進
7. 熊本地震からの創造的復旧・復興	熊本地震の影響に対する心のケア対策 - 専門機関と連携した心のケアの充実 防災教育の推進 - 防災主任の配置と防災計画の見直し

● は主な施策

『子ども達自らが生きる力を育める教育環境の実現を示す指標として設定』

目標指標

指標		従前値	目標値
インターンシップ受入企業数	力所	70	100
標準学力検査平均値(小学校)	点	54.8	55.0
標準学力検査平均値(中学校)	点	51.6	53.0
中学3年で英検3級以上を取得または相当する力を持つ生徒の割合 (英検3級以上を取得または相当の英語力を持つと思われる生徒数/中学3年生の生徒数)	%	36.7	40.0
不登校児童生徒の出現率 (不登校児童生徒数/全児童生徒数)	%	1.23	1.00

みんなの役割

町民・NPO等	- 読み聞かせボランティア等の学校支援に努めます。 - 学習ボランティア活動(地域で学ぶ機会)を推進します。 - 家庭や地域が学校・園と協力しながら、子ども達のそれぞれの個性を伸ばし豊かな人間性、確かな学力、健康・体力などの生きる力の育成を行います。
事業者	- 自らの未来を拓き、社会に貢献できる人材育成のための、キャリア教育の推進に協力します。 - 地産地消の推進に向けて、地元食材の安定した提供支援を進めます。

【3-3】生涯学習の推進 ～学びを通じた人づくり、地域づくりの推進～

現状と課題

- 急激な社会情勢の変化の中で、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。
- 個人の生涯学習意欲の多様化により、行事・講座開催や生涯学習施設運営に新たな取り組みが求められています。
- 図書館は、教育・文化など学びの拠点施設として利用機会を高める必要がありますが、利用者が固定化しつつあります。
- 公民館は、地域住民の身近な交流・学習の場として大きく貢献してきましたが、施設の老朽化が進んでいます。
- 豊かな自然・風土の中で培われた地域文化が多く残されており、地域の貴重な文化活動を伝承する多彩な団体・人材が活動しています。しかし、団体メンバーの高齢化、後継者の減少などが課題となっています。
- 生活様式の変化により身近な史跡や伝承を正しく理解している人が少なくなる中、更には災害の影響もあって、忘れられ失われてしまう文化財もあります。そのため地域の歴史的な風土・特徴が消えかけており、文化財への関心を高める啓発が課題となっています。
- 本町のスポーツ振興等においては、町民の健康に対する意識の高まりや各種スポーツ教室、健康づくり教室等の活動を通じ、生涯スポーツが推進されています。
- 平成31年3月までの小学校運動部活動の社会体育移行について、検討委員会で協議を進めています。
- 町運動公園及び総合体育館では様々なスポーツ大会が開催されるなど、「みる」スポーツ、「ささえる」スポーツが推進され、スポーツを通じた観光振興・魅力発信につながっています。
- 阿蘇を望む豊かな自然を活かしたランニング、ウォーキング、サイクリング及びフットパスなど、本町は高い潜在能力を持っています。

1. 生涯学習の充実

- 子どもたちが多様な経験を得る機会の創出や、家庭・地域が子どもと向き合う時間の充実に向けて、生涯学習推進事業の実施や家庭教育の推進を図ります。
- 地域学校協働活動推進員（コーディネーター）やボランティアにより学校を支援する取り組みを推進し、地域づくりにつなげます。
- 地域が地域内の人材（リーダー）を積極的に活用することを推進し、地域の生涯学習やコミュニティ活動の活性化に繋がります。
- 生涯学習の拠点である公民館や図書館などで多彩な事業（講座・教室等）を展開し、幅広い年齢層に応じた町民の学ぶ楽しさや喜びに繋がります。また、魅力ある生涯学習情報の発信に努めます。

2. 生涯学習環境の整備

- 町民交流施設（オックスプラザ）、矢護川コミュニティセンター、野外活動等研修センターを整備し、町民の利用を促進します。
- 地域生涯学習やコミュニティの拠点となる地域公民館・集会所等の整備を支援し、地域による活用を推進します。

施策の方針

3.文化の保全・振興

- ・町民の文化活動を活性化するために、町民への情報提供や学習機会の場を更に充実して、多彩な分野で文化活動を行う団体・人材を創り・育て・増やす取り組みを進めます。
- ・文化の継承については、子どもの頃から生活の中で地域と触れ合い、地域を学ぶ方法として文化を活用することなど、学校教育と連携した取り組みを進めます。
- ・歴史、文化の振興については、「歴史文化伝承館」「文化ホール」「公民館」「図書館」を拠点として、各種事業を展開します。

4.文化財の保護

- ・文化財を正しく知り・守り・語ることの出来る人材を育てて、その協力を得て未来に継承する文化財を保護し、活用します。
- ・地域の伝統を受け継ぐ次の世代を育てるために、子どもの頃から地域の文化財・伝統行事を学ぶ取り組みを、学校教育や生涯学習等と連携した地域づくりの中で進めます。
- ・国指定重要文化財や、町指定文化財等の文化遺産の保存・保護に努めます。

5.スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツの推進

- ・ライフステージに応じたスポーツ教室の活動など、町民がスポーツに気軽に触れ合える機会の創出や支援を進めます。
- ・平成31年4月から学童スポーツクラブを設立し、子どもたちの新たなスポーツ環境を整えるなど、子どもたちのスポーツをする機会の充実により運動習慣の確保と体力の向上を図ります。
- ・「みる」スポーツを通じて触れ合う機会を高めることが夢や感動につながり、スポーツを始める動機づけにもなることから、全国大会やトップレベルチームのスポーツキャンプ等を誘致します。
- ・住民のスポーツへの関心を高めることにより、これまでの参加型のスポーツから参画支援にむけた「ささえる」スポーツを推進します。
- ・スポーツを通じた共生社会の実現のため、障がいのある方や配慮を必要とする町民がスポーツに参画できるよう推進します。
- ・スポーツ施設を生かしたスポーツコンベンションの推進を図ることで、経済効果を高めます。

6.スポーツ環境となる基盤の整備

- ・スポーツ活動を支援推進する指導者等の人材育成を支援します。
- ・子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確保と体力の向上を図ります。
- ・施設の長寿命化計画に基づき、利用人数、配置バランスなどを踏まえた効率的・効果的な運用、機能拡充のための改修や整備を推進します。

7.熊本地震からの創造的復旧・復興

- ・熊本地震で被災した国指定重要文化財「江藤家住宅」や、町指定文化財等の文化遺産の復旧を支援し、今後の保存・保護に努めます。
- ・熊本地震により被災した地域公民館や地域集会所等の復旧を支援し、生涯学習活動や地域コミュニティの復旧を目指します。

3-3 生涯学習の推進

1. 生涯学習の充実	学ぶ喜びの創出 - 公民館・図書館活動の充実 - 生涯学習推進事業の展開、家庭教育の推進 学校とともにある地域づくり - 地域学校協働本部事業の展開
2. 生涯学習環境の整備	生涯学習拠点の整備 公立生涯学習施設や地域集会所等の整備、活用推進
3. 文化の保全・振興	文化を担う人材育成 - 文化団体の活動促進 文化拠点施設の活用 「歴史文化伝承館」「文化ホール」「公民館」「図書館」「文化財学習センター」の活用
4. 文化財の保護	文化財を伝える人材育成 - 歴史教室を通じた人材の発見・育成・活用 文化財の保護と活用 - 史跡・遺跡の調査と保護 - 地域に根ざす文化財の活用と広報
5. スポーツを 「する」「みる」「ささえる」 スポーツの推進	スポーツ・レクリエーションに触れ合う環境づくり - ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 地域振興に向けたスポーツイベント - スポーツイベントの開催
6. スポーツ環境となる基盤の整備	スポーツ振興を支える人材・団体の育成 - スポーツ指導者等の育成と支援 スポーツ施設の維持・改善 - 既存施設の長寿命化計画と新たな施設整備 スポーツ情報の提供 - 生涯学習情報誌、町ホームページ、町広報紙
7. 熊本地震からの創造的復旧・復興	文化財や交流拠点の復旧・復興 - 江藤家住宅の復旧支援 - 地域集会所等の復旧支援

● は主な施策

『地域で学び、人や地域の魅力が育つ環境を示す指標として設定』

目標指標

指標		従前値	目標値
主催講座(教室)開催数 (生涯学習係、歴史文化伝承館、公民館、図書館)	回	84	115
主催講座(教室)参加者数 (生涯学習係、歴史文化伝承館、公民館、図書館)	人	1,173	1,400
町民のスポーツ実施率 (1週間に1回30分以上の運動をした20歳以上の町民数/20歳以上の町民数)	%	50.0	65.0
スポーツ施設の稼働率 (施設利用日数/開館日数)	%	60.0	70.0
図書館で本を借りた住民の割合 (1年に1回以上本を借りた住民の数/町の人口)	%	17	25
図書館貸出冊数	冊	24万	28万

みんなの役割

町民・NPO等	- 生涯学習活動、文化活動の学習・体験等へ積極的に参加します。(参加者及び講師など) - 大津町の文化を知り、次世代のために保存・継承します。 - 講習で習得した知識・技術をボランティア等に活かします。 - 町民自らが健康づくりや生きがいづくりなど、心豊かな生活を過ごすため、ウォーキングをはじめとするスポーツに取り組みます。 - 子どもたちが、スポーツや体を動かす機会を創ります。 - 地域のスポーツ活動等の開催支援に努めます。
事業者	- 地域貢献の視点にたって、地域活動の参加、学習機会の創出に努めます。 - 大津町の文化を保全・振興する住民活動に、町民・地域と取り組むとともに、活動等を支援します。 - 地域貢献の視点にたって、大津町のスポーツ推進を支援します。



からいもくん体操



ジョギングフェスティバル

4

生活環境基盤

町の活力(にぎわい)を支える 機能性の高いまち

[4-1] 土地利用政策の推進

～機能性の高い都市空間の形成～

[4-2] 都市基盤づくり

～快適な生活を支える都市基盤づくり～

[4-3] 下水道・工業用水道の整備

～快適な生活を支える都市基盤づくり～

[4-4] 交通環境の充実

～まちのにぎわいを支える交通環境の充実～

[4-5] 環境にやさしいまちづくり

～持続可能な社会の構築～

[4-6] 生活安全性の向上

～安全・安心な地域づくり～

〔4-1〕土地利用政策の推進 ～機能性の高い都市空間の形成～

現状と課題

- 近年、用途地域外において工業地、住宅地等の開発が行われるなど、インフラ整備が遅れている地域での宅地化、用途の混在が課題となっています。今後も人口増加、企業誘致が進む中で、都市計画、農振計画など、各種土地利用計画へ繋がる計画的な土地利用が求められます。
- 本町は、阿蘇の麓として白川等の豊かな水資源、その流域に広がる田園地帯、美しい森林等が広がるなど、自然景観を有しており、これら自然環境を維持することが重要です。
- 阿蘇くまもと空港駅（肥後大津駅）周辺の整備、駅前楽善線の開通等により阿蘇くまもと空港駅周辺において一定の賑わいが形成されつつあります。しかし、既存商店街では、ロードサイド型店舗の立地や高齢化が進み空き店舗が増えており、多様な機能を集約して快適で利便性の高いコンパクトなまちづくりを進めることが求められます。また、阿蘇くまもと空港駅と新庁舎周辺の整備については、景観や回遊性に配慮するなど、互いに調和のとれた整備が求められます。
- 中心部において人口が増加している一方で、南部・北部の集落地においては人口が減少しており、人口増減、高齢化の進行について2極化が進んでいます。南北地域において、将来にわたって地域の持続性を確保していくには、地域の個性を発揮し、地域の活力を高めていくことが求められます。
- 本町を含む阿蘇くまもと空港周辺地域については、県が策定した「大空港構想 Next Stage」により、そのポテンシャルを最大限に活かした創造的復興の実現を目指すこととされており、本町においても、地理的利点を活かした取り組みが求められます。

1. 計画的な土地利用の推進

- 都市の活力、生活の快適さや自然環境の豊かさを持続させるため、都市計画マスタープランの作成を行い、土地利用や開発の適正な規制、誘導を図ります。
- 都市基盤が未整備である地区や用途地域外において開発が進む地区においても土地利用の規制や誘導方法を検討するなど、計画的な土地利用を推進します。
- 農地、田園集落地の土地利用については、農業振興地域整備計画を策定し、農業・林業の生産性向上や田園集落地の生活環境基盤の整備、豊かな自然環境の保全に向けた土地利用を進めます。
- 阿蘇外輪山西部に連なる広大な森林、白川、矢護川等の豊かな水とその流域に広がる田園風景などの自然景観と調和したまちづくりを進めます。

2. 中心市街地（新庁舎周辺）の活性化

- 阿蘇くまもと空港駅（肥後大津駅）、JR線路を境にした南北商店街及び大津町役場周辺を核として、まちのにぎわいを創出する中心市街地の形成を進めます。
- 中心市街地においては、本庁舎の建替えに併せて、町民の生活サービス機能や町民の交流機能、文化機能等の集積により、町民による賑わいを高めるとともに、周辺市街地の再整備を行い、利便性、賑わいのある都市空間を創出します。
- 宿場町大津の歴史資源を活かし、まちの景観創出に配慮し、回遊性のある商業空間の整備を進めます。

施策の方針

3. 南部・北部まちづくり計画の推進

- 南部・北部地域の快適な暮らしやコミュニティを維持するため、暮らしを支えるサービスを提供する機能の維持・集積を図ります。
- 南部・北部地域のにぎわいを創出するため、南部地域の白川水系と北部地域の矢護山などの自然環境や歴史・文化等の観光資源を活かしながら、都市再生整備計画事業を着実に推進します。
- 具体的には、南部地域では、江藤家住宅や岩戸神社等の名所・旧跡などについて周辺環境を含めた町並み景観の創出や、交流拠点としての整備を進め、北部地域では、野外活動研修センター等を利用した自然交流拠点づくりやフットパス、グリーン・ツーリズムなど、自然を学び、楽しむ場の創出を進めます。
- 南部・北部地域において、中部地域の歴史的観光資源と連携するほか、イベントやスポーツなど、観光事業を展開し、地域の再生を目指します。

4. 新たな活力拠点の創出

- 阿蘇くまもと空港周辺地域としてのポテンシャルを最大限に活かした創造的復興の実現を図るため、熊本県が掲げる「大空港構想 Next Stage」と連携し、本町と空港を結ぶ軸線において、県及び本町の玄関口となる拠点形成の検討を進めます。
- 新たな拠点整備の検討においては、地域未来投資促進法に基づく支援措置の活用を検討し、土地利用の転換や新たな開発拠点の創出に向けて、関係機関との調整を進めます。



大津町の市街地

4-1 土地利用政策の推進

1. 計画的な土地利用の推進	計画的な土地利用の推進 - 都市計画マスタープランの作成 - 用途地域等の見直し - 土地利用の規制・誘導手法の検討 - 農業振興地域整備計画の策定 - 自然景観の保全
2. 中心市街地(新庁舎周辺)の活性化	文化・交流拠点の整備 - 新庁舎の建設 阿蘇くまもと空港駅(肥後大津駅)周辺の景観整備 - 歴史景観の保全に向けた取り組み - 阿蘇くまもと空港駅(肥後大津駅)を核とした賑わいの創出(再掲)
3. 南部・北部まちづくり計画の推進	南部・北部まちづくり計画の推進 - 都市再生整備計画事業の実施 観光と連携したまちづくりの推進 - 観光拠点の整備
4. 新たな活力拠点の創出	新たな拠点整備の検討 開発可能性の検討

● は主な施策

『計画的な土地利用の実現を示す指標として設定』

目標指標

指標		従前値	目標値
用途地域指定区域内の開発面積割合 (用途地域のうち宅地面積/用途地域全体面積)	%	57.3	58.9

みんなの役割

町民・NPO等	- 地域のまちづくり活動への理解を深め、積極的に参加します。 - 地域の情報について、町民や行政への情報提供に努めます。
事業者	- 大津らしい景観、周辺に配慮した建物整備や町民との調整に努めます。 - 地域や行政が実施するまちづくりへ積極的に参加します。



阿蘇くまもと空港駅(肥後大津駅)



「阿蘇くまもと空港駅」(JR肥後大津駅)
愛称化記念イベント



塘町筋(大津町の景観)



上井手沿いの水車



矢護川公園



江藤家住宅(現在復旧工事中)

[4-2] 都市基盤づくり ～快適な生活を支える都市基盤づくり～

- これまでに整備された都市基盤施設の多くは、老朽化に伴い、大規模な改修や更新の時期を迎えています。将来的には社会保障費が増大し、施設の維持管理等の予算は縮小する恐れがあるため、施設の統廃合や効率的な維持管理の対応が求められます。
- 生活道路、水道、污水处理施設、公営住宅など、生活を支える都市基盤施設などは、未整備地域や改善すべき地域があることから、将来的な都市構造（大津町の将来像）を踏まえ、効率的で効果的な整備が必要です。
- 公園や緑地については、町民の憩いの場となっているため、適正な維持管理とより効率的な運営が求められます。
- 環境問題への意識や質的豊かさの高まりなどから、環境負荷の低減や良好な景観形成に配慮した、環境にやさしい快適な住まいづくりや住環境の整備が求められています。
- 熊本地震により多くの家屋が被災したため、空き家や空き地の実態が不明な状況です。
- 家屋が被災し、現在も応急仮設住宅やみなし仮設住宅で生活されている方々が多くいますので、住民の生活基盤である住宅の再建や確保に向けて、スピード感を持って対応する必要があります。

1. 効率的・効果的な都市基盤の維持・整備

- 公共施設等総合管理計画や道路、公園、公営住宅等の施設ごとに長寿命化計画を作成のうえ、適切な公共施設の維持・修繕とコストの平準化を図り、効率的な維持を進めます。
- 今ある施設を最大限活用するとともに、新たな都市基盤の必要性や優先度を見極め、効率的かつ効果的な整備・更新を行います。また、将来的な都市構造を見据えた都市計画マスタープラン等を作成のうえ、開発区域と保全区域を明確にし、土地利用と都市基盤の一体的な整備を進めます。

2. 身近な公園・緑地の整備

- 子育て世代や子ども達が安全・安心に楽しく遊べる場、また地域住民の交流や憩いの場として、身近な公園の維持・改善を進めます。
- 公園・緑地の維持管理については、地域住民・事業者等と連携し、効率的な維持・管理を進めます。

3. 良質な住環境の確保

- 住まいに対する要望が多様化していることから、町民のニーズに応じた住環境の形成等により、快適な住まいづくりを進めます。特に、住宅地と工業地の住み分け等の用途混在の改善、建築協定や地区計画等の検討による良好な住環境の維持・創出など、安心して住み続けられる環境整備を進めます。
- 公営住宅については、高齢で単身者からの入居相談が多くなってきているため、福祉計画、復旧・復興計画との連携を図りながら住まいの確保等について検討を進めます。
- 空き家や空き地の実態を把握するとともに、地域の景観や安全性を守るため、空き家・空き地調査を行い、それらの改善・活用に向けた検討を進めます。

4. 熊本地震からの創造的復旧・復興

- 引き続き、住宅の応急修理や被災宅地の復旧支援など、自宅の再建に向けて支援していきます。
- 自宅の再建が困難な被災者や自宅を再建しない被災者等に対しては、関係機関と連携のうえ、熊本型復興住宅や民間賃貸住宅等への再建の支援を行います。また、（災害）公営住宅への入居希望者には、公営住宅の提供や災害公営住宅の整備を行うなど、新たな住まいを確保します。

施策の体系（柱）

4-2 都市基盤づくり

1. 効率的・効果的な 都市基盤の維持・整備	計画的な維持・保全と長寿命化の推進 - 長寿命化計画の推進 施設の有効活用 - ストックマネジメントの推進 循環型社会に対応した基盤整備 - 公共建築物の環境対策
2. 身近な公園・緑地の整備	公園・緑地の整備 - 公園施設の改修 公園・緑地の維持管理 - 公園施設の管理
3. 良質な住環境の確保	公営住宅の整備 - 公営住宅維持修繕 - 公営住宅の改修事業 公営住宅の管理 - 公営住宅の管理事業 空き家等の対策 - 空き家調査、空き家バンク等の活用検討
4. 熊本地震からの創造的復旧・復興	住宅の確保 - 住宅再建の支援 - 災害公営住宅の整備

● は主な施策

『快適な生活環境と効率的・効果的な都市基盤整備の実現を示す指標として設定』

目標指標	指標		従前値	目標値
	公園に対する満足度 (満足傾向回答数 / アンケート回答数)	%	34.4	40.0
	公営住宅長寿命化計画進捗率 (大規模改修の戸数 / 公営住宅戸数)	%	14.8	29.5

みんなの役割	町民・NPO等	- 住まいの耐震化、省エネ化に努めます。 - 公園、道路の清掃など、地域で維持管理活動を進めます。 - 地域みんなで協力して、安全・安心な生活環境の形成に努めます。
	事業者	住まいの耐震化、省エネ化など、良質な建物の供給を図ります。

〔4-3〕下水道・工業用水道の整備 ～快適な生活を支える都市基盤づくり～

現状と課題

- 下水道は公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全、快適な日常生活のため必要な施設です。
- 公共下水道事業の整備計画区域において、未整備地区があります。また、地区により施設の老朽化も進んでいます。
- 人口増加や新たな企業立地に伴う流入汚水量の増加等に対しても、適正な維持管理が求められます。
- 今後も、地域の状況に応じて、公共下水道、農業集落排水施設等の整備やより効率的な手法の検討を進めて行く必要があります。
- これまで建設した財産を恒久的な財産として適正に維持し、健全に事業を推進する必要があります。
- 企業の工業用水の利用が増加しており、新たな企業誘致を検討するにあたって、増設等を含めた検討が必要となります。一方で、工業用水道使用水量については、景気の状況にも左右される他、企業の立地状況により変わることから計画的に進める必要があります。

1. 下水道の整備

- 地域の状況に応じて、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽を適正に整備及び維持・管理することにより、快適で衛生的な住環境の形成と河川の水質保全を図ります。
- 公共下水道事業の整備計画区域における未整備地区については、年次計画に基づき引き続き事業に取り組んでいきます。また、ストックマネジメント計画により、計画的に改築更新を進めます。
- 人口増加や企業立地に伴い、処理場の処理能力と流入汚水量の増加を踏まえ、浄化センター、ポンプ場等、下水道処理施設の改築や適正な維持管理を進めます。
- 下水道や農業集落排水施設等、複数の汚水処理施設が共同で利用できる施設を整備することにより、効率的な汚水処理施設整備を図る事業（MICS事業）の検討を進めます。
- 経営状況や財政状況をより明確にし、経営の効率化・健全化を図るため、公営企業会計への移行を進めます。

2. 工業用水道の安定供給

- 将来の工業用水利用の増加に対応するため、工業用水道の整備を検討します。

施策の方針

4-3 下水道・工業用水道の整備

1. 下水道の整備	下水道の整備 - 公共下水道事業 - 農業集落排水事業 - 合併処理浄化槽設置事業 - 公営企業会計への移行
2. 工業用水道の安定供給	工業用水の安定供給 工業用水道施設の整備

● は主な施策

『快適な生活の形成や豊かな自然環境(水環境)の保全の達成を示す指標として設定』

指標		従前値	目標値
公共下水道事業の水洗化率 (水洗化人口/整備済人口)	%	95	95
農業集落排水事業の水洗化率 (水洗化人口/整備済人口)	%	81	85

町民・NPO等	- 下水道使用のマナーを守り、下水道施設の維持管理費削減に協力します。 - 下水道への接続に協力します。
事業者	- 特定事業所は、下水道法を遵守し、下水道施設へ排水します。 - 除害施設を設置しなければならない飲食店等は、下水道法を遵守し、下水道施設へ排水します。



大津町浄化センター

〔4-4〕交通環境の充実 ～まちのにぎわいを支える交通環境の充実～

- 国道57号の4車線化、熊本地震からの復旧、県道等の拡幅など、本町の移動・物流を支える道路の整備を継続的に進める必要があります。
- 町道の整備については、約98%の舗装が完了しましたが、今後も新設道路と既存道路拡幅の要望に加え、老朽化する道路・橋りょうの補修が増加します。また、ハード整備に加え、除草作業など、少ない予算の中で適切に整備、維持管理等を進めることが求められます。
- 広域的幹線農免農道の整備は進んでいますが、支線の農道や耕作道については、未整備箇所が多くあります。
- 路線バスは利用者が減少し、それに伴い減便や路線廃止が進んでいます。一方で乗合タクシーは利用者が増加しており、町周辺部に住む高齢者の交通手段の一つとなっています。今後も町民のニーズに合わせた公共交通体系の整備が求められます。
- 阿蘇くまもと空港駅（肥後大津駅）周辺では、南側駅前広場、ビジターセンター、アクセス道路の整備等が進み、交通結節点としての利便性は高まっています。今後も町の玄関口として利便性を高めるため、更なる機能の強化が求められます。

1. 総合的な道路網の形成

- 道路網は町民の生活や経済・社会活動を支える基礎的な基盤であり、地域内外の交流と連携を支える道路網の形成を推進します。
- 国道57号は、国や県と連携し、早期に4車線化の実現を目指すとともに、北側復旧ルートの早期完了も併せて要望していきます。
- 交通渋滞の緩和や災害時の緊急輸送路の確保に向けて、各種県道の整備について、県と町が一体となって進めます。
- 中心市街地や南部・北部の各拠点地区等を結び、町民の生活サービスの利便性を高め、交流を促進する道路網の計画を進めます。

2. 安全・安心な生活道路の形成

- 歩行者や自転車が安心して通行できる町民の生活に密着した、安全・安心な生活道路の整備を進めます。
- 平成27年8月に策定した大津町通学路交通安全プログラムをベースに、関係機関と連携し通学路の安全確保を進めます。
- 道路整備と道路維持を両立させながら、計画的な道路整備を進めます。
- 農林道の役割に加え、地域の生活道路との役割を踏まえ、整備個所の優先順位、将来的な維持管理方針を踏まえ、整備を進めます。

3. 効率的・効果的な都市基盤の維持・整備（再掲）

- 公共施設等総合管理計画や道路、橋りょう等の施設ごとに長寿命化計画を踏まえ、適切な公共施設の維持・修繕とコストの平準化を図り、効率的な維持を進めます。

4. 公共交通体系の整備

- 各交通手段の適切な役割分担の下、現在の公共交通網を見直し、利便性・効率性の高い持続可能な公共交通体系を整備します。また、阿蘇くまもと空港の玄関口である阿蘇くまもと空港駅（肥後大津駅）を中心とした公共交通機能の強化や利用促進を図ります。

4-4 交通環境の充実

1. 総合的な道路網の形成	広域道路網の整備 • 国道57号4車線化事業 計画的な幹線道路等の整備 • 県道バイパス計画事業
2. 安全・安心な生活道路の形成	計画的な生活道路の整備 • 道路改良事業 道路・橋りょう等の計画的な維持管理 • 橋梁長寿命化事業
3. 効率的・効果的な都市基盤の維持・整備(再掲)	施設の有効活用(再掲) • スtockマネジメントの推進 計画的な維持・保全と長寿命化の推進(再掲) • 長寿命化計画の推進
4. 公共交通体系の整備	利便性・効率性・持続可能性の強化 • 現在の交通体系の見直し • 公共交通利用の促進 • 阿蘇くまもと空港駅を中心とした公共交通機能強化

• は主な施策

『まちなのにぎわいを支える交通環境の実現を示す指標として設定』

指標		従前値	目標値
橋梁長寿命化修繕計画(点検)	橋数/年	30	30
橋梁長寿命化修繕計画(補修)	橋数/年	3	3
道路改良及び舗装の補修等	路線数/年	20	20
公共交通に関する満足度 (満足傾向回答数/アンケート回答数)	%	40.4	50.0

町民・NPO等	• 身近な道路の清掃活動などを行い、維持管理に努めます。
事業者	• 交通事業者ごとに地域公共交通環境充実のためのサービス向上に努めます。

【4-5】環境にやさしいまちづくり ～持続可能な社会の構築～

- 都市化の進展、生活様式の多様化などにより、地下水や豊かな緑などの自然環境が少しずつ損なわれつつあります。
- 町民一人当たりのごみの量は概ね同程度で推移していますが、人口増加が進む本町では、ごみの量が増えることが考えられます。
- リサイクル率は年々低下しているためその要因を分析し、リサイクル向上の取り組みに努める必要があります。
- 公害（騒音、振動、悪臭）に関する相談をはじめ、不法投棄や近隣トラブルなど、多種多様な相談が寄せられています。
- 環境問題については、地球温暖化の急速な進行により異常気象やこれまでに経験したことが無いような集中豪雨が発生するなど、その対策は喫緊の課題となっています。このため、行政、事業者、町民が連携しながら、環境にやさしいまちづくりに取り組んで行くことが求められます。

1.潤い豊かな水と緑の保全

- 大津の豊かな水と緑に囲まれた環境を保全し、自然共生の社会を築いていくため、町民、事業者等との連携を進め、自然環境の保全や自然とのふれあいの創出を図ります。
- 森林の保全や農地等の緑の保全の取り組みを進めます。
- 水や緑の自然は、都市の潤い空間や良好な景観を創出することに加え、人と自然が共生する都市の潤いや魅力を高めることから、身近な水と緑の充実を図ります。
- 本町の豊富な水量と良好な水質は、安心して生活や産業活動を行ううえで欠かせない資源です。このため、県や関係機関と連携して水量の維持と水質の保全を引き続き推進します。

2.循環型社会の形成

- 家庭ごみの減量化、資源化を促進するため、4R(※)の促進、分別の徹底、生ごみの排出抑制を進めます。
- 加えて、日常の生活からごみを出さない意識を高めていくよう、物を買すぎないことについての啓発等の対策を進めます。
- 事業系一般廃棄物の不適切処理未然防止のため、事業者に対する処理責任の原則や分別の徹底などについて、普及啓発を推進するとともに、排出抑制、資源化循環型社会の形成に努めます。

3.生活環境の向上（公害の防止と環境保全の促進）

- 公害の発生の防止と不法投棄の撲滅に向けた取り組みを行います。
- 地域で取り組む美化活動などを通じてコミュニケーションの場をつくり、あわせて町内の環境改善につながるよう取り組みます。
- 町内の事業所が環境に配慮した事業活動を行うため、環境保全協定の締結と遵守を推進し、町の産業振興と自然環境の保全を図ります。

4.温暖化対策の推進

- パリ協定や国の「地球温暖化対策計画」を踏まえ、二酸化炭素の発生源となる化石燃料の使用を減らし、温室効果ガス排出量の大幅な削減を進めるため、再生可能エネルギーの利用促進、省エネルギー活動の啓発に努めます。
- 持続可能で環境にやさしいまちづくりを進めるため、環境情報の提供や環境学習の推進により環境に配慮したライフスタイルの展開を進めます。

※ 4R・・・Refuse（ごみを家庭に持ち込まない）、Reduce（ごみを減らす）、Reuse（繰り返し使う）、Recycle（再利用する）

1. 潤い豊かな水と緑の保全	自然環境の保全と活用 - 広葉樹の森の整備 水資源の保全と活用 - 水田湛水事業 - 河川水質検査の実施 まちの緑や親水空間の保全 - 公共建築物の環境対策
	一般廃棄物の減量化・資源化 - ごみ減量化と資源物リサイクルの推進 事業所から出る廃棄物の適正処理 - 産業廃棄物と一般廃棄物の分別の徹底 - 排出される廃棄物の減量化、再資源化
	公害の防止 - 各種公害等防止に向けた適正な処理 環境保全の促進 - 環境保全協定の締結に推進
	再生可能エネルギー・省エネルギー技術の利用促進 - 省エネルギーシステム導入の推進 環境まちづくりの推進 - 環境学習の推進 - エコライフスタイルの啓発
2. 循環型社会の形成	
3. 生活環境の向上 (公害の防止と環境保全の促進)	
4. 温暖化対策の推進	

● は主な施策

『環境にやさしいまちづくりの実現達成を示す指標として設定』

目標指標	指標		従前値	目標値
	町民一人当たりのごみ排出量	kg/年	193.4	191.4
	リサイクル率(資源化量/ごみ回収量)	%	11.5	13.5

みんなの役割	町民・NPO等	- 水と緑を大切に、次世代へつなぐ取り組みを進めます。 - 周囲への気配り、マナー・モラルの向上に努めます。 - 家庭ごみの減量化、分別に努め再資源集団回収に協力します。
	事業者	- 各種環境法令等の遵守、環境保全協定の締結・遵守に努めます。 - 環境に配慮した事業活動の推進と廃棄物の減量化に努めます。 - 分別、再資源化の向上に努めます。

〔4-6〕生活安全性の向上 ～安全・安心な地域づくり～

- 各種防犯団体の協力により、犯罪発生件数は減少していますが、振り込め詐欺をはじめ、多様化・巧妙化する犯罪への対応が重要となっています。
- また、地域によっては人口減少や高齢化が進み、空き家の発生による犯罪リスクの増加、地域コミュニティや地域のつながりの希薄化による地域防犯力の低下が懸念されます。
- 本町では、これまで交通安全への意識の高揚を図るほか、カーブミラー設置、街路灯の整備・維持管理等により交通安全の確保を図ってきました。しかし、運転者の交通マナーに対する苦情が増加しているほか、増加傾向にある高齢者ドライバーの事故防止を進めて行くことが必要です。
- 情報化、高齢化の進行、若者や高齢者を狙った詐欺が多くなるなど、新たな消費者問題、悪質商法が発生しており、詐欺に対する啓発活動の強化や、被害者が速やかに相談できる体制に取り組むことが必要です。

1. 地域防犯対策の強化

- 警察や関係団体と連携し、地域における防犯の取り組みを強化する活動の支援や参加を積極的に促すとともに、町民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。
- 防犯灯の設置、地域ぐるみの防犯パトロールを継続し、明るく住みよいまちづくりを推進します。

2. 交通安全対策の推進

- 子どもたちの通学をはじめとして、誰もが安心して生活できる都市の環境を創出するため、再度基本的な交通ルールの指導と浸透を図ります。
- 警察、交通安全協会、学校及び地域等と連携し、園児から高齢者まで対象に応じた交通安全教育や啓発活動を実施します。
- 安全な交通環境を確保し、交通事故を防止するため、街路灯、カーブミラーの維持・整備を進めます。
- 高齢運転者による交通事故が近年増加傾向にある中、事故防止の一環として、運転免許証を自主的に返納した高齢者に対する支援サービスについて各事業者と連携しながら進めます。

3. 消費生活の安全強化

- 多様化・巧妙化する詐欺等の犯罪に対応するため、防犯対策と連携しながら、犯罪情報の発信や注意喚起、詐欺に対する啓発活動の強化を進めます。
- また、被害者が速やかに相談できる環境づくりに向けて、関係機関との連携強化や相談窓口（相談員）の充実に取り組みます。
- 犯罪を未然に防止するため、地域ぐるみの積極的な防犯活動を支援します。

4-6 生活安全性の向上

1. 地域防犯対策の強化	防犯体制・防犯活動の充実 - 地域防犯対策事業 防犯環境の整備 - 街路灯設置
2. 交通安全対策の推進	交通安全意識の啓発 - 交通安全意識の向上 - 交通安全教育・啓発 安全な交通環境の整備 - 交通安全施設の整備
3. 消費生活の安全強化	消費生活の安全強化 - 消費者被害の未然防止 - 消費者被害の対策

● は主な施策

『安全・安心な地域づくりの実現を示す指標として設定』

目標指標

指標		従前値	目標値
町犯罪発生件数	件	44	40
町交通事故発生件数	件	132	120

みんなの役割

町民・NPO等	- 地域における防犯パトロールへの参加など、お互いに協力して、地域の安全安心なまちづくりに取り組みます。 - 交通ルール、交通マナーをしっかりと守り、子ども達が安心して生活できる地域づくりに取り組みます。
事業者	安全安心なまちづくりに対する知識の習得や対策を強化し、町、関係機関、地域と一緒に、安全安心なまちづくりに取り組みます。



交通安全に関する取り組み

5 町政運営

“つながり”と“安心”の 持てるまち

[5-1] 参加の場づくり

～人がつながる 人が見えるまち～

[5-2] 行政運営

～健全な町政運営と持続可能なまち～

[5-3] 防災力の向上

～総合的な防災力と地域防災力の向上～

[5-4] 人権を尊重する地域社会の形成

～一人一人の個性と能力を発揮できる社会の形成～

【5-1】参加の場づくり ～人がつながる 人が見えるまち～

- 町民自らが愛着と誇りを持てる地域社会の実現に向けて、町民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら、共に協働・連携していくことが重要となります。
- 町民が主役の開かれた町政運営を進めるためには、引き続き情報公開を推進し、行政運営の透明度を高める必要があります。また、多様化する行政需要に対応するため、町民のニーズを的確に把握するなど、行政、町民双方向の情報共有が求められます。
- 地方分権が進む中で、政策決定プロセスを町民と共有していくためには、議会運営に関心を持っていただくことが必要です。
- 地域コミュニティを巡る環境が変化する中、地域活動への参加の低下、地域のつながりが希薄化するなどの課題が生じています。一方で、熊本地震を経験し、改めて地域コミュニティの重要性が認識されました。地域の活力や個性を維持していくには、地域自らが考え、行動する地域主体のまちづくりが重要となります。

1. 町民と行政の情報共有化

- 町ホームページや広報紙などをはじめとした広報媒体による行政情報の発信を充実させながら、町の行政運営に関わる各種審議会・委員会の意見や町民アンケート調査結果などの町民の意見を行政運営に反映できるような体制を確立し、協働によるまちづくりを推進します。
- 情報公開を推進するとともに、アンケート調査やパブリックコメント（意見公募）等により町民ニーズを把握し、町民と行政の情報の共有化を図ります。
- 議会への関心を高めてもらうため、引き続き議会活性化への取り組みや、定例会以外における議会の働きなどの情報発信を進める他、休日議会をはじめ、町民が参加しやすく、興味を持てるような取り組みの検討を進めます。

2. 地域コミュニティの活性化

- 協働のまちづくりについての町民意識の啓発をはじめ、地域の防災・防犯、福祉、教育など、地域づくりにおける町民の役割等について意識の高揚を図るとともに、NPO等の各種まちづくり団体と連携しながら、協働によるまちづくりを推進します。
- 地域代表者・地区担当職員を中心に、地域とコミュニケーションを図り、地域の要望や課題をしっかりと捉え、情報の共有と地域支援事業の充実を図ります。
- 地域みんなの顔が見える関係を築き、地域の一体感や日常生活での安心感を作りあげるために、地域住民が自分達で取り組む地域づくり活動を推進します。
- 地域の各種活動を主体的に取り組む人材を掘り起し、また育てることで、町民主体のまちづくりへ展開します。

5-1 参加の場づくり

1. 町民と行政の情報共有化

情報発信の充実や情報公開の推進

- 町ホームページや広報紙等による情報発信の充実
- 住民への情報公開

町民ニーズの把握

- アンケート調査やパブリックコメント等の積極的活用

議会情報の発信強化

- 議会だよりの発行

2. 地域コミュニティの活性化

地域づくりの活動支援

- 地域づくり活動支援事業
- 人づくりまちづくり事業

• は主な施策

『町民主体の地域づくりの達成を示す指標として設定』

目標指標

指標		従前値	目標値
町の取り組みに対する満足度(町民との協働) (満足傾向回答数/アンケート回答数)	%	11.7	20.0
町の取り組みに対する満足度(地域コミュニティの充実) (満足傾向回答数/アンケート回答数)	%	10.3	20.0
地域づくり活動支援事業実施団体数	団体数	28	34

みんなの役割

町民・NPO等	• 自分たちのまちは自分たちでつくる意識を持ちます。 • 地域のまちづくり活動への理解を深め、積極的に参加します。 • アンケート調査やパブリックコメント等に協力します。
事業者	• 地域のまちづくり活動への理解を深め、積極的に参加します。



広報おおつ



からいもくん便り

〔5-2〕行政運営 ～健全な町政運営と持続可能なまち～

現状と課題

- ・高齢化社会の進展による社会保障費の増大、地方分権改革の進展など、本町を取り巻く行財政環境は大きく変化していることから、限られた財源の戦略的・効率的な配分、一層の権限移譲や税財源の充実・確保が求められます。
- ・人口増に伴う義務的経費や公共施設の老朽化に伴う改修費用等の増加に加え、熊本地震からの復旧・復興に係る財源を確保していく必要があります。
- ・町民の生活が多種多様化する中で、町の貴重な財源である税金を適正に課税し徴収することが求められています。
- ・効率的で質の高い行政サービスの実施や、本町の活力や魅力を高めていくには職員の意識や資質の向上を図ることが必要です。また、限られた職員の中で行政事務を遂行するには、町民や外部機関との連携が求められます。
- ・情報通信技術は、行政事務の効率化による町民サービスの向上においてますます重要な役割を果たしていることから、積極的、効果的に活用することが必要です。しかし、一方で、災害時においてもその機能を維持することも必要であり、情報基盤の強化を図ることが求められます。
- ・効率的で効果的な行政運営を進めて行くには、各自治体で共通している事務や施設の広域的利用など、周辺市町村と連携していくことが重要です。また、地域経済の活性化や豊かな暮らしの実現において、企業、大学等との交流を通じて、効果的な施策の展開を図ることも必要となります。
- ・熊本地震により旧役場庁舎が被災し使用不能となったため、現在は仮設庁舎等で分散して業務を行っています。行政や防災の拠点として早期に新庁舎を建設する必要があります。

1. 効率的で健全な行財政の運営

- ・高齢化社会の進展や地方分権改革の動向を踏まえながら、効率的で質の高い行財政の運営に向けて、新たな行財政改革大綱を策定・推進します。
- ・中長期的な視点にたった公共施設等の管理や、熊本地震からの復旧・復興に係る事業などの財政需要の増加については、健全な行財政運営を進めていくため、事業の見直し等を行い財源確保に努めます。
- ・行政事務の権限移譲、業務の民間委託や指定管理者制度等の検証及び検討・導入を進め、効率的な行政運営を進めます。
- ・関係機関と連携し、課税対象者を的確に把握し適正な課税を実施するとともに、滞納者の早期把握に努め徴収率の向上に努めます。また、税に関する啓発を行い、町民の税に対する関心の向上を図ります。

2. 人材育成の推進

- ・職員の意識改革や能力の向上に向けて、人材育成基本方針や人事評価制度に基づき、職階級ごとの職場外研修や自己申告研修などのほか、課題別研修や職場内研修などを計画的に実施します。

3. 情報化の推進・情報基盤の強化

- ・マイナンバー制度の活用や行政サービスの電子化を推進し、行政事務の効率化や町民サービスの向上を図ります。
- ・災害や情報セキュリティに強い情報基盤の構築に努めます。

4. 多角的な連携・交流の推進

- ・広域で取り組むことにより、サービスの効率性・効果性が見込まれる事業について、関係自治体と連携を進めます。
- ・県内の大学や町内の高校等と連携・交流し、豊富な人的・知的資源を有効に活用しながら、多角的な行政運営を進めます。

施策の方針

5. 熊本地震からの創造的復旧・復興

- 「大津の未来を支え、町民と共に歩む、安全・安心な庁舎」を目指し、5つの基本理念（①安全・安心で災害に強い庁舎、②町民サービスを効果的・効率的に提供する庁舎、③まちづくりの拠点となる庁舎、④人と環境にやさしい庁舎、⑤経済性と柔軟性に優れた庁舎）にそった、熊本地震からの創造的復旧・復興のシンボルとなる新庁舎の建設を進めます。

5-2 行政運営

1. 効率的で健全な 行財政の運営	行財政運営の効率化 - 行財政改革の推進 総合的な公共施設等の管理 - 公共施設等総合管理計画による適正な管理運営 公有財産の適正管理 - 新地方公会計整備による財政の効率化 健全財政の維持 - 適正課税と徴収率向上
2. 人材育成の推進	職務能力の向上 - 職場内研修 能力開発の推進 - 職場外研修
3. 情報化の推進・ 情報基盤の強化	電子自治体の推進 - 総合行政システム事業 地域の ICT 利用促進 - 地域情報化整備事業
4. 多角的な連携・交流の推進	広域行政の推進 - 熊本連携中枢都市圏による連携 大学・高校等との連携・交流 - 包括協定等を通じた連携
5. 熊本地震からの創造的復旧・復興	新庁舎建設 新庁舎の建設

● は主な施策

『効率的な行政運営の実現を示す指標として設定』

指標		従前値	目標値
町税の徴収率（現年度分）（収納額 / 課税総額）	%	99.05	99.1
実質公債費率 （借入金の返済額等 / 町の標準的な収入等）	%	11.0	14.5

町民・NPO等	● 大津町と連携を図りながら、効率的なまちづくりを推進します。
事業者	● 大津町と連携を図りながら、効率的なまちづくりを推進します。

〔5-3〕防災力の向上 ～総合的な防災力と地域防災力の向上～

現状と課題

- 熊本地震は、私たちがかつて経験したことのない規模の災害であり、避難する町民やそれを支援すべき職員に大きな混乱を招きました。今後の災害にそなえて、危機管理体制を整備する必要があります。
- 熊本地震、九州北部豪雨をはじめ、近年毎年のように人的被害を含む大規模な自然災害が発生しており、こうした災害の経験を生かした対応力強化が求められます。
- 公共施設等については、昭和56年度以前の旧耐震建築物の耐震化と老朽化に伴う建替えや除却等を進め、全体として耐震化率は向上していますが、依然として耐震性が低い施設が現存しています。また、木造住宅についても、耐震化工事が十分に進んだ状態には至っていません。
- 近年ゲリラ豪雨が頻繁に発生しており、河川、土砂災害等の対策について、町民の関心（要望）が高まっています。
- 多種多様化する災害に備え、消化施設・防火施設を維持・充実させるとともに、町消防団や地域住民との連携を図り、災害に強い地域づくりが求められます。
- 自助・共助の力を生かした防災対策の活動の推進や、そうした取り組みが困難となっている地域の防災力を確保していく必要があります。

1. 危機管理体制の充実

- 危機管理能力の向上を図るため、新庁舎建設に併せた防災拠点機能の整備や職員や町民一人ひとりの判断力と行動力を養うための研修及び訓練を実施します。
- 地域防災計画に基づき必要な施策・事業を推進するとともに、災害時の職員行動マニュアル、災害対応マニュアルの作成、関係機関との連携により総合的な危機管理体制を充実します。
- 災害発生時に自力での避難が困難な人を支援するため、避難行動要支援者の把握と個別避難計画の作成を進めます。

2. 災害への対応力強化

- 地震、風水害、土砂災害など自然災害による被害の未然防止または軽減を図るため、各種ハザードマップを作成・配布するとともに、異常気象等の情報を収集し、的確な情報提供を行います。
- 自然災害の発生時において、遅滞なく避難所を開設するとともに、避難所における良好な生活環境を確保するため、備蓄食料のほか生活関連物資や避難所運営資機材の計画的な更新及び整備を行います。
- 北部、中部、南部の防災拠点を配置し、それぞれの地域に応じた機能を整備することで、地域の避難・応急対策活動を支えていきます。

3. 災害に強い都市構造

- 地震発生に伴う災害被害の防止・軽減を図るため、「耐震改修促進計画」等に基づき、計画的に公共施設や橋梁等の耐震化を進めるとともに、住宅の耐震化や老朽化した空き家等の対策を進めます。
- 集中豪雨等による道路の溢水、冠水など浸水被害を軽減するため、河川管理者との連携のもと、河川施設の維持管理に努めるとともに、下水道事業等と連動した排水対策を進めます。

施策の方針

- 土砂災害等の発生の恐れがある区域においては、警戒区域の指定や啓発活動の他、必要に応じて開発の規制を行うなど計画的な土地利用を進めます。

4. 消防・救急の推進

- 各種災害に迅速・的確に対応できる消防体制と救急効果の向上を目指した救急救命体制の充実を図るとともに、火災の防止・被害の軽減に向けた火災予防対策を進めます。
- 消防防火施設整備費補助金等を活用し、消火施設・防火施設の機器の更新等を推進します。
- 町消防団を中心に関係団体と連携を図り、防災指導員や防災士の人材を有効に活用し、地域の安全・安心なまちづくりを推進します。

5. 地域防災力の向上

- 自助・共助による地域防災力の向上を図るため、防災指導員や防災士連絡協議会と連携して、各地域において、「自主防災組織」の立ち上げと地域防災リーダーの人材育成に向けた取り組みを支援します。
- 大規模災害時における自助・共助による防災活動の重要性について町民の理解を深めます。また、日常における地域のつながりが災害時の円滑な活動、避難支援等に結ばれることから、地域ごとの避難訓練や福祉・教育等と連携した地域のつながりの形成に向けた取り組みを支援します。



消防団活動



楽善防災倉庫

5-3 防災力の向上

1. 危機管理体制の充実	防災拠点の強化 - 防災本部の機能強化（新庁舎建設） 危機管理体制の強化 - 災害関連計画の見直し・策定 - 防災訓練等の実施
2. 災害への対応力強化	災害情報の発信 - ハザードマップの周知 避難施設等の整備・改築 - 避難施設の整備・改良（備蓄倉庫等） - 防災無線の整備等 - 北部、中部、南部の防災拠点整備
3. 災害に強い都市構造	建物の耐震化・空き家の改善 - 建物の耐震化の促進 - 空き家調査及び対策 災害に強い土地利用・基盤整備 - 宅地耐震化推進事業
4. 消防・救急の推進	消防・防災施設の維持・整備 - 消防・防災施設の維持・整備 消防・防災体制の強化 - 人材育成
5. 地域防災力の向上	防災意識の高揚 自主防災組織の立ち上げ

● は主な施策

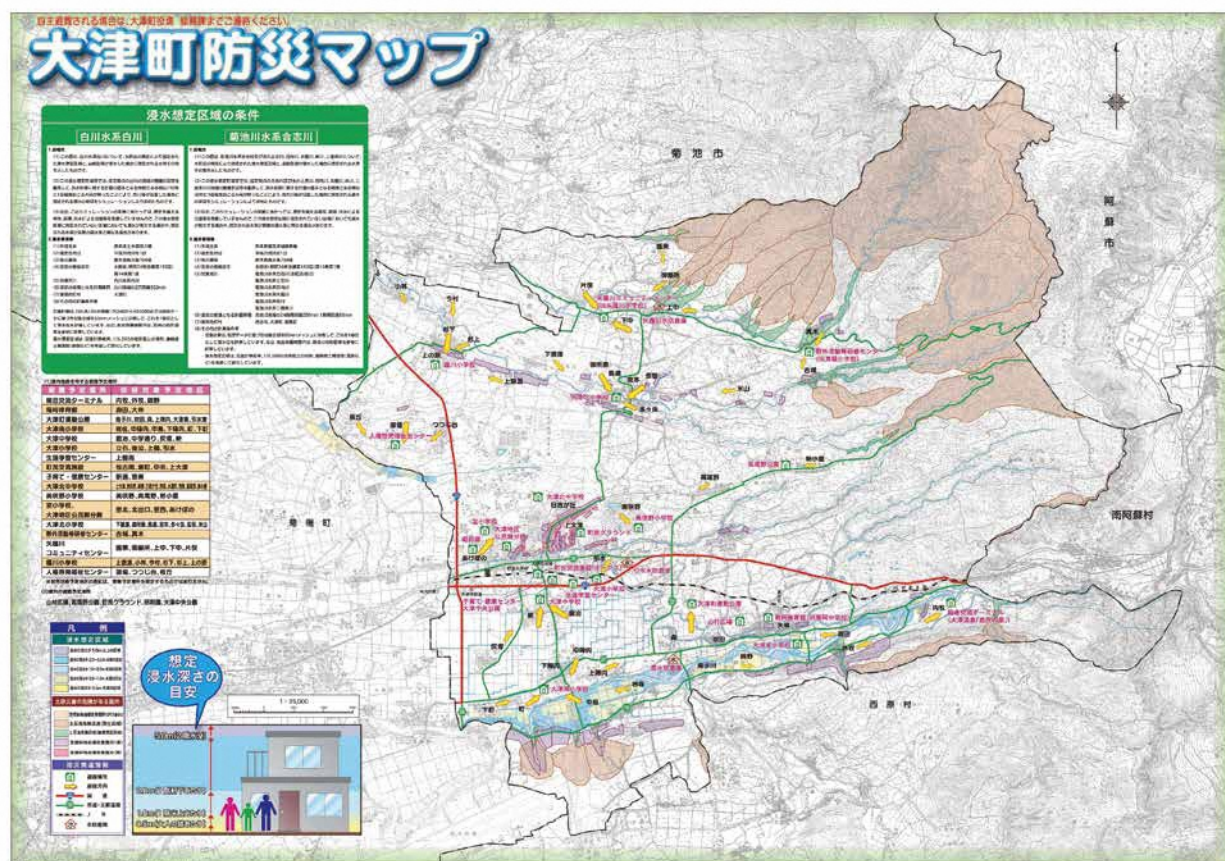
『地域防災力の向上を示す指標として設定』

目標指標

指標		従前値	目標値
自主防災組織 組織率 (組織した行政区の世帯数/町内全世帯数)	%	83.0	90.0

みんなの役割

町民・NPO等	「自らの安全は自ら守る」「共に助け合う」という自助・共助の精神に基づき地域の安全・安心を高めていきます。 - 自主防災組織の形成や災害時に援護が必要な方を地域で支援します。
事業者	- 地域と一緒に地域安全・安心を高めていきます。 - 事業所における事業継続計画の作成や防災訓練の実施などに取り組みます。



大津町防災マップ(ハザードマップ)



防災訓練

【5-4】人権を尊重する地域社会の形成 ～一人一人の個性と能力を発揮できる社会の形成～

現状と課題

- 同和問題、子どもや高齢者への虐待、女性への暴力、障害者への差別など社会生活において様々な人権問題が存在しています。加えて、社会情勢の変化により、インターネットによる人権侵害など、新たな問題も発生しています。
- 隣保館・児童館を設置し、様々な交流・啓発・研修事業等に取り組んできましたが、毎回ほとんど同じ参加者となっているため、周知や案内方法を改善する必要があります。
- 性別による役割分担意識や社会的習慣の是正、政策・方針決定過程での女性の参画の取り組みなど、男女共同参画は進みつつありますが、十分とは言えない状況です。
- 平成27年4月に制定された「大津町男女共同参画推進条例」に基づき、女性の社会進出をはじめ、一人ひとりの個性や能力が十分に発揮できるよう、一層の取り組みが求められます。
- 企業においては、子育て支援、育休等の制度整備は進みつつありますが、子育てに優しい社会の実現には至っていません。

1. 人権が尊重される地域づくり

- 町民の人権意識を高めるため、学校、家庭、地域及び職場など、あらゆる機会を捉えて人権啓発を推進します。特にインターネットによる人権侵害については、学校と連携し人権教育を強化します。
- 平成28年12月の部落差別解消推進法成立により町民全体への周知徹底を図り、大津町の実状に合わせた事業を展開し、改めて人権・同和問題を正しく理解してもらうよう努めます。
- 人権啓発福祉センターや児童館を人権のまちづくりの拠点として地域や世代間交流を深め、広く多くの方に参加いただける活動を実施します。

2. 男女共同参画の促進

- 根強く残る性別による固定的役割分担意識や慣習を改めるため、より一層家庭や地域、学校や職場などあらゆる分野で男女共同参画に係る啓発を進めます。
- 審議会や各種団体と連携しながら子どもから高齢者まで幅広い世代へ交流を通して意識の啓発を行い、男女共同参画を推進します。
- 男女共同参画に向けた意識改革を進め、男女ともに個性と能力を十分発揮できる社会の実現を目指します。特に、働くことを希望する女性が、男性とともにその能力を十分に発揮でき、生き生きと働き続けられるよう、企業経営者等の意識改革を促進するとともに、企業の環境整備を支援します。

施策の方針

5-4 人権を尊重する地域社会の形成

1.人権が尊重される地域づくり

人権教育啓発の推進

- 人権教育・啓発事業
- 人材・団体の育成や支援

福祉と人権のまちづくりの推進

- 地域福祉(隣保)事業

子どもの健全育成の実現

- 児童健全育成事業

2.男女共同参画の促進

男女共同参画に向けた意識づくり

- 啓発事業

男女共同参画推進活動の推進

- 男女共同参画推進活動の支援

女性が輝く社会づくり

- 女性のための就業講座

● は主な施策

『人権尊重のまちづくり・男女共同参画社会の推進を示す指標として設定』

目標指標

指標		従前値	目標値
一人ひとりの人権が尊重されていると感じる町民の割合 (尊重されていると感じる回答数/アンケート回答数)	%	— (新規指標)	80.0
各種会議等の女性登用率 (女性登用数/各種会議等の構成員数)	%	24.0	30.0

みんなの役割

町民・NPO等	• 日常生活の中で、相手の気持ちを思いやる行動に努めます。 • 男女共同参画の意義を理解し、家庭、地域、職場への浸透を図ります。
事業者	• 女性をはじめ誰もが生き生きと働ける環境づくりを進めます。 • 人権を尊重する職場づくり、各種ハラスメントの未然防止に努めます。



人権啓発福祉関連イベント



南杉水人権ふれあいフェスティバル

6

復旧・復興

住民生活の再建・再生と 災害に強いまち

[6-1] 住民生活・暮らしの再建

(大津町復旧・復興計画と連動)

[6-2] 社会基盤の復旧・経済の再生

(大津町復旧・復興計画と連動)

[6-3] 命を守る・災害に強いまちづくり

(大津町復旧・復興計画と連動)

※熊本地震からの復旧・復興に関する施策を抜きだしてまとめています（平成28年熊本地震 大津町復旧・復興計画と連動）。これらは前期基本計画の各分野において優先的に取り組む施策です。

【6-1】住民生活・暮らしの再建（大津町復旧・復興計画と連動）

現状と課題

- 熊本地震により多くの家屋が被災し、現在も応急仮設住宅やみなし仮設住宅で生活されている方が多くいますので、住民の生活基盤である住宅の再建や確保に向けて、スピード感を持って対応する必要があります。
- 復旧・復興計画策定時に実施した町内全世帯に対して実施したアンケート調査においても、創造的復興に対する重要な視点として「地域コミュニティの維持・強化」を挙げる声が多くありました。地域コミュニティの維持・強化や地域での防災力を高めるためにも、各地域・集落での拠点の形成・強化に努める必要があります。

施策の方針

1. 住宅の確保

- 引き続き、住宅の応急修理や被災宅地の復旧支援など、自宅の再建に向けて支援していきます。（再掲4-2-4）
- 自宅の再建が困難な被災者に対しては、災害公営住宅を整備し新たな住まいを確保します。（再掲4-2-4）
- 防災意識の啓発や自宅のできる防災対策（例：食糧の備蓄や家具の固定など）等の取り組みを進めます。

2. 地域コミュニティの維持・再生

- 熊本地震により被災した地域コミュニティの拠点となる施設の復旧を支援します。
- 仮設住宅への避難者が、安全・安心に健康的な生活が送れるようコミュニティづくりを支援します。
- 地域が主体となって、高齢者等の要支援者の見守り・生活支援を進めるなど、日常から地域のコミュニティを大切にし、災害に強いまちづくりの展開を図ります。
- 地域コミュニティの維持・強化や地域防災力の強化につながる地区内での取り組みを推進・支援します。



建物・宅盤の被災状況（当時）



避難状況（当時）

6-1 住民生活・暮らしの再建

1. 住宅の確保	住宅再建の支援 • 住宅の応急修理 • 被災者生活再建支援・相談 • 一部損壊世帯への支援 • 災害公営住宅の整備 • 耐震診断事業・耐震改修事業 住・生活基盤の再建支援等 • 宅地耐震化推進事業 • 被災宅地の復旧支援 • 防災意識の啓発
2. 地域コミュニティの維持・再生	地域のコミュニティづくり • 地域コミュニティの復旧 • 仮設住宅でのコミュニティづくり • 災害時要援護者の支援体制づくり • 地域活動に関する支援

● は主な施策

みんなの役割	町民・NPO等	• 自宅でできる防災対策等（例：食糧の備蓄や家具の固定など）等を進めます。 • 「自らの安全は自ら守る」「共に助け合う」という自助・共助の精神に基づき地域の安全・安心を高めていきます。 • 自主防災組織の形成や災害時に援護が必要な方を地域で支援します。
	事業者	• 地域と一緒にって地域の安全・安心を高めていきます。 • 事業所における事業継続計画の作成や防災訓練の実施などに取り組みます。



地域での各種イベント

[6-2] 社会基盤の復旧・経済の再生 (大津町復旧・復興計画と連動)

- 熊本地震では町内全域の道路で、路面亀裂・法面崩壊等の損傷やマンホールが浮き上がるなど多数の被害が発生しました。また、南阿蘇村に架かる阿蘇大橋の崩壊により国道57号が通行止めとなっており、復旧には時間を要します。
- 国道57号が通行止めになったことでミルクロードが国道の迂回路となり、大幅に交通量が増加しました。それにより周辺道路の舗装損傷の問題等が発生しています。
- 熊本地震によりJR豊肥本線(肥後大津-阿蘇間)が不通となっています。立野駅までは先行して復旧される予定ですが、復旧までには時間を要する見込みです。また地震の影響により、町内の交通の流れも変化しています。
- 熊本地震では、避難所から緊急搬送されたケースも多くありました。今後、高齢化が更に進展していくことも踏まえ、要援護者をはじめとしたすべての町民を対象として、災害時における避難体制や連携体制の構築が求められます。
- 心のケアが必要となった乳幼児や児童・生徒をはじめ、関係者のストレスや心の不安を和らげる取り組みが必要です。
- 熊本地震により、操業機能、各種サービスの停止など、大津町を支える産業においても大きな影響がありました。また、元に戻す取り組みだけではなく、創造的復興を図るため「力強く自立した産業の振興」に向けた取り組みも重要となります。
- 熊本県では、熊本地震で特に甚大な被害を受けた、熊本都市圏東部地域の創造的復興を推進するグランドデザインとして「大空港構想 Next Stage」を平成28年12月に策定しており、その中で肥後大津駅は阿蘇くまもと空港の玄関口として位置づけられています。

1. 社会生活基盤の復旧

- 被災した町道の復旧はほぼ完了しましたが、一部復旧が完了していない箇所については早期の復旧を図ります。また、国道57号の復旧および、北側復旧ルートの開通については早期実現を国に要望していきます。
- 大幅に交通量が増加している国道57号の迂回路(ミルクロード周辺道路)については引き続き道路の維持管理を国・県と協力して行います。
- JRが不通となっている瀬田駅周辺地域を含めた町全体のバスや乗合タクシーの見直しを行い、今回の震災を契機とした公共交通網の再編を検討・実施します。
- 大津町都市計画マスタープランを作成し、都市づくりの将来ビジョンの設定や地域における課題に対応した都市整備の方針等を定めます。

2. 保健・医療・福祉・教育の復旧・充実

- 熊本地震により被害を受けた生涯学習施設等の復旧を進めます。
- 熊本地震で被災した国指定重要文化財「江藤家住宅」や、町指定文化財等の文化遺産の復旧を支援し、今後の保存・保護に努めます。(再掲3-3-7)
- 災害時における避難体制や、町内医療機関等と派遣された医療支援者の効果的な連携体制の構築に努めます。
- 町民が熊本地震によって様々な点でストレスを受けていることを認識し、「心のケア」として生活再建や心身に関する相談等、総合的な相談事業を実施します。

- 積極的な親子のふれあい（コミュニケーション）と関係機関との連携の中で、熊本地震によるこどものストレスサインの早期発見と対応を進めます。（再掲3-1-4）

3. 産業基盤の再生

- 被災した農地・農業用施設や、農機具倉庫・畜舎・農業用機械等の復旧に取り組み、農業者の経営再建を支援します。
- 被災した林道については、国補助災害復旧事業によって、平成30年度までに復旧します。
- 大津の農業の魅力アップ、観光（インバウンド含む）やその他産業との連携による農業の振興や販売促進（アウトバウンド含む）に向けて、地域農産物ブランドPR事業や6次産業化を図ります。
- 産業活動の復興・振興にあたっては、企業誘致や新たな拠点形成の検討など、地域未来投資促進法等を活用しながら、交通の利便性や企業集積など大津町の特성에応じた新たな成長分野の企業の進出を目指します。（再掲1-3-1）
- 製造業については事業者や大学・高校等と連携した地域雇用の創出、農業や新しい産業については若い人が積極的に働けるように、地域の人材と連携した取り組みを進めます。

4. 交流・地域拠点の形成

- 阿蘇くまもと空港駅（肥後大津駅）の愛称化や、空港ライナーの本格運行と連携し、駅南口の活性化に向けた取り組みを進めます。
- 駅北側の上井手沿いに残る町の歴史・文化的資源や、駅南側の商業施設集積機能など、それぞれの特性を活かしながら、また、新庁舎建設に伴う交流拠点整備とも連携して、駅を核とした周辺地域の整備・活性化を推進します。
- 熊本県が掲げる「大空港構想Next Stage」と連携し、阿蘇くまもと空港周辺地域としてのポテンシャルを最大限に活かした創造的復興の実現を図るため、本町と空港を結ぶ軸線において県及び本町の玄関口となる拠点形成の検討を進めます。（再掲4-1-4）



下井手水路の被災状況（当時）



瀬田神社の被災状況（当時）

6-2 社会基盤の復旧・経済の再生

1. 社会生活基盤の復旧	社会生活基盤の復旧 • 道路の災害復旧工事 • 国道57号の崩落に伴い迂回路となっている町道の補修工事 • 町全体の公共交通の見直し 社会生活基盤の整備方針の整理 • 都市計画マスタープランの作成
2. 保健・医療・福祉・教育の復旧・充実	生活サービス機能等の復旧 • 生涯学習施設等の復旧 • 指定文化財の復旧 • 災害時の保健・医療の連携体制の構築 熊本地震の影響に対する心のケア対策 • 被災者の心のケア • 子どものストレスサインの早期発見
3. 産業基盤の再生	農林業の再生 • 農地、農業用施設等の災害復旧工事 • 農業者向け経営再建支援 • 林道の災害復旧工事 • 地域農産物のブランド化 工業・商業等の再生 • 企業誘致の継続 • 若い世代の雇用確保
4. 交流・地域拠点の形成	阿蘇くまもと空港駅（肥後大津駅）周辺の振興 • 阿蘇くまもと空港駅（肥後大津駅）の愛称化に伴う駅南口の活性化 • 阿蘇くまもと空港駅（肥後大津駅）を核とした賑わいの創出 • 新庁舎の建設 新たな拠点の整備検討 • 開発可能性の検討

● は主な施策

町民・NPO等	• 子どもをはじめ心のケアが必要となった方に対して、ストレスや心の不安を和らげるようみんなで助け合います。
事業者	• 事業所における事業継続計画の作成や防災訓練の実施などに取り組みます。 • 創造的復興に向けて、若い人が積極的に働けるように、地域の人材と連携した取り組みを進めます。

被災状況

対策事業実施後



熊本地震による被害 町道切畑坂線（左：被災状況、右：対策事業実施後）



熊本地震による被害 大津南小学校（左：被災状況、右：対策事業実施後）



熊本地震による土砂災害（左：被災状況、右：対策事業実施後）

【6-3】命を守る・災害に強いまちづくり（大津町復旧・復興計画と連動）

- 発災時に「命を守る・災害に強いまちづくり」の実現に向けて、災害に対応した基盤づくりを進める必要があります。
- 熊本地震の教訓を活かし、「災害対応の基盤づくり（ハード整備）」を進める一方で、地震をはじめとした様々な災害に対する被害を最小化する減災のまちづくりを進める必要があります。

1. 災害対応の基盤づくり

- 新庁舎建設にあたっては「大津の未来を支え、町民と共に歩む、安全・安心な庁舎」を目指し、5つの基本理念（①安全・安心で災害に強い庁舎、②町民サービスを効果的・効率的に提供する庁舎、③まちづくりの拠点となる庁舎、④人と環境にやさしい庁舎、⑤経済性と柔軟性に優れた庁舎）にそった、熊本地震からの創造的復旧・復興のシンボルとなる新庁舎の建設を進めます。（再掲5-2-5）
- 北部、中部、南部の防災拠点を配置し、それぞれの地域に応じた機能を整備することで、地域の避難・応急対策活動を支えていきます。（再掲5-3-2）
- 地域防災に欠くことのできない消防団の詰所の修復や防災倉庫の整備を行います。また、発災直後に重要となる食糧・水・トイレの備蓄や確保のあり方を検討するとともに、計画的に備蓄します。
- 高齢者・障がい者・妊婦等の要配慮者に対し、状況に応じた適切な支援が提供できるよう、福祉避難所の機能強化に取り組みます。

2. 教訓を活かした発災時の対応づくり

- 発災直後の対応をスムーズなものとするため、避難所運営体制や救援物資の管理・搬出体制、住民の生活再建に係る手続き対応体制などを整備します。
- 災害情報の伝達方法について継続して検証・整備を進めます。
- 熊本地震を教訓に減災のまちづくりに向けて、防災意識の啓発をはじめとして、普段からの町民同士の関係づくり・コミュニティの強化を進めます。
- 災害発生時に自力での避難が困難な人を支援するため、避難行動要支援者の把握と個別避難計画の作成を進めます。（再掲5-3-1）



災害ボランティアセンターによる活動

6-3 命を守る・災害に強いまちづくり

1. 災害対応の基盤づくり	防災拠点等の整備 - 役場庁舎の再建 - 防災拠点の整備 避難所・避難地等の整備・改善 - 消防団詰所の復旧工事 - 防災倉庫の整備 - 物資の備蓄 - 福祉避難所の機能強化
2. 教訓を活かした発災時の対応づくり	教訓を活かした発災時の対応づくり - 発災初期の連携体制づくり - 災害情報の伝達 - 共助による震災対応の町づくり

● は主な施策

町民・NPO等	「自らの安全は自ら守る」「共に助け合う」という自助・共助の精神に基づき地域の安全・安心を高めていきます。 - 普段からの町民同士の関係づくり・コミュニティづくりに努めます。
事業者	- 地域と一緒にあって地域の安全・安心を高めていきます。 - 事業所における事業継続計画の作成や防災訓練の実施などに取り組みます。



大津町の創造的復興を考えるフェューチャーセッション

1. 計画の進行管理について

第6次大津町振興総合計画の実現に向けては、基本計画に位置づけた「施策の体系(柱)」を基に構成する個別事業(実施計画)により、達成を目指していきます。これら個別事業は、「庁内調整(庁議、課長会議、政策会議等)」「予算編成」「事務事業評価」により、進行管理を行います。

また、振興総合計画全体の進行管理については内部評価と外部評価にて評価を実施し、PDCAサイクル(※)に基づいたマネジメントを行います。また、評価の結果等については、町のホームページなどにより町民の皆様へ公表します。

このように、計画全体に対する「大きなPDCAサイクル」と、毎年の事務事業評価等を中心とした「小さなPDCAサイクル」を組み合わせることで、計画の達成に向けた計画的な実施・改善を進めます。

なお、持続可能な行財政運営に向けた取組との整合を図りつつ、実効性を確保していくため、進捗管理に当たっては「大津町財政計画」と一体的な運用を図ります。

2. 評価体制について

■ 内部評価

計画における各施策についての進行管理と年度ごとの評価を実施します。

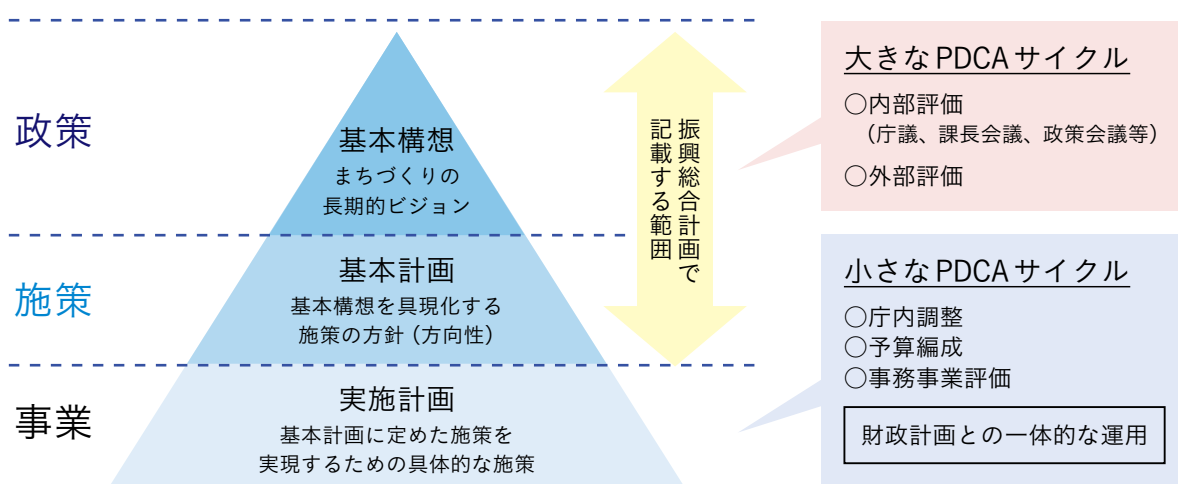
■ 外部評価

町民からの公募委員や各種団体等の代表の委員などで構成する振興総合計画等評価委員会において、年度ごとの進捗状況の評価を実施します。

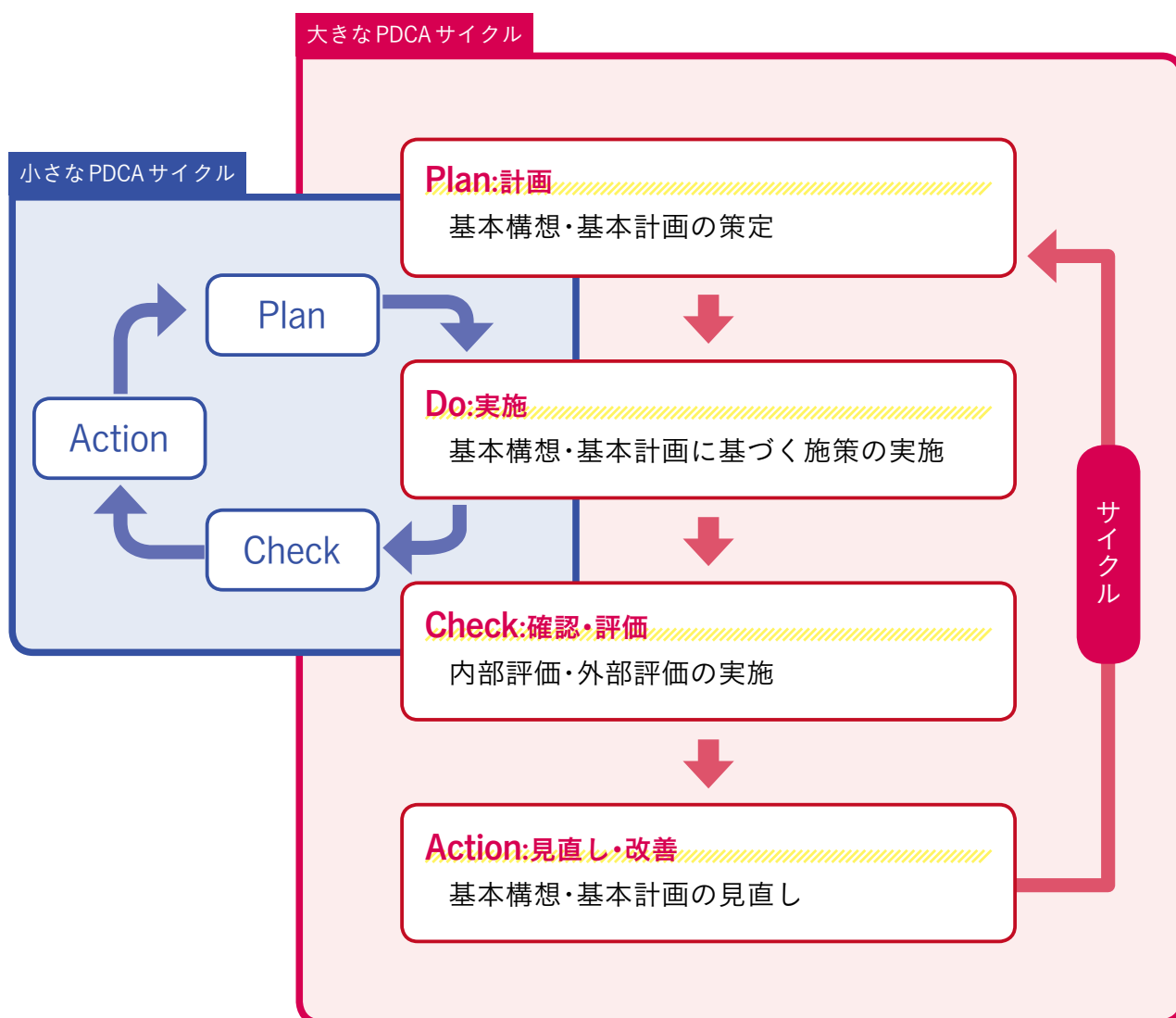
また、町民アンケート調査などを行いながら、町民満足度や町民ニーズの把握に努めます。

※PDCAサイクル・・・継続的に業務を改善する経営管理手法です。改善活動のプロセスを「Plan(計画)」「Do(実施)」「Check(確認・評価)」「Action(見直し・改善)」の4つに分類し、このサイクルを回すことで、継続的に事業活動を改善します。

【計画の進行管理の体系（イメージ）】



【PDCAサイクルのイメージ】



Ⅲ

参考資料

1. 答申文
2. 策定体制と経緯
3. 大津町財政計画
(平成30年～平成33年)
4. その他参考資料

1.答申文

第6次大津町振興総合計画 基本構想及び前期基本計画に対する答申書

【はじめに】

この答申は、町民アンケート調査や町民懇談会、パブリックコメント等のご意見を参考に、慎重な審議を重ね取りまとめたものです。

「大津町まちづくり基本条例」には、まちづくりは町民が主体であると定めてあります。第6次振興総合計画の策定および実行につきましては、町民の声を十分に反映されますことを期待します。

また、計画の策定・進行・評価にあたっては、積極的に町民と情報を共有し、着実に施策の推進が図られますよう、当審議会の次の事項に配慮いただきますことを要望します。

【計画全体に対する意見】

- ・ 第5次振興総合計画の総括や検証結果を踏まえたうえで第6次計画の内容を整理いただきたい。
- ・ 当事者（関係団体）がどのような施策を望まれているのかをきちんと反映した計画となるよう調整いただきたい。
- ・ 「みんなの役割」を町民に理解していただくためにも、町民へ計画を説明・周知するようお願いしたい。
- ・ 目標指標はインプットの指標ではなく、アウトカム（もしくはアウトプット）の指標を掲載すべきであり、また、あいまいな指標や施策によってコントロールできないような指標も避けるべきである。課題を解決するため施策の方針と繋がった指標となるよう検討をお願いしたい。
- ・ 目標指標の数値の設定においては、4年後の目標として妥当性のある数値となるよう検討をお願いしたい。
- ・ 施策ごとの実施計画を策定するとともに、毎年度の計画的な予算化・実行をお願いしたい。
- ・ 施策の進行管理においてはシステムを構築し、きちんと各課において管理を行うとともに、その達成状況を明確にしたうえで評価を行っていただきたい。
- ・ 外部の評価委員会により計画の進捗状況や実績効果を評価し、その結果を町民に公表していただきたい。
- ・ 熊本地震発生は稀有の出来事であるため、第6次振興総合計画の前段に特記しておくべきと考える。
- ・ 計画の策定や評価の公表などにおいては、ICTによる情報発信や町民説明会などの機会を十分に活用し、積極的に町民へ情報を提供されるようお願いしたい。

【個別の施策に関する意見】**1.産業**

- ・更なる企業誘致に取り組むためにも、計画を立てて開発可能な土地や道路の整備を行うなど、各部署の連携を取って注力していただきたい。
- ・町の自然や歴史的資源を活かしながら、また、駅周辺の活性化やスポーツコンベンション等とも連携して、賑わいある町づくりを目指した施策に取り組んでいただきたい。

2.福祉・保健

- ・保育所等の充実を検討し、待機児童ゼロに向けた環境整備を早急に行っていただきたい。
- ・特定健診の受診について、町民への広報や検診後の訪問指導など十分にPRしていただきたい。

3.教育・文化

- ・家庭教育への支援において、習い事、塾、親の仕事の都合などにより子どもの睡眠時間が短い傾向にあるため、今一度、基本的生活習慣の大切さを伝えていただきたい。
- ・学校教育の充実において、英語教育で一番大事なのは中学校英語であるため、小学校英語の楽しさを忘れずに、コミュニケーションツールとしての英語に興味・関心を持った中学生を育てていただきたい。
- ・学習支援員、特別支援補助員、学校生活支援補助員の配置が各学校間で片寄りがないように、適正な配置をお願いしたい。
- ・社会教育の推進において、未来を託す子供たちのために私たち大人が地域づくりをしなければならないことを自覚し、学校・家庭・地域が一体となって地域づくりに努めるためにも、まず行政が力強くリードして地域のコーディネーターと枠組みを作っていただきたい。

4.生活環境基盤

- ・土地利用政策の推進において、町の北部・南部の名所・旧跡の整備や自然を生かした計画の推進に力を入れ、町中部の人たちや町外へ大いにその良さを発信していただきたい。

5.町政運営

- ・熊本地震をはじめ、近年の日本においては大災害が多発しており、平時から防災意識を高め、災害に備えることが重要である。そのためにも、熊本地震の教訓を「活かし」、災害に「備え」、後世に「伝える」ことを実施していただきたい。
- ・防災力の強化に向けて、行政機関による「公助」だけでなく、「自助」「近助」「共助」の体制を強化する取り組みを行っていただきたい。
- ・町民の安全・安心を確保するため、交通安全・防災・防犯等に関する事項は、最優先的に実行していただきたい。
- ・地域の人材・団体を活用し、協働して町の課題解決に取り組んでいただきたい。

平成30年2月8日

大津町振興総合計画策定審議会

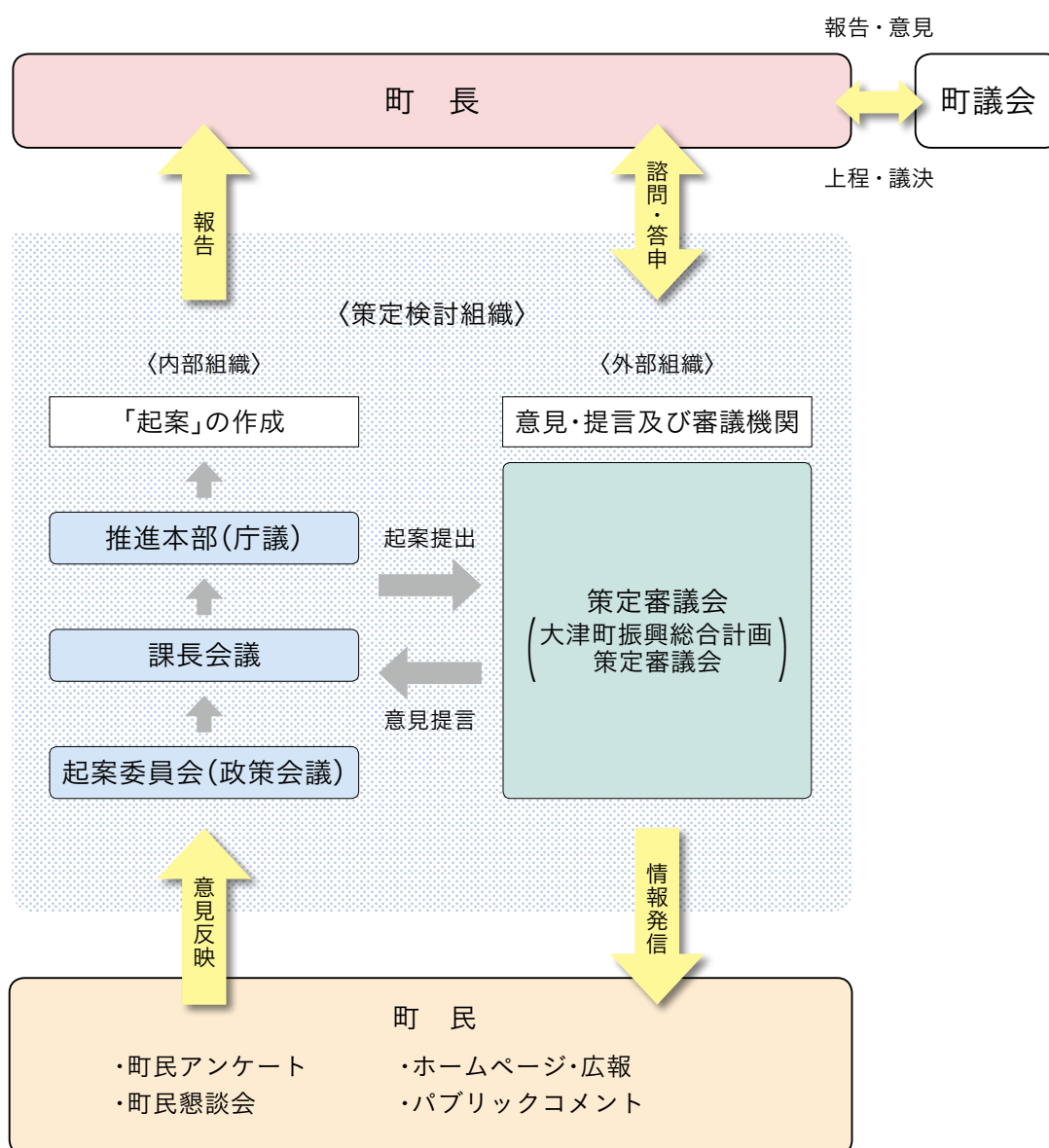
◆大津町振興総合計画策定審議会委員名簿

選出区分	所属	氏名	備考
1号委員 町議会議員	大津町議会 副議長	府内 隆博	副会長
	大津町議会 議会運営委員長	津田 桂伸	
	大津町議会 総務常任委員長	荒木 俊彦	
	大津町議会 文教厚生常任委員長	佐藤 真二	
	大津町議会 経済建設常任委員長	永田 和彦	
2号委員 学識経験者	大津町教育委員会委員 教育長職務代理者	首藤 誠治	
	大津町社会教育委員 副委員長	村越 美知子	
	熊本県立大学 総合管理学部長	黄 在南	会長
3号委員 その他町長が 認めた者	大津町区長会 会長	西本 哲治	
	JA 菊池大津中央支所 理事	坂本 一徳 (前任者:瀬川 友次)	
	企業連絡協議会 会長	鳥栖 彰孝	
	大津町商工会 理事	西川 秀貢	
	大津町民生委員児童委員協議会 顧問	豊住 幸夫	
	肥後おおづ観光協会 専務理事	松岡 秀雄 (前任者:山下 和貴) (前任者:黒田 傳)	
	大津町PTA連絡協議会 大津中母親部長	荒川 ちはる	
	大津町体育協会 会長	江藤 恒喜	
	大津町女性の会	小西 悦子	
	大津町防災士連絡協議会 会長	西嶋 信行	
	公募委員	上西川原 紘一	
	公募委員	大畠 照雄	
	公募委員	江口 竜一	

2.策定体制と経緯

(1) 策定体制

大津町振興総合計画は、大津町役場内における内部組織「推進本部（庁議）」、「課長会議」、「起案委員会（政策会議）」、及び外部組織となる「策定審議会」の組織を中心に、住民の意向を取り入れながら策定を進めました。



①策定経緯

参-5

年月日	会議名	内容
6月12日 ～6月26日	「大津町のこれからのまちづくり」に関する町民アンケート調査	
6月15日	第2回政策会議	・基本構想（案）について
6月23日	第2回課長会議	・同上
7月3日	第2回庁議	・同上
7月11日	第2回大津町振興総合計画策定審議会	・基本構想（案）について
8月5日	大津町ジュニアリーダー夢議会	・中高生によるまちづくりの提案
8月21日	第3回政策会議	・町民アンケート調査結果について ・基本構想（案）について ・基本計画の構成について
8月23日	第3回課長会議	・同上
8月31日	第3回庁議	・同上
9月20日	第3回大津町振興総合計画策定審議会	・町民アンケート調査結果について ・基本構想（案）について ・基本計画の構成について
10月12日 ～11月7日	各課ヒアリングの実施（基本計画案について）	・基本計画（案）について（課題、基本方針、基本施策、指標）
11月15日	第4回政策会議	・基本計画（案）について
11月20日	第4回大津町振興総合計画策定審議会	基本計画案について ・全体構成について ・福祉・保健分野について ・教育・文化分野について
11月22日	第5回大津町振興総合計画策定審議会	基本計画案について ・産業分野について ・生活環境基盤分野について ・町政運営分野について
11月28日	第4回課長会議	・第6次振興総合計画基本構想案・基本計画案について
12月4日	第4回庁議	・同上
12月13日	議会全員協議会（議会報告）	・同上
12月16日 19日 21日	大津町振興総合計画住民懇談会（中部） 〃（北部） 〃（南部）	・振興総合計画について ・振興総合計画基本計画概要について

年月日	会議名	内容
12月21日 ～2018年 1月10日	振興総合計画パブリックコメント (意見公募)	・第6次振興総合計画 基本構想案・基本計画案について
2018年		
1月12日	民生委員懇談会	・第6次振興総合計画 基本構想案・基本計画案について
1月16日	第6回大津町振興総合計画 策定審議会	・第6次振興総合計画 基本構想案・基本計画案の修正について
1月26日	議会全員協議会及び各議会常任 委員会(議会報告)	・第6次振興総合計画 基本構想案・基本計画案について
2月6日	第7回大津町振興総合計画 策定審議会	・第6次振興総合計画 基本構想案・前期基本計画答申案に ついて
2月8日	大津町振興総合計画策定審議会 ・答申	
3月20日	議会の承認	

3.大津町財政計画(平成30年~平成33年)

1.歳入

単位:百万円

	H30	H31	H32	H33
自主財源	6,565	7,396	6,554	6,366
地方税	4,500	4,500	4,500	4,500
繰入金	610	1,360	560	360
その他	1,455	1,536	1,494	1,506
依存財源	8,898	11,014	8,909	8,981
交付税	1,765	1,860	1,940	2,048
国支	4,884	4,485	4,884	4,961
町債	1,449	3,869	1,285	1,072
その他	800	800	800	900
合 計	15,463	18,410	15,463	15,347

2.歳出

単位:百万円

	H30	H31	H32	H33
義務的経費	7,495	7,937	8,341	8,762
人件費	2,040	2,040	2,040	2,040
扶助費	3,931	4,021	4,379	4,582
公債費	1,524	1,876	1,922	2,140
その他の経費	5,252	5,464	5,370	5,247
補助費等	1,652	1,777	1,902	1,733
物件費	1,692	1,619	1,647	1,611
繰出金	1,399	1,281	1,327	1,322
その他	509	787	494	581
投資的経費	1,052	934	1,240	1,121
災害復旧・復興関係	1,664	4,075	512	217
合 計	15,463	18,410	15,463	15,347

3.町債及び基金残高

単位:億円

	H30	H31	H32	H33
町 債	178.7	199.5	194.0	184.1
基 金	38.2	30.9	27.3	28.1

4.その他参考資料

(1)「大津町のこれからのまちづくり」に関する町民アンケート調査

①実施概要

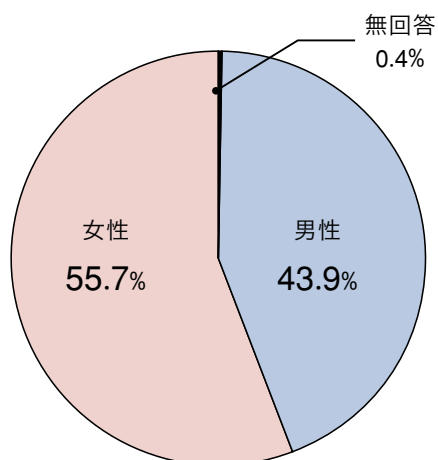
項目	内 容
調査方法	郵送による配布・回収
調査対象	町内に在住する18歳以上の町民3,000人（無作為抽出）
調査実施期間	平成29年6月9日（金）～ 6月26日（月）
回答数（回答率）	回答数:939（回答率:31.3%）

②調査概要

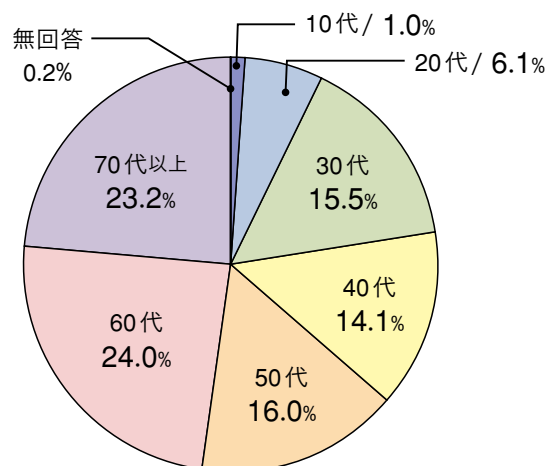
設問項目		備考
(1) 回答者の属性について	問1 性別	属性
	問2 年齢	
	問3 住まい	
	問4 居住年数	
	問5 職業	
	問6 通勤・通学先	
(2) 現在の暮らしについて	問7 暮らしの満足度	次期総合計画策定に向けた項目
	問8 総合的な暮らしやすさ	
	問9 居住意向	
	問10 移転理由（問9で移転と回答）	
(3) 大津町のこれからのまちづくりについて	問11 各分野の取り組みの満足度・重要度	
	問12 大津町の発展に向けた方向性 重要な取り組み	
	問13 定住・移住促進に向けた取り組み	
	問14 行政サービスのあり方	
	問15 住まいの地域の再生に向けた取り組み	
	問16 将来を担う子どもを育てるため 必要な取組	
(7)自由意見	問43 自由意見	
※その他	「子育て支援」「福祉」について（問17～問23）	個別の政策分野関係を 合わせて実施 本書には記載無し
	「都市づくり」について（問17～問23）	
	「第5次振興総合計画の評価」について （問32～問42）	

(2) 結果概要

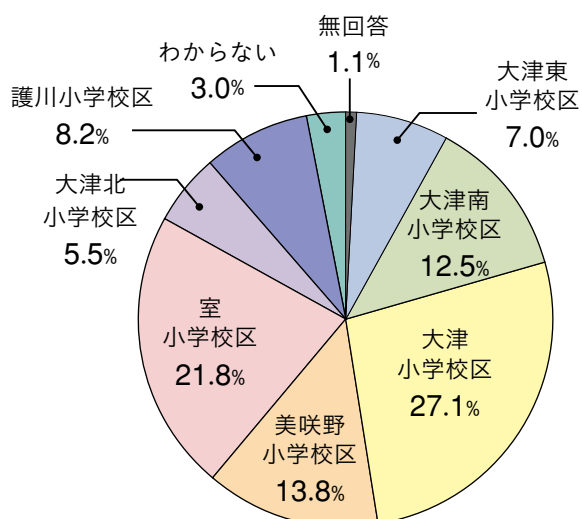
①回答者属性について



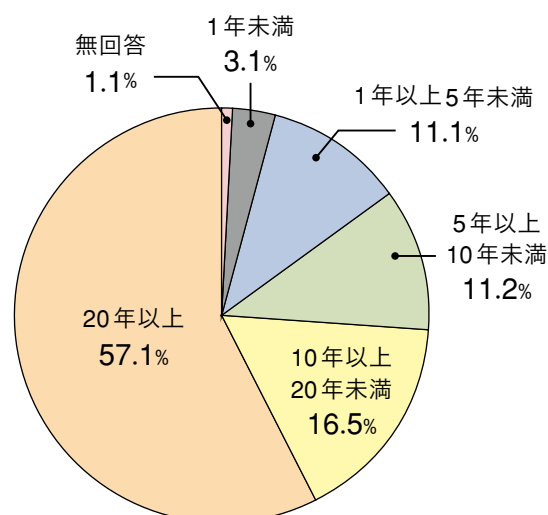
【問1. 性別】



【問2. 年齢】



【問3. 住まいの地域】



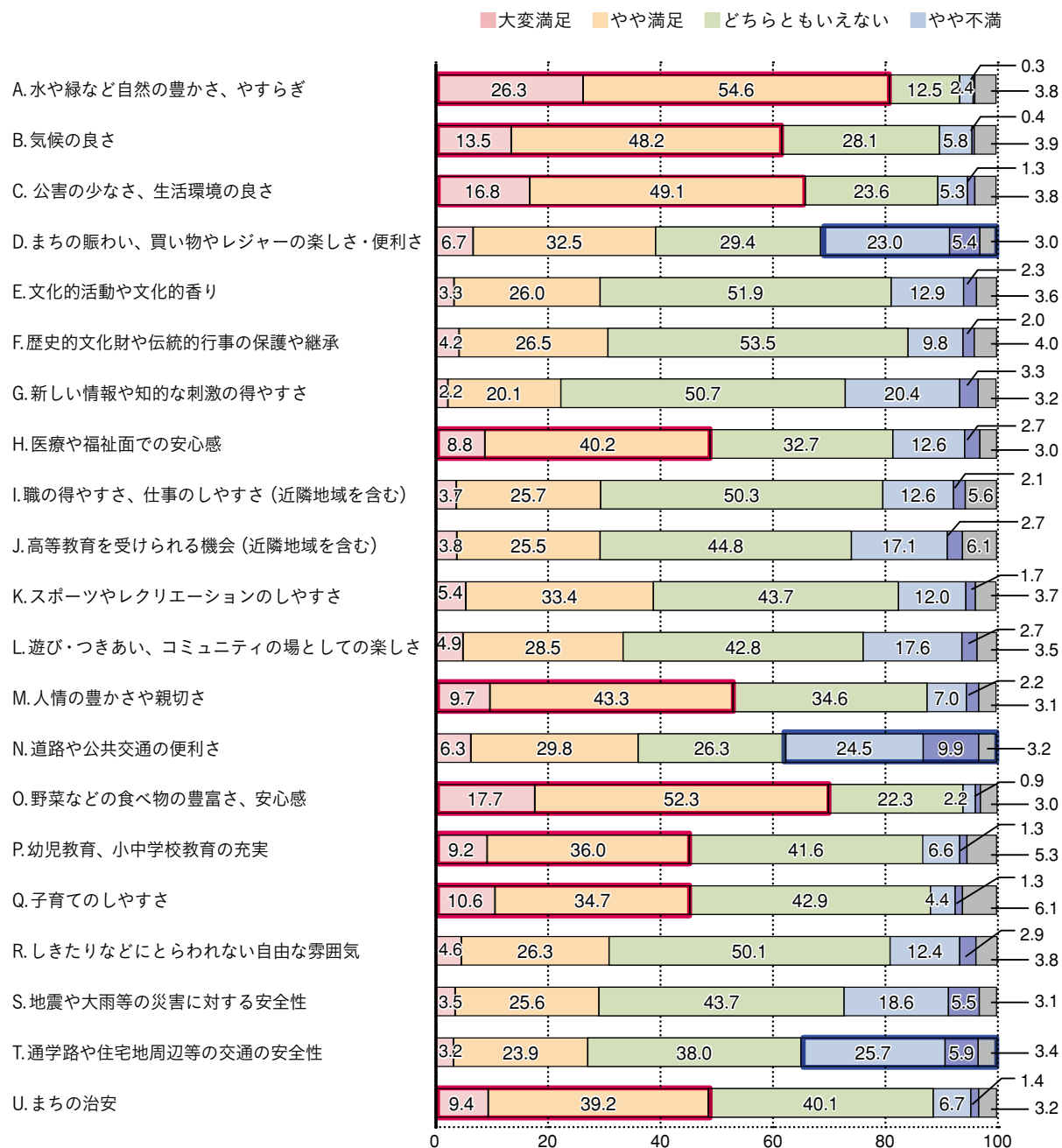
【問4. 居住年数】

【問6 通勤・通学先】

比率	選択肢	グラフ
25.1%	1. 大津町内	25.1%
11.0%	2. 熊本市	11.0%
3.8%	3. 菊池市	3.8%
2.7%	4. 合志市	2.7%
2.0%	5. 阿蘇市	2.0%
5.6%	6. 菊陽町	5.6%
1.2%	7. 益城町	1.2%
1.0%	8. 西原村	1.0%
0.7%	9. 南阿蘇村	0.7%
3.1%	10. その他の市町村	3.1%
42.4%	11. 通勤・通学していない	42.4%
1.4%	12. 無回答	1.4%
100.0%	計	10 20 30 40 50

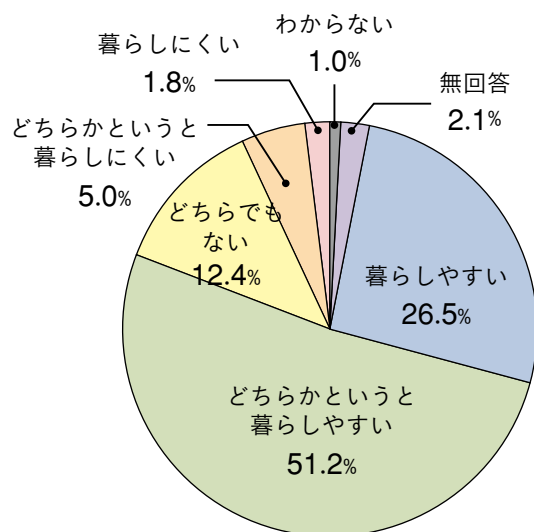
②現在の暮らしについて

【問7.暮らしの満足度】



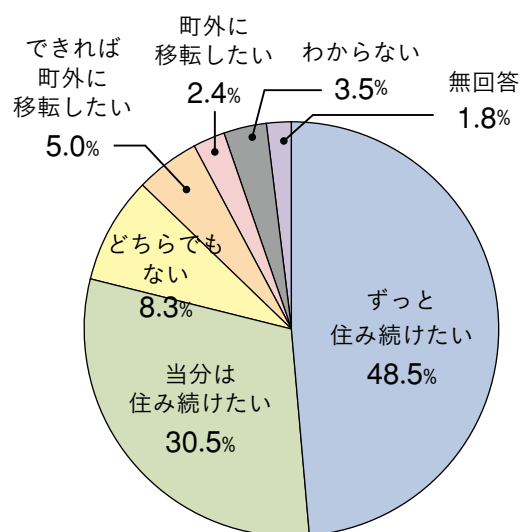
満足度が高い	満足度が低い
・ 自然の豊かさ、気候の良さ ・ 野菜・食べ物の豊富さ、安心感 ・ 生活環境の良さ ・ 医療・福祉面 ・ 教育、子育てのしやすさ ・ まちの治安 ・ 人情の豊かさ、親切さ	・ まちの賑わい、買い物の便利さ ・ 道路や公共交通の便利さ ・ 通学路や住宅地周辺等の安全性

【問8. 総合的な暮らしやすさ】



・77.7%が「暮らしやすい傾向」
・H26年 80.1%、H25年 77.1%

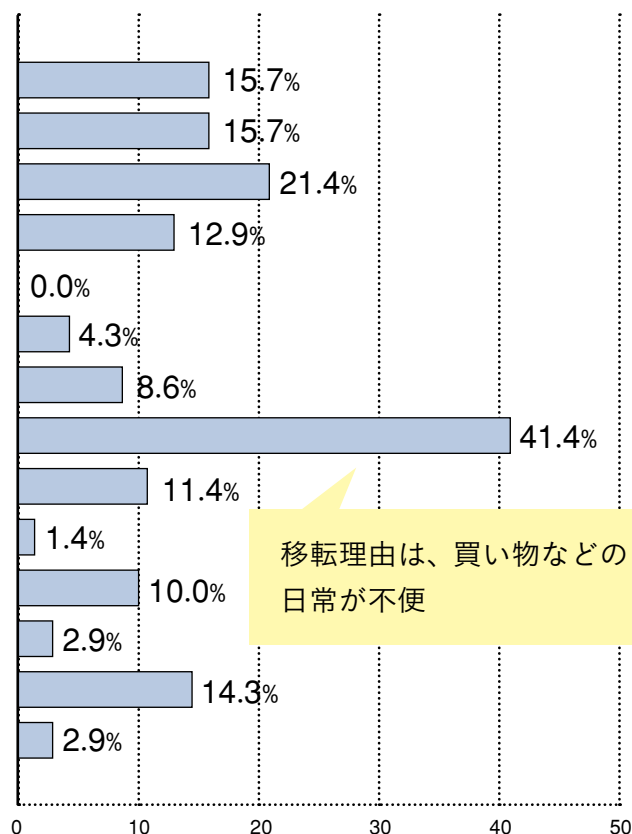
【問9. 居住意向】



・79.0%が「住み続けたい傾向」
・H26年 81.5%、H25年 77.5%

【問10. 移転理由(問9で移転と回答)】

- 1.生まれ育ったところではないから
- 2.町外に住みたいと思う場所があるから
- 3.通勤・通学に不便だから
- 4.現在住んでいる住宅に不満があるから
- 5.自然環境が悪いから
- 6.騒音、大気汚染などの公害が多いから
- 7.近所との人間関係がうまくいかないから
- 8.買い物など日常生活に不便だから
- 9.公共施設が整っていないから
- 10.教育・文化の程度が良くないから
- 11.仕事や商売の関係から
- 12.まちの安全性に不安があるから
- 13.その他
- 14.無回答

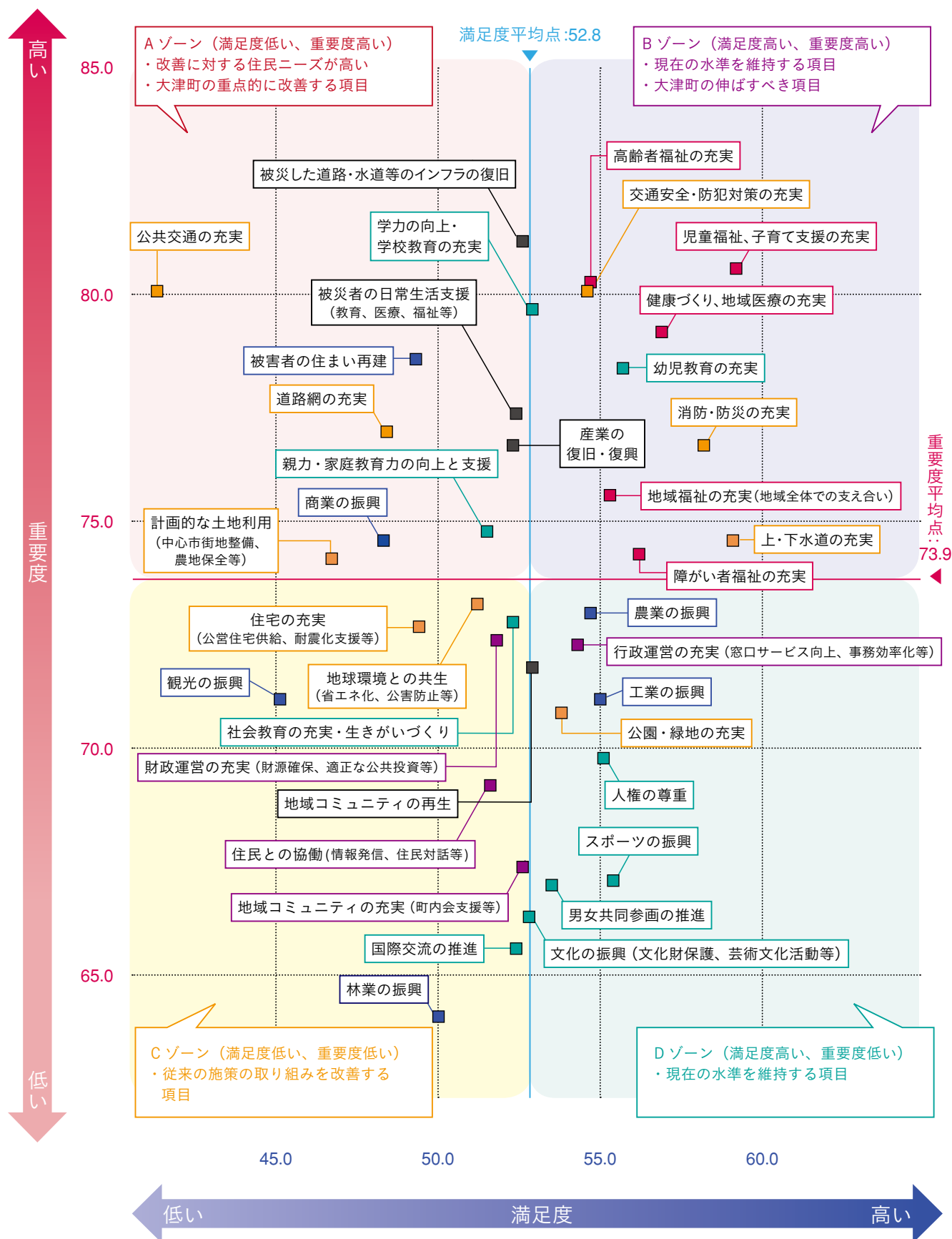


移転理由は、買い物などの
日常が不便

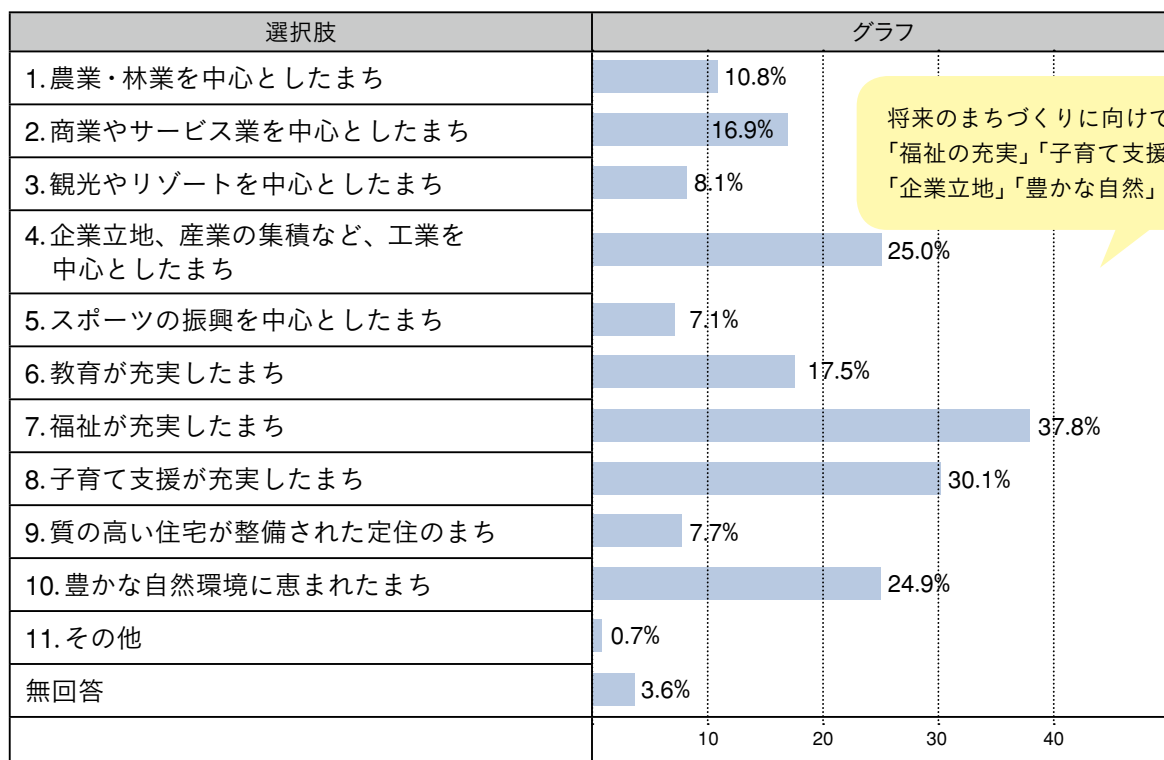
③大津町のこれからのまちづくりについて

【問11.各分野の取り組みの満足度・重要度】

満足度・重要度プロット図（全体）



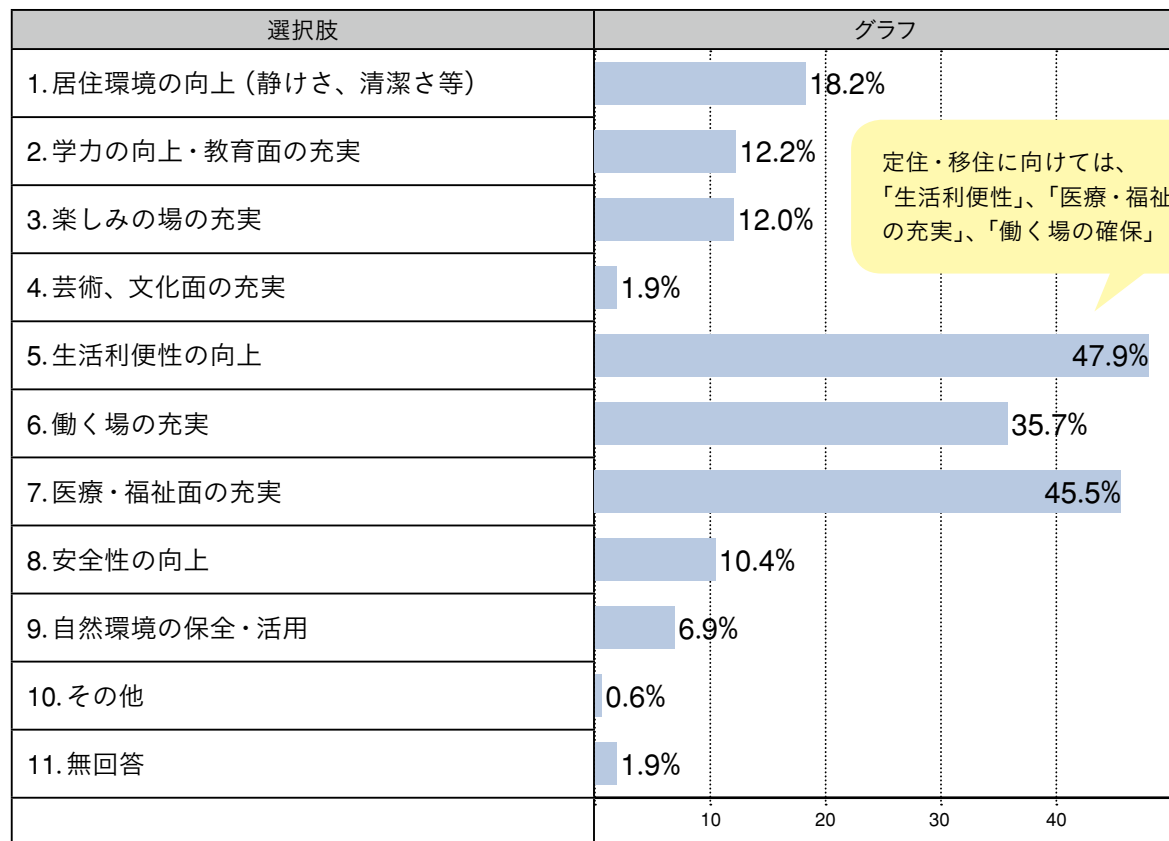
【問12. 大津町の発展に向けた方向性】



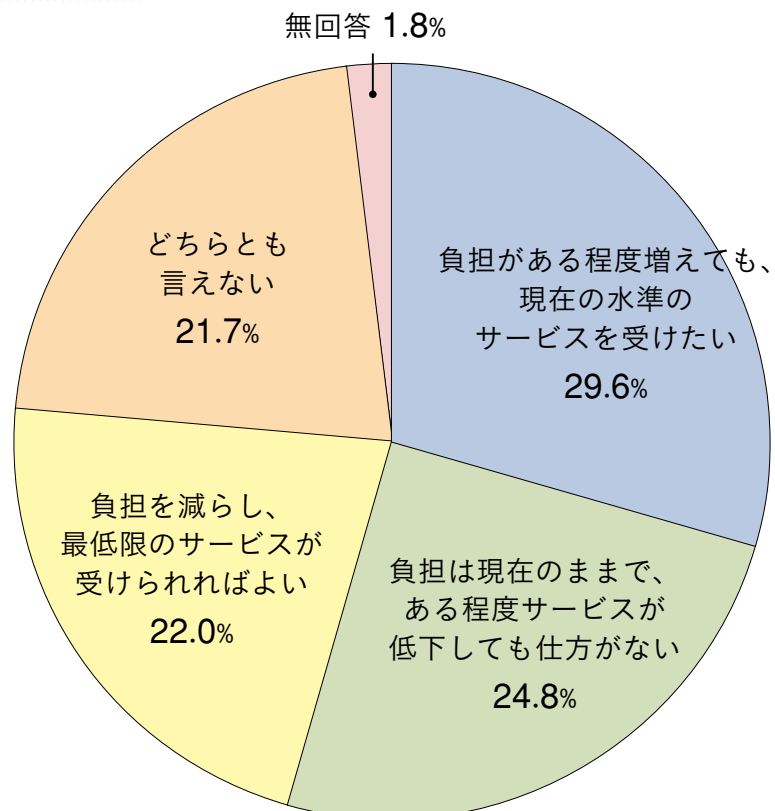
【問12. 重要な取り組み】

区分（意見数）	主な意見概要
1.農業・林業を中心としたまちの達成（20件）	・後継者育成 ・地域特性を生かした組織的、効率的な農業経営 ・大津の農産物による地域おこし
2.商業やサービス業を中心としたまち（48件）	・大型商業施設の誘致 ・商店街の活性化、駅周辺の開発 ・公共交通の充実
3.観光やリゾートを中心としたまち（7件）	・自然を活かした観光 ・サイクリングロード、スポーツのまちのPR
4.企業立地、産業の集積など、工業を中心としたまち（45件）	・企業誘致 ・若者が働きがいのある産業づくり
5.スポーツの振興を中心としたまち（17件）	・大会の誘致 ・スポーツの振興、健康づくりなど、スポーツを生かしたまちづくり
6.教育が充実したまち（32件）	・幼児教育、高等教育の充実（学力アップ） ・高校の校区の撤廃
7.福祉が充実したまち（56件）	・高齢化社会に対応した福祉の充実（福祉施設の整備、高齢者住宅整備、生きがいづくり） ・高齢者向けの移動サービスの充実 ・医療の充実
8.子育て支援が充実したまち（68件）	・待機児童の対策 ・保育園・幼稚園の充実 ・養育費等の支援（教育費補助、医療費補助、高校無償化等）
9.質の高い住宅が整備された定住のまち（15件）	・公営住宅等の改善・整備 ・上下水道、道路等の基盤整備
10.豊かな自然環境に恵まれたまち（14件）	・自然環境の保全 ・工業化ではなく自然と触れ合えるまち
11.その他（15件）	—

【問13. 定住・移住促進に向けた取り組み】



【問14. 行政サービスのあり方】



【問15. 住まいの地域の再生に向けた取り組み】

区分（意見数）	主な意見概要
福祉・保健・医療（12件）	・子どもの遊び場の確保 ・高齢者が気軽に集まれる場所の整備
産業（23件）	・駅周辺の開発 ・熊本市と阿蘇の中間地の特性を生かし、イベント等の誘致 ・スーパー等の整備（買い物弱者の対策）
教育・文化（2件）	・家庭内教育の充実、教育者の質の向上
居住環境・生活基盤（73件）	・公共交通の充実 ・生活道路の整備、アクセス道路の整備 ・道路渋滞の解消 ・地域コミュニティの充実
行財政運営（39件）	・行政区の見直し（広い、世帯が多い） ・自治活動の見直し（高齢化も問題） ・防災無線が聞き取りにくい
熊本地震対応（10件）	・57号線早期復旧 ・JRの早期再開 ・被害の復旧

【問16. 将来を担う子どもを育てるため必要な取り組み】

区分（意見数）	主な意見概要
教育面（74件）	・子どもが大津の宝（資源）と触れ合う機会の充実（歴史・文化の継承、学校でのふるさと教育、高齢者とのふれあい、各種交流） ・家庭教育の充実（親の教育も大事） ・高校の学区の見直し ・2学期制の見直し
環境面（63件）	・子育て世代を増やす取り組み ・子どもが安全・安心して遊ぶことが出来る公園、広場の充実 ・通学路の整備、通学手段の確保（公共交通、スクールバス等） ・親子で参加できる交流機会の充実 ・保育園・幼稚園の充実
就労面（16件）	・大津町にある企業のPR ・親が子育てしやすい環境の整備（育休等）
経済面（16件）	・医療費補助の継続、充実（18歳未満までとする） ・教育費の補助（義務教育無償化他） ・母子家庭の生活援助

【問43. 自由意見】

区分（意見数）	主な意見概要
福祉・保健・医療	・障害者福祉の充実（2件） ・高齢者福祉の充実（11件） ・児童福祉、子育て支援の充実（23件） ・地域福祉の充実（地域全体での支えあい）（12件） ・健康づくり、地域医療の充実（10件）
産業	・農業の振興（10件） ・商業の振興（39件） ・工業の振興（2件） ・観光の振興（28件）
教育・文化	・幼児教育の充実（3件） ・学力の向上・学校教育の充実（6件） ・親力・家庭教育力の向上と支援（2件） ・社会教育の充実・生きがいくくり（6件） ・文化の振興（文化財保護、芸術文化活動等）（8件） ・スポーツの振興（8件） ・人権の尊重（1件） ・国際交流の推進（1件）
居住環境・生活基盤	・行政運営の充実（窓口サービス向上、事務効率化等）（20件） ・地球環境との共生（省エネ化、公害防止等）（1件） ・道路網の充実（24件） ・公共交通の充実（28件） ・公園・緑地の充実（18件） ・住宅の充実（公営住宅供給、耐震化支援等）（8件） ・上・下水道の充実（3件） ・消防・防災の充実（5件） ・交通安全・防災対策の充実（12件）
行財政運営	・行政運営の充実（窓口サービス向上、事務効率化等）（29件） ・財政運営の充実（財源確保、適性な公共投資等）（7件） ・住民との協働（情報発信、住民対話等）（13件） ・地域コミュニティの充実（町内会支援等）（22件）
熊本地震対策	・被災者の住まい再建（5件） ・被災者の日常生活支援（教育、医療、福祉等）（1件） ・被災した道路・水道のインフラの復旧（2件） ・産業の復旧・復興（3件） ・地域コミュニティの再生（2件）

(2) 第5次大津町振興総合計画の評価・検証

① 評価・検証の概要

大津町振興総合計画の進捗管理については、部署ごとに評価を行うとともに、「大津町振興総合計画等評価委員会」「大津町教育委員会外部評価委員会」による外部の視点からの総合的な評価・検証を行うことにより、評価の透明性と客観性を確保することに取り組んできました。

第6次振興総合計画の策定にあたっては、これまで実施してきた「大津町振興総合計画等評価委員会 評価報告書」等を踏まえ、施策・事業の取組成果と計画の進捗状況を検証するとともに、各課ヒアリングを通じて、中長期的な視点に立って取り組まなければならない課題を抽出し、それらに対処するための施策の方向性の明確化に取り組みました。

② 評価結果の概要

ここでは、参考として平成28年度の大津町振興総合計画等評価委員会及び大津町教育委員会外部評価委員会の結果概要について記述しています。抜粋した評価概要は以下の通りです。

分 野	上段:評価組織 下段:評価結果
全体（教育部署所管を除く）	・大津町振興総合計画等評価委員会 ・大津町振興総合計画等評価委員会 評価報告書
教育部所管	・大津町教育委員会外部評価委員会 ・大津町教育委員会点検・評価報告書

参考:評価判定について

■「大津町振興総合計画等評価委員会 評価報告書」

- ・達成度について
A（予定以上:100%以上）、B（ほぼ予定どおり:100%未満70%以上）、
C（やや遅れている:70%未満50%以上）、D（大幅に遅れている:50%未満）
- ・方向性について
A（充実又は拡大）、B（現状）、C（縮小又は見直し）、D（廃止又は休止）、E（その他）
評価の詳細は、各報告書参照。評価内容も外部評価結果のみ記載し、内部評価は割愛

■「大津町教育委員会点検・評価報告書」

- ・A（計画通りに事業を進めることが適当:合計評点16点以上）、B（事業の進め方の改善検討:合計評点11~15点）、C（事業規模・内容または実施主体の見直し検討が必要:合計評点5~10点）、D（事業の抜本的見直し、休・廃止の検討:合計評点4点以下）

◆大津町振興総合計画等評価委員会による評価概要

大綱	施策	基本事業	評価		
			達成度	方向性	評価意見概要
1 地域社会とともに進める安心と安らぎのまちづくり —福祉・保健・医療の充実—	1. 地域福祉・障害者福祉の充実	1. 地域福祉推進体制の強化・福祉サービス支援の適正化	B	B	・福祉推進委員を地域内で周知させる事が必要 ・高齢者の増加を踏まえ、訪問相談の実施が多くなるとよい
	2. 高齢者福祉の充実	1. 介護保険等地域支援事業の推進	B	B	・介護予防策に注力し、住民の健康寿命の延長や介護認定者の増加を抑制
		2. 高齢者の生きがいと健康づくり	B	B	・地域包括支援センターを中心として、高齢者の生きがいと健康づくりの取組みは、年々積極的な住民参加が推進されている
	4. 保健・保険事業の推進	1. 計画的・効率的な介護保険事業の推進	B	B	・今後は在宅医療、在宅介護に制度が変わるが、誰もが安心して、健康な老後を送れるような福祉サービスが必要
		2. 健康保険事業の推進	B	B	・特定健診とガン検診の受診率の向上が必要
	5. 町民の健康づくりと地域医療の充実	1. 町民の健康づくり	C	B	・健診の実施がその後の治療・健康づくりに役立つことを町民にもっとPRすることが必要
		2. こども医療の充実	B	B	・助成額の増加は財政負担を招くため、適正受診に対する住民の理解を深めることが必要 ・子供の医療費無料は、子育て支援だけでなく、その後の生活習慣病予防・健康寿命の延長及びに医療費削減につなげることが必要 ・多重受診を抑制、啓発に重点を置く

大綱	施策	基本事業	評価		
			達成度	方向性	評価意見概要
2 力強く自立した農工商併進のまちづくり — 産業の振興 —	1. 農業の振興	1. 農業生産基盤（農業用水路）の整備	B	B	・農商工のバランスのとれた住み良い「まち」大津の実現に向け、今後とも努力を
		2. 農業生産基盤（土地改良事業）の整備	B	B	—
		3. 経営感覚に優れた農業経営の推進	B	B	—
		4. 地域に適した農畜産物の生産と流通対策の推進	C	B	・農畜産物の流通対策が重要
		5. 地域と環境に配慮した農業の推進	C	B	—
		6. 農地の保全と有効活用の推進	B	B	・意欲ある農家が収益を上げながら営農を継続できるような環境整備が必要 ・遊休農地、耕作放棄地等の拡大防止
	2. 林業の振興	1. 林業基盤の整備	B	B	—
		2. 森林が持つ多様な環境と保全の活用	B	B	・農林業は町の基幹産業のひとつであり、また、環境保全の面でも重要な役割を果たしているので、今後とも、しっかりと政策展開に努める
	3. 商業の振興	1. 商業環境基盤の整備と活性化の支援	B	B	—
	4. 工業の振興	1. 工業の振興	B	B	・企業との情報交換・提供やサポート、人材確保を推進 ・企業誘致を進め就業人口を増加
		2. 工業用水道の安定供給と公営企業の運営	B	B	・施設のメンテナンスと景気動向に配慮すること ・契約水量の7割が1社に偏っているが今後の事態も踏まえ、幅広く考える

大綱	施策	基本事業	評価		
			達成度	方向性	評価意見概要
2 力強く自立した農工商併進のまちづくり ―産業の振興―	5. 観光の振興	1. 観光施設の整備	B	B	・阿蘇くまもと空港駅開設に伴う交通インフラの再整備、循環バス整備、パークアンドライドの駐車場整備、充実が必要 ・ビジターセンター、空港駅改札業務等の観光協会への事務移管対策 ・道の駅大津での観光ガイドの強化
		2. 観光資源の開発とイベント振興	B	B	・臨空都市としての利点を活かし、インバウンド観光客対策を実施 ・町の歴史を活かした観光戦略を展開 ・明日観・肥後おおづ観光・商工会との連携を強化 ・スポーツコンベンションと交流人口増加対策 ・高雄～大津間、小学生交流事業の強化をはじめとした教育インバウンドの強化対策
3 未来を拓くふるさとづくり ―教育・文化の振興―	7. 人権を尊重する地域社会の実現	1. 地域社会における人権教育啓発の推進	B	B	—
		2. 福祉と人権のまちづくり推進	C	B	—
	8. 男女共同参画社会の実現	1. 男女共同参画の促進	B	B	・女性登用や女性区長の人数は、より積極的に働きかけが必要 ・次世代の男女に啓発が必要
	9. 国際交流事業の推進	1. 国際交流の推進	B	A	・CIRの活動を学校現場に広げて欲しい ・子どもが英語に関わる機会を増やしてほしい ・国際交流協会・町・教委・観光協会との連携・協力が必要 ・成果指標の設定が不適格と考える

大綱	施策	基本事業	評価		
			達成度	方向性	評価意見概要
4 魅力的で快適な生活環境づくり — 生活環境基礎の整備 —	1. 土地利用と都市計画の推進	1. 秩序ある計画的土地利用の推進	B	B	—
	2. 地球環境との共生	1. 自然環境の保全と活用	B	B	・省エネ・再エネの取組の強化が必要
		2. 水資源の保全と活用	B	B	・熊本地震で水資源の重要性を再認識した。地下水の維持保全のための施策を継続して実施
		3. 資源循環型社会の形成	B	B	・再生資源集団回収団体の参加を呼びかけリサイクル率を増加
		4. 公害の防止と地球環境保全の促進	B	B	—
	3. 道路網の整備	1. 生活道路の整備・改善	B	B	・ミルクロードをはじめ生活道路や通学路での交通安全が必要。また、渋滞等も利用者の不便が発生しているため、スピードを落としたり、段差をなくすなど色々な方策が必要 ・国道57号の復旧には、まだ時間がかかると思われ、周辺の道路交通には、混乱が残ることが予想される。安全確保等万全の対応を望む。 ・熊本地震の影響もあってか整備が遅れているようだが回復を待っている ・道路・橋梁の整備・維持は日常生活・産業の振興に必要な事業となる。優先順位を作り、安全安心な町づくりを進めて欲しい。
		2. 幹線道路網の整備	B	B	
		3. 農林道の整備	C	B	
		4. 都市計画道路の整備	B	B	
	4. 公共交通の維持	1. 駅周辺の交通システムの整備	B	B	・「阿蘇くまもと空港駅」を最大限生かし空港の玄関口としての機能を拡充 ・パークアンドライドが多く利用できる駐車場ができれば駅の利用や空港ライナーの利用客も増える ・ビジターセンターについては、大津の特色が有る、喜ばれる駅として改善出来ないか。特に、大津観光PRのイベントなどへの活用を今以上に望む

大綱	施策	基本事業	評価		
			達成度	方向性	評価意見概要
4 魅力的で快適な生活環境づくり — 生活環境基礎の整備 —	5. 公園・緑地の整備	1. 安全・安心な公園の整備	B	B	—
	6. 住宅の整備	1. 公営住宅の整備	D	B	・町の全体的な復興計画の中で整合を図ることが必要 ・老朽化している団地対策も必要
		2. 公営住宅の管理	B	B	・家賃滞納対策に万全を期すこと ・生活環境について入居者相談が多い。的確な対応を望む
	7. 上下水道の整備	1. 上水道の整備	B	B	—
		2. 下水道の整備	C	B	・水洗化率100%に向け努力をお願いする ・年次計画を含め、町全域の整備計画（特に未整備地域）の策定を要望する
	8. 消防・防災の充実	1. 消防・防災の推進	B	B	・災害時の具体的な防災体制について、行政がかかわりながら、区民自ら考える必要がある
	9. 地域安全の充実	1. 地域防犯体制の強化	B	B	・安心して安全な「まちづくり」に向けて、今後とも総合的な対応が必要 ・LED防犯灯は大変効果的で、今後も進めてほしい ・犯罪防止へ向け、他機関との連携を強化
		2. 交通安全施設整備の推進	C	B	・道路環境の整備は県警と十二分検討すること
		3. 交通安全教育・意識啓発の推進	B	B	・町内の交通事故の統計表を企業にも配布すれば事故減少にもつながる
		4. 消費生活の安全強化	B	B	・高齢者の消費トラブルにはPRによる広報活動も大切

大綱	施策	基本事業	評価		
			達成度	方向性	評価意見概要
5 改革と分権の時代の新たな行財政運営 — 行財政運営 —	1. 行政運営の 充実・強化	1. 行財政改革の 推進	B	B	・効率的で効果的な行政運営実現のため、今後も内部のマネジメントの充実が必要
		2. 行政の効率化	B	B	・行政サービスの住民満足度が低いのは気掛り
		3. 電子自治体の 推進	C	B	・町内イントラネット等のインフラの構築も見据えたシステム設計が重要 ・高齢者の利用の推進が課題 ・行政運営、住民サービス、ビジターへの情報サービスとしてIT・ICT対応の整備が急がれる
		4. 職員の 意識改革、 定員管理	C	B	—
		5. 公正な 入札契約事務	B	B	—
		6. 住民サービスの 改善・向上	B	B	・来庁時にすべての職員から声かけがあり、住民にとって安心して各種証明書等が取得できる環境にある ・仮庁舎では総合窓口受付がないので、高齢者が迷っているのを見かける。カウンター外での案内等こまやかな配慮が必要。 ・新庁舎ではプライバシーに気を配った仕切りのある窓口が必要
		7. 広域行政の 推進	C	B	—
	2. 財政運営の 充実・強化	1. 健全財政の 運営	B	B	・地震の復旧復興で財政状況が厳しい中、無駄を減らしつつ、住民サービスは増やす事業計画を、町民と庁内すべての課で協働して策定・推進してほしい
		2. 公有財産の 適正管理	B	B	—
		3. 信頼される 税務行政の 運営及び 自主財源の 確保	A	A	・地震の影響による減収対策が課題

大綱	施策	基本事業	評価		
			達成度	方向性	評価意見概要
5 改革と分権の時代の新たな行財政運営 ―行財政運営―	3. 情報の共有化による協働のまちづくり	1. 協働によるまちづくりと行政運営	B	B	・協働していくために住民に何を求めて行くのか、役割分担なども含め明確なポリシーを示すことが必要
		2. 情報公開と情報発信の強化	C	C	・行政情報サービスの住民満足度が低いのは気掛り
		3. 議会情報の発信強化	C	B	・町会議員選挙の投票率の低さは、施策に町民の意見が反映されていると思う人の割合の低いことと共通している ・投票率の低下は、傾向として若年層の選挙への関心のうすれからであり、この点に注目して啓蒙してほしい ・PR、口コミ等で傍聴者の増加対策を推進 ・議会情報の発信は、ほぼ達成できた。大津町議会だよりは、県内コンテストに於いても良い成績をおさめ、委員の他の努力がうかがわれる
	4. 地域コミュニティづくり	1. 地域コミュニティの活性化	B	B	—

◆大津町教育委員会外部評価委員会による評価概要（教育部所管）

大綱	施策	基本事業	評価	
			達成度	評価意見概要
1 地域社会とともに進める ―福祉・保健・医療の充実―	3. 児童福祉と次世代育成支援の充実	1. 地域における子育ての支援（子どもの健やかな成長）	A	・0～2歳児を対象とする保育については、住民ニーズに対応した事業が実施されており非常に評価できるが、待機児童の解消は改善されておらず需要を把握し住民要望に応えることが必要 ・保育士不足の解消においては、賃金対策だけでなく、魅力ある職場としての改善が必要

大綱	施策	基本事業	評価	
			達成度	評価意見概要
3 未来を拓くふるさとづくり — 教育・文化の振興 —	1. みんなの夢が叶う教育の実現	1. 教育委員会活動の公表と政策評価	—	
		2. 家庭・地域・学校の連携強化	—	
		3. 幼・保、小、中、高、の連携強化	—	
	2. 就学前教育の振興	1. 幼児期における教育の充実	A	・幼稚園よりも保育所の需要が高まっており、事業の抜本的な検討が必要 ・人的資源の確保が必要
	3. 学校教育の振興	1. 確かな学力の育成	A B	・本町独自の特色あるものであり、学校と連携し個に応じた細やかな支援・充実を望む ・国際化時代に対応できる人材育成を今後も進めることが必要
		2. 豊かな心をはぐくむ教育の充実	A	・不登校児童生徒数は増加しており、これまでの相談内容を活用し対策 ・時代に合わせて教育機会を多用に提供するなど柔軟な対応が必要
		3. 体育・健康教育の推進	A	・「生きる力」として体力づくりは重要で、今後も学力だけでなく、健康・体力面の推進が必要
		4. 良好な教育環境の整備	A	・ICT機器の導入は、児童の学習意欲の向上、教職員の資料準備の短縮から児童生徒と向かう時間の確保となるため更なる整備が必要
	4. 生涯学習の振興	1. 生涯学習の充実	B	・情報誌の定期的な発行により生涯学習情報を住民に提供したことは有意である ・事業展開に向けて、親子対象から祖父母・孫へ対象を広げることも必要
		2. 公民館活動の推進	—	
		3. 図書館の有効活用と充実	A	・13歳から20歳は来館は多いが本の貸出は低いいため、貸出につながる取組が必要 ・魅力ある図書館づくりが必要

大綱	施策	基本事業	評価	
			達成度	評価意見概要
3 未来を拓くふるさとづくり —教育・文化の振興—	5. 文化の振興	1. 文化活動の活性化と文化財・伝統文化の保存と活用	A	・文化財保護については、町民ニーズではなく公益として大津町の文化財を保護することを目的に捉えることが必要 ・保存だけでなく、活用が必要
	6. スポーツ・レクリエーションの振興	1. 生活スポーツ「健康と楽しみのスポーツ」の推進	—	
		2. 競技スポーツ「夢と感動のスポーツ」の推進	—	
		3. スポーツ基盤の整備	A	・スポーツ設備が充実するほか、総合型地域スポーツクラブは健康増進等にも寄与し評価できる

第6次大津町振興総合計画
基本構想(2018-2025)・前期基本計画(2018-2021)
～夢と希望がかなう 元気大津～

発行:平成30年3月
企画・編集:大津町役場 総務部 総合政策課
〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津1233番地
TEL: 096-293-3118 FAX: 096-293-4836



熊本県大津町